

所得稅法中改正法律案外十七件委員會議錄(速記)第十一回
議院衆第七十九回帝國議會

光緒帝國議會院議

所得稅法中改正法律案外十七件委員會議錄(速記)第十一回

會 議	昭和十七年二月四日(水曜日)午前十時三十 八分開議
出席委員左ノ如シ	出席委員左ノ如シ
委員長 勝 正憲君	委員長 勝 正憲君
理事坂田 道男君 理事大石 倫治君	理事坂田 道男君 理事大石 倫治君
理事河野 審君 理事松永 義雄君	理事河野 審君 理事松永 義雄君
青山 憲三君 石坂 養平君	青山 憲三君 石坂 養平君
伊藤 五郎君 卯尾田毅太郎君	伊藤 五郎君 卯尾田毅太郎君
宇賀 四郎君 小川郷太郎君	宇賀 四郎君 小川郷太郎君
小高長三郎君 小野 謙一君	小高長三郎君 小野 謙一君
岡本實太郎君 加藤 知正君	岡本實太郎君 加藤 知正君
金澤 正雄君 豊田 收君	金澤 正雄君 豊田 收君
篠原 陸朗君 村上紋四郎君	篠原 陸朗君 村上紋四郎君
森 芳治君 山本 大吉郎君	森 芳治君 山本 大吉郎君
青木 作雄君 田川大吉郎君	青木 作雄君 田川大吉郎君
百瀨 渡君 加藤 鯉一君	百瀨 渡君 加藤 鯉一君
出席國務大臣左ノ如シ	出席國務大臣左ノ如シ
大藏大臣 賀屋 興宣君	大藏大臣 賀屋 興宣君
出席政府委員左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ
法製局參事官 佐藤 基君	法製局參事官 佐藤 基君
内務次官 湯澤三千男君	内務次官 湯澤三千男君
内務省地方局長 成田 一郎君	内務省地方局長 成田 一郎君
内務書記官 小林 千秋君	内務書記官 小林 千秋君
大藏省主税局長 松隈 秀雄君	大藏省主税局長 松隈 秀雄君
藤本 捨助君 森 肇君	藤本 捨助君 森 肇君
大藏書記官 平田敬一郎君	大藏書記官 平田敬一郎君
陸軍少將 田中 隆吉君	陸軍少將 田中 隆吉君
馬政局長官 粟屋 仙吉君	馬政局長官 粟屋 仙吉君
拓務省管理局長 中野 勝次君	拓務省管理局長 中野 勝次君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
所得稅法中改正法律案(政府提出)	所得稅法中改正法律案(政府提出)
法人稅法中改正法律案(政府提出)	法人稅法中改正法律案(政府提出)
所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案(政府提出)	所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案(政府提出)
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)
國庫出納金額端數計算法中改正法律案(政府提出)	國庫出納金額端數計算法中改正法律案(政府提出)
戰時災害國稅減免法案(政府提出)	戰時災害國稅減免法案(政府提出)
所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)
織物消費稅法中改正法律案(政府提出)	織物消費稅法中改正法律案(政府提出)
物品稅法中改正法律案(政府提出)	物品稅法中改正法律案(政府提出)
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	電氣瓦斯稅法案(政府提出)
廣告稅法案(政府提出)	廣告稅法案(政府提出)
馬券稅法案(政府提出)	馬券稅法案(政府提出)
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	印紙稅法中改正法律案(政府提出)
臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)	臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	特別法人稅法中改正法律案(政府提出)
營業稅法中改正法律案(政府提出)	營業稅法中改正法律案(政府提出)

○ 地方分與税法中改正法律案(政府提出)
○ 陸委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマ

青木君
——青木（作）委員

スマスル國家事務ハ極メテ多端トナリマシ
ノ、戦争遂行上重要ナル役割ヲ演ジテ居リマ

ヘルコトハ贅言ヲ要セザル所デアリマス、

ノ下ニアツテハ彈力性ニ乏シク、四苦八苦アリ。槩々重々居シ、云フ古才材少シ。

ノヤリ続天重名テ居ルト云フ市町村が少々
ノイコトハ、同僚議員ノ既ニ指摘セラレテ

店ル所デアリマス、政府ハ今後常ニ此ノ里
ニ留意セラレマシテ、苟モ行詰リニ陷ラナ

イヤウニ遅滯ナク善處セラレルト共ニ、配
内税ノ配分ニ關シマシテハ手心ニ遺憾ナキ

ノ期セラレシコトヲ私ハ切ニ要望致シマス、
ムガ此ノ機會ニ於テ内務大臣ノ御意見ヲ伺

シタイト思ヒマスルノハ、自治制度ノ改革
シタ本會議ニトゞ是昌ニラントカソウカヘ

第三回 本會讀ニナセ提出セテレナツタガハムフ一點デアリマス、現在ノ自治制度ハ時

代ニ即セザルコトハ今更呶々ヲ要シマセベ、其ノ中急ヲ叫バレマスルモノニ大都制

柔ナルモノガアリマスルガ、私ノ特ニ茲デ
中上ゲタイト思ヒマスルノハ、市町村制ノ

蘇リニ自由主義的デアルト云フコトデアリス、市町村會議員ハ選舉デ選バレマスル

カ、其ノ市町村會ガ選ンダ市町村長ハ直チ
ニ市町村、支配者、ナシ、ニアリマス、

市町村ノ交際者日本ノテアリマス
如何ナル制度モ悉ク我ガ皇國ノ一部ナラザ

ノモノハナイノデアリマシテ、臣民ハ
天皇中心ノ國民生活ヲ營ムノデアリマスカ

ノ、假令制度ガ恰モ獨立ノ共和國ノヤウニ自
由デアツテモ、選バレタ人ガ臣道ヲ實踐シサ

、スレバ何等問題ハアリマスマイ、併シ實際中々サウ參リマセヌ、第一市町村長ヲ選舉集

スペキ市町村會議員ノ選舉ガドウデアリマスカ、言論文章ノ威力ト云フモノハ皆無デアリマス、是ハ言論文章ノ人ト云フヨリモ小マメニ立効ク人、德望、人格、事業關係ノ情實、サウ云フヤウナモノガ「言論、文章ヨリ以上ニ選擇ノ標準ト見テレルノデアリマスルケレドモ、更ニソレヨリ強力ナルモノハ所謂潛行運動ナルモノノ威力デアルコトヲ否定スルコトハ出來マセス、所謂金權候補ナルモノハ市町村會議員選舉ニ對シテハ、殆ド例外ナク當選シテ居リマス、此ノ傾向ハ事變ノ深刻化ト共ニ激化致シマシタ、即チ警察官ノ手不足、未熟、裁判所ノ書記中、練達ナル者ノ不足シテ來タコト、其ノ補充難等ニ依ツテ、取締竝ニ大檢舉ハ努メテ避ケジタノデアリマス、假ニ取締ニ缺陷ハナシト致シマシテモ、時局下人心ニ不安衝動ヲ與フルト云フヤウナ大檢舉ハ努メテ避ケナケレバナラナイノデアリマスカラ、此ノ方針ノ爲ニ自治體ノ選舉ハ容易ニ舊態ヲ改メルニ至リマセヌ、此ノ結果最モ苦々シイノハ闇取引デ巨利ヲ博シタル徒輩ガ轡ヲ竝ベテ地方自治政ニ乘出スコトデアリマス、帝國議會デノ舊政黨的色彩ハ著シク拂拭サレマシタガ、今最モ濃厚ニ殘存スルモノハ、レタ窮餘ノ一策ガ、實ニ大政賛會ヤ選舉實ニ斯カル實情ニアル地方自治體デアリマス、一昨年ノ新體制運動以來、地方自治體ニモ可ナリ當局ノ強壓政策ガ行ハレタノデアリマスルガ、而モ尙ホ政治的ニ最後ニ取残サレタル所ノ自由主義ノ牙城トナツテ居ルノデアリマス、此ノ牙城ヲ葬ルベク執フレタ窮餘ノ一策ガ、實ニ大政賛會ヤ選舉肅正運動ニ依ル推薦制度ナルモノデアリマス、嚴正ナルベキ選舉ヲ官自ラ強壓ヲ持チ違法ノ方法ニ訴ヘテマデヤラナケレバナラ

ナイト云フ實情ハ、實ニ戰時下ノ政治組織
ノ中堅タル自治體ノ改善ガ忽セニ出來ヌト
云フカラデハアリマセスカ、戰爭ノ目的ヲ
達スル爲ニハ過般ノ總理モ仰シヤツタヤウ
ニ一億一心ノ結束ヲ固メナケレバナラナ
イ、其ノ爲ニ不必要ナル磨擦ハ直接戰爭遂
體ノ活動ヲ一時停止ヲ命ジ、專ラ煩被リ主
義デ來ルベキ選舉ヲ行ハレル積リデアリマ
スカ、戰爭ハ短期ニ大局ヲ制シ得ルコトガ
内務大臣ニ於カレマシテハ斯ノ如キ翼賛團
體ノ活動ヲ一時停止ヲ命ジ、專ラ煩被リ主
義デ來ルベキ選舉ヲ行ハレル積リデアリマ
スカ、戰爭ハ短期ニ大局ヲ制シ得ルコトガ
望マシイノデアリマス、併シ相手ハ米英、
更ニ「ソ」聯ノ動向モ油斷ヲ許シマセヌ、當
然長期ニ瓦ルト云フコトモ覺悟シナケレバ
ナリマセヌ、然ラバ此ノ問題ヲ長ク其ノ儘
ニシテ置イテ宜イト御考ヘニナツテ居ルノ
デアリマスカ、選舉ヲシテシマヘバ四年間
ハ延バサレルノデアリマス、政府ハ此ノ選
舉ハシテモ、大局ノ見透シガ付イタ時ニハ、
市町村會モ同時ニ解散ヲ命ジテ、欲スルガ
如キ翼賛體制ニスルト云フ御考ヘヲ以テ此
ノ選舉ニ臨マレルト言フノデアリマスカ、
首相ハ機構改革ヨリモ寧ロ人ニアル、人事
ノ運用デヤツテ行ケルト云フ所ノ信念ヲ披
瀝セラレマシタ、洵ニ私モサウ恩フノデア
リマス、併シ只今申シマシタヤウナ選舉デ
選出セラレタ市町村會議員ガ選定シタ市町
村長ハ、現行法上刑餘ノ身トナラナイ限り
ハ、内務大臣、知事ガ、ドウモアノ男ハ此
ノ時局下ニ於テ翼賛トカ何トカ云フコトニ
關係スベキ柄ノ男デナイト御考ヘニナリマ
シテモ、變更ハ出來マセヌ、其ノ人ノ有ス
ル限リノ忠誠ニ依存シテ國政ノ末梢ヲ司ラ
シメナケレバナリマセヌ、彼等ノ中ニハ現
行法ノ與ヘタ城廓ニ傲然ト構ヘテ、更ニ現

狀維持ニ汲々シテ居ル者ガアルノデアリ
マス、即チ翼賛會、翼賛壯年團ノ組織ニ
當ツテ、之ヲ自己陣營ニ取入レントスル者
ガアルノデアリマス、之ニ對シテ烈々タル
所ノ翼賛精神ニ燃エル者ハ抗爭シマス、此
處ニ紛議ガ生ジ、組織困難ガ生ズルノデア
リマス、翼賛壯年團ガ到ル處ニ早ク出來ナ
ケレバナラヌニモ拘ラズ、今尙ホゴタヽ
シテ居ル所ガアルト云フノハ、斯ウ云フ實
情ヲ内面ニ持ツテ居ルノデアリマス、而モ
之ヲ全國的現象ナリト斷言シ得ルノデアリ
マス、此ノ原因ハ一一ニ現行制度ノ自由主義
的缺陷ニアリト私ハ信ズルノデアリマス、
今此ノ委員會ニ付託セラレテ居リマス所ノ
増稅案ハ決シテ輕イモノデハアリマセヌ、
國民ハ此ノ以上ノ重稅ヲモ覺悟シテ居リマ
スガ、併シ此ノ一千二百万圓ヲ翼賛會ニ支
出セラレル政府ノ御胸中ハ、必ズヤ翼賛運
動ノ必要ヲ認ムルモノ切々タルモノアレ
バコソト信ズルノデアリマスガ、其ノ金
ハ、若シ運動ノ目的ガ達セラレルナラバ、何ノ
私共決シテ惜シイトハ思ヒマセヌ、併シ若
シ其ノ翼賛團體ノ殼ノ中ニ舊體制ガ其ノ儘
ヤドカリノ如ク居坐リ込ンダノデハ、何ノ
爲ノ金デアルカ、血ノ出ルヤウナ金デアリ
マス、甚ダ私ハ惜シイト思フ、今ヤ重要產
業ハ數十年ノ粒々辛苦ノ事業ト雖モ、國家
ノ必要トアラベ整理統合セラレ、他人ノ手
ニ委ネナケレバナリマセヌ、殆ド一切ノ機
市町村ノミガ奇怪ニモ例外トナツテ居ルト
ト認メル時ニ於テハ、政府ノ任免ノ外ニ立
ツコトヲ許サレナインデアリマス、然ルニ
云フコトハドウデアリマスカ、市町村ハ内
務省ノ監督下ニアルカラ宜イデヤナイカト

言フノデアリマスガ、ソレハ形式的ナ話、市町村コソ翼賛ノ中核トナラケレバナラス、翼賛會ノ支部ヲ設ケ、ソレガ土藏ノ外カラ土藏ノ中ニアルモノヲ温メルヤウナ恰好ヲシテ、外カラ翼賛精神デ吹付ケテ行ツテ市町村長ヲ翼賛的ニショウ、市町村會議員ヲ翼賛的ニショウ、斯ウ考ヘマシテモ無理デアリマス、隔靴搔痒ノ感ナキヲ得ナイノデリマス、政府ハサウ云フコトデナシニ、直接國政ノ末端ヲ扱ヒ五、六億ニ上ル多額ノ經費ヲ使ツテ居ル、自治團體其ノモノヲ何故翼賛的ナ中核組織トセラレナイノデアルカ、サウシテ初メテサウ云フ團體ト地方支部トガ表裏一體トナツテ、政府自ラ音頭ヲ取ランクテモ立派ナ活動ヲシテ銃後ヲ固メルコトガ出来ルノデアラウト思フノデアリマス、私ハ斯ウ申シタカラト云ツテ市町村長ヲ官選ニセヨト云フノデハアリマセヌ、選舉ニ依ルコトヲ基本トハ致シマスガ、其ノ結果ニ付テハ政府ノ許可ヲ要スル制度ヲ採リ入レラレクラドウカト思フノデアリマス、自治體ノ改革ニ付キマシテハ色々細カイコトガアリマスガ、此處デ何モ彼モ曝ラケ出シテ此ノ委員會デ論ズベキコトデモアリマセヌノデ、私ハ中心トナルベキ、其ノ一番儀表トナルベキ人物ノ上ニアル、此ノ制度ノ自由主義的缺陷ヲ述べテ政府ニ懇ヘタイト思フノデアリマス、今日位國民教育ニ重大ナ時ハアリマセヌ、併シナガラ先般ノ地方稅制改正、義務教育費國庫負擔、斯ウ云フコトニ依リマシテ可ナリ國民教育ニ對スル市町村會議員ノ活動ノ弊ガ除去カレタヤウデアリマスガ、今尙ホ彼等ノ地方教育界ニ食入ツテ居ル力ハ牢固トシテ抜クベカラザルモノガアリ、洵ニ恐ルベキモノガアリ

マス、唯之ヲ明ラサマニシマスレバ、前ニモ申シマシタヤウニ地方人心ニ非常ニ大キナ結果ヲ及ボシマスカラ、唯臭イモノニ蓋ガシテアルト云フダケデアリマス、中身ヲ見ルト云フト洵ニ戰慄スベキモノガアルノデアリマス、是ハ内務次官ニ於カレマシテモク御承知ノコトデアル、私共、以上ニ御手許ニハ色々ノ報告ガ來テ居ルト思ヒマス、併シドウニモナラナイト云フノデハ、是デハ私へ大東亞戰爭ハ長期ニ亘ツテヤレナイト思フノデアリマス、政治ハ人デアリマス、人ヲ得ルニ困難ナル制度ハ速カニ變ヘナケレバナラヌ、内務當局ハ之ニ對シテドウ云フ御決意ヲ持ツテ居ラレルカ伺ヒタイト思マヒス

ヲ與ヘラレデ居ルニ拘ラズ、其ノ自治體發達ヲ圖ルト云フコトニ付テ種々ナ弊害毛生ジテ來テ居ルト云フコトハ、是ハ洵ニ事實ノヤウニ思フノデアリマス、斯ウ云フ點ハ一體何處ニ存在スルカ、或ハ我國民性ノ上カラ自治的ナ活動ト云フコトハ非常ニ難カシイ、寧ロ官治的ナ、治メラレルコトニ依ツテ、容易ク其ノ目的ヲ達シ得ルヤウナ國民性デアルカ、或ハ極積的ニ自治ノ能カ力ガナインデアルカドウカ、斯ウ云フ國民性ノ大キナ問題ガアルカドウカト云フコトハ一ツ十分ニ考へナケレバナラヌ問題ダト思フノデアリマス

第二ニハ今御話ニ述ベラマシタヤウナ風ニ思想ノ變化ニ基イテ來テ居ル點ガアリハシナイカ、一面ニ於テハ時代ガ非常ニ急進シテ參リマシテ、國家ノ目的ニ合致セシメント云フ要求ガ非常ニ大デアル、御話ニシメルト云フコトノ方ガ遙カニ必要ヲ生ジテモ、其ノ會長ヲ選ブト云フ場合ニ國家ガ自ラ之ヲ選ンデ居ル、國家ノ意思ヲ滲透セシメルト云フコトノ方ガ遙カニ必要ヲ生ジテ來テ居ルノデハナイカ、其ノ急速ナ國家ノ要求ニ對シテ、地方ノ自治體ノ現在ノ組織ガソレニ應ジ切レナイヤウナ狀態ニナツテ居ル、或ハ又其ノ考へ方ガ應ジ切レナイヤウナ狀態ニナツテ來テ居ル、國家ノ非常ニ飛躍ニ應ジラレナイト云フヤウナ思想トノ關係カラ來テ居ルカドウカト云フヤウナ點モ考ヘナケレバナラスカト思フノデアリマス、又モウ一つニハ支那事變以來國家カラ要請サレマシタ事務ガ非常ニ増加シテ參リマジテ、之ヲ處理スルト云フコトニ付キジテ來テ居ル譯ニアリマスガ、之ヲ處理ス

ルト云フコトノ觀念ノ上ニ於テ、地方ノ町
村民ガ本當ニ理解ガナイ舊態依然トシテ元
ノ儘デアツテ、時代ノ要求ニ對シテ十分目
覺メテ居ラナイ、一面國家ハ町村ニ對シテ
非常ニ重大ナル事務ヲ要求シテ來テ居ル、
斯ウ云フコトノ上ニモ非常ナ間隔ガ生ジテ
來テ居ルノデハアルマイカト云ツタヤウナ
色々ノ方面カラ、今日ノ自治體ノ十分ナ強
力ヲ發揮出來ナイト云フ點ニ付テ考ヘラレ
ルノデアリマスガ、然ラバ之ヲドウ云フ風
ニヤツタラ宜カラウカ、少クトモ現狀ノ儘
デハイケナイト云フ結論ニ對シテハ、私共
全ク同感ナノデアリマス、ソコデ抜本的ナ
改革ガ直チニ所期出來ルカドウカト云フ問
題モアリマス、之ニ付テハ先程申上ゲマシ
タ國民性ノ問題ト云フコトモ考ヘナケレバ
ナリマセヌ、ソレカラ今ノ思想ノ變化ト云
フコトモ考ヘナケレバナリマセヌ、併シ何
レニシテモ當面ノ仕事ヲ十分ニ處理スルト
云フコトニ付テ町村民ノ自覺ヲモウシシ深
メル、又國家ノ意思ヲ最下部マデ滲透セシ
メルト云フコトハ、是ハ今日ノ時局ノ上カ
ラ言ツタナラバ絶對ニ必要デアルト考ヘマ
ス、ソコデ私共ノ方ニ於キマシテモ市制及
ビ町村制ノ改正ト云フモノハ是非之ヲ斷行
致シタイ、斯ウ云フヤウナコトデ略、或爾種
ノ成案ヲ持ツテ參ツタノデアリマス、又先程
青木サンノ御話ノヤウナ、町村長ガ唯町村
會ノ選舉ダケデ其ノ職務ニ就ケルト云フノ
デハアルマイカ、斯ウ云フヤウナコトヲ考
ヘマシテ、サウ云フヤウナ腹案ノ下ニ此ノ
改正案ヲ出シタイト云フヤウナ風ニ考ヘテ

居ツタノデアリマスガ、御承知ノヤウニ今度ノ議會ハ、大東亞戰爭ニ我ガ國家ガ突入致シマシテカラ間モナイコトデアリマスシ、緒戦ノ戰果ヲ十分ニ確保シテ、廳テ來ルベキ大發展ニ備ヘナケレバイカヌ、致シマシタノデ、私共ノ方カラ市制、町村制ノ改正或ハ都制定ト云フヤウナモノハ、此ノ際ノ議會ニハ遠慮致シマシタヤウナ次第デアリマスケンドモ、是ハ來ルベキ大發展ノ問題ヲ處理スル議會ガ恐ラクハ近ク開カルルコト私共ハ期待致シテ居リマスガ、サウ云フ機會ニハ是非トモ此ノ問題ヲ解決スペク提案致シタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、要スルニ結論ニ於キマシテハ、青木サンノ御見解ト全然同意見デアルト云フコトヲ申上ゲ得ルダラウト思ツテ居リマス

ヲ擧ゲテ居ルノデハナイカト思フノデアリ
マス、サレバ大東亞戰ノ建設ニ付テモ地方
自治體ノ改革ニ依リマシテ、早ク地方ノ細
胞組織ヲ政府ノモノトシナケレバナラヌ、
ソレガ四年先ニナルカ四年後ニナルカト云
フコトハ大キナ達ヒデアル、ト申シマシタ
カラト言ウテ、私ハ只今直グ翼賛壯年團ヤ
翼賛會ガソレニ對應スルダケノ十分ナル準
備ガ出來テ居ルトハ申シマセヌ、現在ノヤ
ウナ變ナガサツナ團體ニ依ツテ直チニ之ヲ
期待スルト云フ如キハ、是ハ甚ダ亂暴ナ議論
デアリマスガ、併シ行キ方ニ於テハ私ハ此
ノ方向ヲ辿ルヨリ外ニナイト思フ、ダカラ
是ガ整備ト相俟ツテ、是ガ整備サレタ場合
ニハ、何時デ現行法ニ依ル市町村會ヲ解
散シテ、サウシテ提案セラレタル改正案ヲ
即時實施ト云フコトニナリマスルヤウナ御
決意ヲ以テ臨マレナケレバ、私ハ折角ノ御
決意モ時ノ問題ニ於テ非常ニ遲レテ來ル、
市町村ニ關スル限りニ於キマシテハ、政府
ガ十年前ニ此ノ大東亞戰ノ準備ニ掛カラレ
テ居ルナラバ、市町村制八十五年後ニナツ
テ初メテ其ノ態様ヲ整ヘルト云フヤウナ變
ナコトニナリ、一番遲レテ來ルノデアリマ
スルカラ、一番早ク追付カセナケレバナラ
ヌ、斯ウ私ハ思ヒマス、此ノ以上ハ申シマ
セヌガ、其ノ點ニ付テドウ云フ御考ヘヲ以
テ居ラルルカ御尋ネ致シタイ

マスル上ニ於キマシテハ十分ナル善處努力ヲ致シタイト思ツて居リマス
○勝委員長 大石倫治君
サウデアリマスカラ、内務次官ノ方カラ先ニ質問シテ吳レトノ委員長ノ御注意ニ依リマシテ、内務次官ニ先ニ御尋ネ致シタイト思ヒマス、私ハ主トシテ今回新タニ設ケラレマスル新稅ノ中、馬券稅ニ付テ御尋ネヲ致サウト思フノデアリマス、内務省ノ關係ト致シテ御尋ネヲ致シマスル事柄ハ、競馬ニ對スル内務省ノ觀念ト申シマスルカ、考へ方ト申シマスルカ、甚ダ私共ノ時ニ落チナイ點ガアルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付テ御尋ネシタインデアリマスガ、ソレヨリモ最モ緊要ナル直接ノ關係ハ、ノミ屋行爲ノ取締ニ關スルコトデアリマス、此ノ度新タニ賦課セラレマスル馬券稅ハ、競馬法ニ依ル競馬ニ對スル馬券ノ發行ニ對スル課稅、並ニ的中拂戻金ニ對スル課稅ノ二様ノ課稅ヲ受ケ、又軍馬資源保護法ニ依ツテ行ハレマスル鍛錬馬競走ニ對シテハ、優等馬票ノ買受ニ對スル課稅、並ニ拂戻金ニ對スル課稅ノ二重課稅ガ起サレルコトニナツテ居ルノデアリマス、競馬法ニ依ル競馬ハ既ニ現在ニ於テハ賣上金、所謂賣得金ノ百分ノ十八ト云フ控除額ヲセラレテ居リマシテ、其ノ控除額ノ中ヨリ一一・五ト云フ政府納付金ヲ致シテ居レマシタ大正十二年ノ當時ニ於テハ、僅カ百分ノ一デアツタノデアリマス、然ルニ今日政府納付金ノ如キモ競馬法ガ制定實施セラレマシタ大正十二年ノ當時ニ於テハ、殆ド十二倍トモノハルノデアリマス、此ノ控除額ト云フモノハ決シテ輕イ控除額デハゴザイマセヌ、殊ニスペキ高額ニ上ツテ居リ、所謂競馬「フア

ンノ負擔ト云フモノハ非常ニ重クナツテ居ルノデアリマス、隨テ拂戻金ノ金額ノ上ニモ影響ヲ及ボシテ居ルノデアリマス、茲ニ又更ニ馬券ヲ買フ者ハ競馬法ニ依ルモノハ百分ノ七、其ノ拂戻ニ際シマシテハ、法定金ヲ控除シタル殘リノ金額ニ對スル百分ニ二十ト云フ負擔ヲ受ケネバナラヌ、優等馬票ニ於キマシテハ、馬券ノ購買ニ當ツテハ百分ノ四、拂戻ニ當リマシテハ百分ノ十ト云フ課税ヲ受ケルノデアリマス、軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走ニ依ル所謂競馬デアリマスガ、優等馬票ヲ發行シテ居ル此ノ競走ニ於キマシテハ、各鍛錬馬競走ヲ行フ、主催者ニ於キマシテ大體ニ於テ百分ノ二十五ト云フ控除額ノ負擔シテ居リマス、デアリマスルカラ拂戻サレマスル金額ト云フモノハソレダケ少クナツテ居ル、斯ウ云フ所ヘ更ニ百分ノ四デアリ、百分ノ十デアルト云フ風ニ重課セラレルノデアリマスカラ、當然ドウシテモ「ファン」ノ負擔ガ餘り重過ギル、拂戻ノ歩合ガ非常ニ少クナル、殊ニ鍛錬競走ニ於ケル影響ハ一層甚グシイト思フノデアリマス、サウナリマスルト、茲ニ一番問題ニナリマスルノハ、ノミ屋行爲ト云フモノガ非常ニ跋扈シテ來ル虞ヲ持ツノデアリマス、俗ニ今日マデ稱スル公認競馬ニ於キマシテハ、先ノ控除額ト今回課セラレル稅金トヲ加算致シテ見マスルト、大體ニ於テ一回百分ノ三十以上ニナルカモ知レマセス、又鍛錬競走ノ方ニ於キマシテハ百分ノ三十五乃至六、七ニナルノデアリマス、是ガ所謂稅金トナリ、控除額トナツテ、重イモノガ行ハレマスト、ノミ屋ハ之ヲ免レントスル意味ニ於キマシテ法律ノ下ヲ潜ツテ、色々巧妙ナル手段ニ依ツテ此ノノミ屋

行爲ヲ行ツテ、競馬主催者ト同様ノコトヲ
ナスノデアリマス、斯様ナ者ハ今日マデデ
アリマシテモ各所ノ競馬場へ現ハレマシテ、
年々檢舉セラレル數ニ於キマシテモ、夥シ
イ數ニ上ツテ居ルノデハナイカト考ヘラレ
ル、又此ノノミ屋行爲ト云フモノノ檢舉ガ
非常ニ困難デアリマシテ、其ノ取締ニ於
キマシテモ容易デナイノデアリマス、此ノノ
ミ屋行爲ガ跋扈シマスルト、當然買得ズベ
キ金額ニ影響ヲ致シマシテ、其ノ影響ハ龐
テハ國庫ノ收入ヲ減少シ、又政府納付金ヲ
減少シ、又此ノ馬事施設ノ爲ニ行ヒマスル
所ノ、今日マデハ軍用保護馬中央鍛錬會ト
リマス、サウデアリマスルカラ、此ノノミ
屋行爲ト云フモノハ、ドウシテモ完全ナル
取締ヲナスニアラザレバ、折角茲ニ新稅ヲ
設ケラレマシテ此ノ馬券稅ヲ賦課スルコト
ニナリマシテモ、國家ノ目的ハ達成シナイ
ト云フ結果ニ陷ルノデアリマス、其ノ點ニ
付キマシテ今日マデノ内務省ノ取締ノ現狀
ヲ見マスルト、隔靴搔痒ノ歎ガアリマシテ、
今後ニ於キマシテモ尙ホ此ノ取締上ニ吾々
ハ疑ヒヲ持ツノデアリマス、仍テ内務省ハ
是等ニ對スル取締ヲ如何ニナサル積リデア
ルカ、此ノ點ヲ伺ツテ置キタイ

持ツテ居ル連中ガ裏面ノ行爲ノ方ニ走ツテ、ノミ屋ノ方ニ誘惑サレル場合ガ非常ニ多クナリハシナイカ、サウスルト折角ノ課稅ノ目的ガ達セラレナイト云フ虞ガアリハシナイカ、斯ウ云フ點ガ一ツアルト思フノデアリマスガ、ソレニ付テハ一體内務省自體ノ取締ガ非常ニ難カシクナツテ來ル、詰リ稅ガ上レバ上ル程ノミ屋行爲ガ多クナツテ來ルト云フ結果ニナツテ來テ、取締ノ厲行ガ中々難カシイデヤナイカ、然ラバ其ノ取締ヲダウ云フヤウニシテ目的ヲ達成スルカ、斯ウ云ツタ意味ノ御尋ネデハナイカト思フノデアリマスガ、此ノ稅ノ高サヲドノ程度ニシタナラバ課稅ノ目的モ十分ニ擧ゲ得ラレ、而モ勝法行爲ノナイヤウニ出來ルカト云フ分界點ガアルカモ分リマセヌガ、是ハ非常ニ難カシイコトノ一ツデアラウカト思ヒマス、唯課稅當局ノ方カラ考へテ、或ル程度ノ課稅ハ此ノ際已ムヲ得ナイ、斯ウ云フヤウナ標準ガオ立チニナルナラバ、私共ノ方ト致シマシテハ、假令ソレガノミニ屋行爲ヲ誘發スルヤウナ狀況ニナリマシテモ、其ノ取締ノ方ニ厲行スル外致シ方ガナイ、是ハ課稅當局ガ御考ヘ下サル外致シ方ガナイノデアリマス、内務省トシテハ課稅ノ結果、ノミ屋ノ行爲ガ非常ニ殖エルト云フコトデアレバ、何處マデモ其ノ取締ヲ厲行致シテ、法律ニ許サレタ範圍ニ於ケル射悻心ノ満足ト申シマセウカ、其ノ範圍ニ於テリマスガ、一體競馬ト云フコトニ依ツテ、人間ノ持ツテ居ル根本的ナ射悻心ヲドノ程度ニ満足セシメタラ宜カラウカト云フコ

トデナイカト思フノデアリマス、内務當局ノ立場カラ申シマシテ、射悻的ナ賭博トカ富籤トカ色々アルト思ヒマスガ、サウ云フコトニ致ツテ風俗ヲ桑シ、或ハ家産ヲ失フト云フヤウナコトノイヤウニ、詰リ射悻ト云フコトハ出來ルダケ吾々トシテハ希望シナカ、或ハ又貯蓄ノ目的ヲ達スルトカ云ツタヤウナ、色々國家ノ要請ニ應ジテ射悻心ヲ或ル程度マデ——多少弊害ハアルカモ知レヌケレドモ、防止シ得ルト認メラレル程度マデノ範圍ニ於テ射悻心ヲ利用シテ國家ノ他ノ目的ヲ達成スル、斯ウ云フコトノ爲ニ、今ノ競馬トカ或ハ貯蓄債券等ニ割増金等ガ付イテ居ルト云フコトガアルト思フノデアリマス、私共ノ方カラ考ヘマシテモ、ノミ屋行爲等ヲ誘發スルヤウナ場合ガ必然的ニ生ズル、是ハ已ムヲ得ナイ、無論餘り高大ナル課稅ト云フコトカラ、サウ云フ必然ナ結果ガアルノダト云フコトニナリマスト、是ハ餘程研究シナケレバナラヌ問題ニナルト思フノデアリマスガ、私共ノ立場ト致シマシテハ、課稅當局ニ於テ今日ノ時勢上此ノ程度ノ課稅ハ國家ノ要請カラ已ムヲ得ナイ、斯ウナツテ居リマスル結果、假ニソレガノミニ屋行爲ヲ生ズルノダト云フ結論ニナリマシテモ、ソレハドウモ致シ方ガナイ、吾々トシテハサウ云フ法ニ許サレナイ射悻ノ目的ヲ達スルヤウナ行爲ハ、嚴重ニ取締ツテ行クヨリ致シ方ガナイ、斯様ニ考ヘル次第デアリマス

フモノヲ伺ヒタイト言ウタノハ、只今ノ御答辯中ニ現ハレテ居ル點デアリマス、其ノ點ハ後カラ申シマスガ、ノミ屋ノ取締ト云フコトハ、サウ簡単ニ法ノ許ス範圍ニ於テ取締ルト云フダケデハ取締リ難イ隱密ナル取引ガ行ハレテ居ル、只今次官ハ私ハ馬ニハ云々ト申サレマシタガ、實ハ私ハ此ノ競馬ニハ直接ニモ間接ニモ殆ド關係ナ持ツテ居リマセヌ、唯偶々地方ノ馬ノ生産、或ハ地方馬事團體ニ關係ヲ致シテ居リマシテ、普通ノ人ヨリハ早ク詳細ニ知リ得ルト云フ立場ニ居ルニ過ギナイノデアリマスガ、内務省ニハ統計ガアルカナイカ分リマセヌガ、私ノ少シ調べマシタ所ニ依ルト、現行ノ公認競馬、是ハ全國十一箇所デアリマスガ、其ノ十一箇所ノ各地ニ於テ行ハレテ居リマスルノミ屋行爲ト云フモノハ、實ニ多數ニ上ツテ居リマシテ、既ニ内務省系統ノ取締ニ依ツテ検舉ヲセラレマシタモノハ、一昨年ノ其ノ他ニ場外ニ於テ尙ホ此ノミ屋行爲ガ行ハレテ居リマシテ、ソレ等ノ檢舉件數モ或ハ百件近イモノガアリハシナイカト思フノデアリマス、現行法ニ於テスラモ斯クノ如キ多數ノノミ屋行爲ガアリマシテ、尙ホ檢舉セラレザル、免レテ居ル者ハ殆ド其ノ數ヲ知ラスト云フ程デナイカト思フノデアリマス、檢舉セラレマシタ者ニシテ處罰セラレタ者モ、或ハ六百件、或ハ一千件ト云フヤウナモノデ、處罰セラレタル者、或ハ起訴中止ニナツタモノ、色々アルヤニ聞イテ居ルノデアリマスガ、何レニシテモ此ノノミ屋行爲ト云フモノハ容易ニ發見シ難キ狀態ニ置カレテ居ルノデアリマス、此ノノミ

Digitized by srujanika@gmail.com

屋行爲ノ跋扈ト云フモノハ競馬ノ盛衰ニ關係ヲ持來スコトニモナリハシナイカ、斯ウ云フ新稅ガ賦課セラレマシテ、其ノ重サガ更ニ加ハツテ參リマスレバ、一層此ノノミ屋行爲ヲ行フ者モ、又ソレニ應ズル者モ大變利益ニナルノデアリマスカラ、是ハバレサヘシナケレバ、其ノ方デヤル方ガ非常ニ利益デアルト云フ關係上起ツテ來ルト思ハレマス、サウ云フヤウナ違反ヲ致シマシタカラ、之ヲ檢舉シ、之ヲ處罰スルト云フ際ニ於キマシテモ、又或ハ殘酷ニ過ギルト云フヤウナ嫌ヒナシトモシナイノデアリマス、此ノ重不罰則ガアルニ拘ラズ行ハレマスル行爲デアルダケニ、中々巧ミニ、中々現ハレナイヤウニ出來テ居ル、又ソレニ引ツ掛ル者ハ相當ノ身分ノ者、相當ノ地位ノ者ガ引ツ掛ツテ、罰スルニ忍ビナイト云フヤウナコトモ出テ參ルノデアリマス、デアリマスルカラ、是等ノ取締ニ付テハ、更ニ一段ノ御研究ト設備トヲ希望致スノデアリマス、尙ホ只今内務次官ハ、競馬ノ射悻心ト云フコトヲ屢々仰セラレマシタガ、此ノ競馬ニ對スル一般觀念ニ於キマシテモ、又取締當局ノ建前ニ於キマシテモ、政府關係方面ノ建前ニ於キマシテモ、動モスルト競馬ニ對スル觀點ニ誤リヲ生ジテ居ルト私ハ思フノデアリマス、競馬ハ一種ノ賭博的ノモノデアル、射悻心ヲ挑發スルモノデアル、唯徒ラニ遊興スルモノデアル、斯ウ云フ考ヘノ下ニ競馬ニ對シテ居ルノハ今日ノ社會ニ於ケル通弊デアリ、又取締方面ニ當ル方々ノ誤リデアルト思フノデアリマス、今日ノ競馬ト云フモノハ左様ナ賭博的ノモノデハナイ、

又射撃心ヲ満足セシムルモノノデモナイノデ
アリマス、是ハ大藏大臣、農林大臣ガオイ
デニナツテカラ御尋ネショウト思ツテ居ツ
タノデアリマスガ、内務當局ニ對シテモ申
上ゲテ置カナケレバナラナイ、競馬法ノ第
十條ニハ「日本競馬會ハ法人トシ馬ノ改良
繁殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ルヲ以て目的ト
ス」ト規定サレテ居ル、又昭和十四年内地
馬政計畫方陸軍省ノ指導ノ下ニ決定ヲセラ
レマシテ、其ノ内地馬政計畫實施要綱等
ガ發表セラレタノデアリマス、其ノ要綱ノ
中ニ、第四ノ四項ニドウ書イテアルカト申
シマスルト、競馬法ニ依ル競馬ハ馬ノ改良
ニ必要ナル種馬ノ能力ヲ検定シ種馬ノ取得
ヲ容易ナラシムル如ク實施シ併セテ馬事思
想ノ普及ニ資ス、斯ウアリマス、更ニ内地
馬政計畫實施要綱第三ノ四ニハ、競馬法ニ
依リ競馬ニ所要ノ改善ヲ加ヘ種馬選定上其
ノ機能ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシム、斯ウ
明記セラレテ居ルノデアリマス、又軍馬資
源保護法ノ第一條ニハ「本法ハ國防上特ニ
必要トスル馬ノ資質ノ向上ヲ圖リ軍馬資源
ノ充實ヲ期スルコトヲ目的トス」ト、其ノ目
的ガ明記セラレテ居ルノデアリマス、ケレ
ドモ鍛錬競走ニ對シテモ公認競馬ニ對シ
テモ馬券ガ伴ウテ居リマスルノデ、其ノ馬
券ノ的中配當標準ハ最高馬券ノ金額ノ十倍
ニ制限セラレテ居ルノデアリマスルケレド
モ、十倍マデノ拂戾ヲ受クルト云フ關係ガ
兎角世間ノ射撃心、或ハ賭博心ノ挑發ノ如
クニ誤解セラルノデハナイカト思フガ、
今日競馬ト云フモノハ徒ラニ唯觀覽ヲサ
セ、遊興心ヲ満足サセル、或ハ馬券ヲ買ツ
テ射撃心ヲ満足サセルト云フヤウナ建前ノ
下ニハ決シテ出來テ居ナイノデアリマス、

此ノ競馬ノ目的トスル所、鍛錬馬競走ノ目的トスル所ハ、此ノ法律及ビ内地馬政計畫ノ明文ニ明記セラレテ居ルヤウナ次第アリマシテ、活動ヤ芝居ヤ輕業ヲ見ルヤウナモノトハ同一視スルコトハ出來ナイノデアリマス、殊ニ射慄心々々々ト申シマスケレドモ、今日ノ競馬ノ的中ノ如何ハ、是ハ單ナル僥倖デハナイノデアリマス、僥倖デハ中々駄目ナノデアリマス、科學的ニ研究ヲ致シマシテ、アノ馬ハ何秒間ヲ以テ何「メートル」ヲ走ル、アノ馬ノ今日ノ營養狀態ヘドウデアルカ、今日ノ天氣ヘドウデアルカ、馬場ノ工合ヘドウデアルカト云フヤウナコトノ判定ヲ致シテ今日馬券調査、凡ユル科學的ノ綜合的關係ニ依ツテ、此ノ馬ガ果シテ當籤スルカ或ハ落伍スルカト云フヤウナコトノ判定ヲ致シテ今日馬券ト云フモノヲ多く購買セラレテ居ルノデアリマス、ソレハ單純ナル僥倖ヲ期シテ行ツテハ、偶々當ルモノモアルカ知レマセヌケレドモ、左様ナモノデハナイノデアリマス、餘程馬ニ對スル所ノ研究、馬ニ對スル所ノ趣味、馬ニ對スル所ノ調査ト云フモノガ行屆イテ居ラナケレバナラヌ、第一ハ系統ヲ質シマス、父母ノ系統、更ニ祖父母ノ系統、サウ云フ科學的調査研究ノ結果ニ依ツテ輸贏ヲ争ツテ居ルト云フヤウナ實情デアリマス、今日ハ政府ニ於テスラモ十圓ノ債券ニ一万圓ノ懸賞ヲ付ケテ居ル、斯ウ云フモノハ如何ナル研究ヲシマシテモドウシテ當ルカト云フ研究ハ出來マセヌ、是コソ本當ニ射慄的、僥倖的デアル、永ク勸業銀行ニ於テ扱ツテ居リマスル債券ノ三千圓、五千圓ノ當リ籤ト致シマシタ所デ、債券ノ系統ヲ研究シタリ、能力ヲ研究シタリシテヤル譯ニハ參ラヌノデアリマス、是等ハ眞ノ射慄或

ハ僥倖ヲ目的トスルト申シテモ差支ナイノ
デアリマスケレドモ、競馬ニ對シテハ普通
ノ人ノ觀察シテ居ル如キ左様ナ不眞面目ナ
モノデハナインデアリマス、偶、素人ガ面
白サウダカラト云フノデヤル者モソレハア
ルデアリマセウ、ケレドモ今日苟クモ競馬
ニ行ツテ、憂身ヲ棄シテヤツテ居ル者ハ實
ニ能ク研究シテ居ル、吾々ハ寧ロソレ程ニ
研究ヲシ苦心ヲシテ居ルノニ驚カサレルノ
デアリマス、斯ウ云フ時代ニ於キマシテ内
務當局取締ノ上ニ於キマシテモ、馬ハ單純
ナル遊興的ノモノデアル、競馬ハ單純ナル
射俸心ヲ満足サセルモノデアルト云フ見地
ニ立ツテ取締ヲセラレマスルナラバ、今日
ノ馬ノ日本ニ於ケル使命、役割、國防上ニ於
テモ産業上ニ於テモ、運輸交通ノ上ニ於キ
マシテモ、日ニ益々重キヲ加ヘテ居ル時ニ
於キマシテ、洵ニ遺憾ナコトデアルト私ハ
考ヘルノデアリマス、今日馬券稅ニ對シテ
質問ヲ致サントスルノモドウ云フ建前ニ於
テ此ノ新課稅ガ行ハルルカ、競馬ニ對スル
觀念、競馬ニ對スル觀察、ソレ等ノ點ニ吾
吾馬事ニ關係シ、日夜日本馬政ノ爲ニ苦心
ヲ致シテ居リマスル者ノ納得シ得ル點ニ到
着シテ居ルカ如何ヲ御尋ネシタイト云フ點
ニ、私ノ質問ノ重點ガアルノデアリマス、
斯様ナ次第デアリマスカラ此ノ取締ヲスル
ニ當リマシテハ、不正行爲ヲ致ス者ノ取締
ヲナシテ戴クコトハ勿論デアリマスケレド
モ、一般取締ノ上ニ於キマシテモ、餘程此ノ
點御注意ヲ願ヒタク存ズルノデアリマス
之ニ對シマシテ一點御尋ネラ致シタイコ
トハ、ノミ屋ノ行爲ハ只今申シマスル如キ態
度ヲ以テ御取締ヲ願フコト致シマシテ、更
ニ一般「ファン」ノ取締ニ關スル點デアリマス

支那事變ノ勃發前ニ於キマシテハ、左程可烈ナル虐待ハ行ハレテ居ナカツタノデアリマス、相當遺憾ナ取締ガアツタヤウニモ見受ケルノデアリマスガ、支那事變勃發後ニリマス、一ツノ例ヲ申シマスト、一昨昨年ヨリ一昨年ニ掛ケテ、福島競馬ニ於ケル場外或ハ場内ニ於ケル「ファン」ニ對スルニ遺憾ナ點ヲ目撃見聞ヲ致シテ居ルノデアリマス、一ツノ例ヲ申シマスト、一昨昨年ヨリ一昨年ニ掛ケテ、福島競馬ニ於ケル場外或ハ場内ニ於ケル「ファン」ニ對スル警察官ノ取締ハ、洵ニ非常識極マツタモノデアル、人權蹂躪ニマデ立至ツテ居ルノデハナカラウカト私ハ存ジタノデアリマス、私ハ競馬場ニハ久シク立入ヲシテ居リマセヌケレドモ、餘リ福島縣ニ於ケル取締ノ非常識ナルコトヲ聞キマシテ、ドウ云フ實情デアルカヲ取調ベル爲ニ、一昨年態々私ハ福島マデ參ツテ、能ク調査ヲシテ檢分ヲ致シタノデアリマス、ソレ等ニ付テ見マスルト實ニ驚イタ、競馬「ファン」ニ對スル警察官ノ態度ハドウ云フ態度デアルカ、非國民扱ヒデアル、先づ其ノ一端ヲ申シマスルト、福島ノ停車場へ他府縣カラ競馬ニ來ル、自動車ヲ一切用ヒテハナラヌ、乗物ヲ非常ニ制限ヲスル、一本ノ彼處ニ不完全ナルヨタヨタ電車ガアリマシテ、ソレヲ賴リニ致シマシテ餘程遠イ競馬場マデ往復ヲ致シテ居ル、サウ云フコトハマダシモ宜シイ、今度ハ辨當ノ如キモ衛生、體力ニ關係ノアル供給上ニ付キマシテモ、非常ニ嚴重ナル取締ヲ受ケテ居ツタノデアリマス、サウ云フコトハマダシモ支那事變ト云フ時局ニ鑑ミテ已ムヲ得ザルモノト致シマシテモ、甚ダシキハ旅館ニ於ケル取締デアリマス、是ハ全ク人權蹂躪同様デアツテ、現ニ馬政局ハ陸軍省ノ臨監ノ人デスラモ検査ヲ受ケ

夕、時刻八九時、十時或八十一時ト云フヤウナ時間ニ、飯坂温泉ノ宿屋ニ多ク泊ツテ居リマスガ、其ノ宿屋へ警察官が出現致シマシテ、競馬ニ來テ居ルヤウナ者ヲ寢床カラ引出シテ一齊ニ廊下ニ立タセ、住所姓名懐口ノ墓口ノ中ヲ全部検査シテ、四十圓、五十圓位シカ持ツテ居ラナイト、オ前何シニ來タ、是位ノ金シカ持タナイデ馬券ヲ買フトハ不出キダ、歸ヘレト云ツテ歸ヘシテ居ル、餘り多ク金ヲ持ツテ居ルト、ドウ云フ譯デコソナ大金ヲ持ツテ居ル、是ハ不正ナコトヲヤツタノデヤナイカ、警察へ來イト云フヤウナ始末デアリマス、ソレハ實ニ非常識ズ、ニスルカト云フト、詰リ競馬ニ對スル觀念ニ誤リガアル、競馬ト云フモノハ無用ノ長物デアル、唯遊興ノ爲ニヤルモノデアル、射幸心ヲ満足サセル爲ニヤルモノデアル、左様ナモノハ盛ニシテハ相成ラスト云フヤウナ建前カラ、斯ウ云フ取締ガ行ハレテ居ルノデハナイカト思フノデアリマス、斯ウ云フ點ニ付キマシテハ、獨リ福島ニ限ラズ相當東京方面ニ於キマシテモ乗物ノ禁止デアルトカ、或ハ食物ノ制限デアルトカ、色々ナル取締上ノ苛酷ナルモノガ近來行ハレテ居ルノデアリマシテ、國民自ラ肅正シテ行クコトニナリマスルナラバ喜バシイノデアリマスガ、官憲ノ力ヲ以テ斯様ナモノヲ無理抑ヘニ抑ヘルト云フコトハ餘リヤルベキコトデハナイト思フ、縱令戰時非常時下デアリマシテモ、人間ニ一體何處マデモノ緊張サセテ、何處マデモ尻ヲ叩イテ働カセルバカリガ國家ノ爲ニナルモノデハナイト思フ、實嚴宜

シキヲ得ナケレバナラヌ、人間ト云フモノハドナタデモ同様デアリマシテ、年カラ年中緊張シテ、年カラ年中叩カレ通シデ行ツニハ堪ルモノデハアリマセヌ、人間ノ精神性ニハ各々限度ガアル、時ニ緩メ、時ニ締メ實嚴宜シキヲ得テ初メテ人間ノ能力ト云フモノガ完全ニ發揮スルコトガ出来ルモノデアラウト思フ、然ルニ近時動モスルト徒ラニ國民ヲ強ヒテ緊張サセ、サウシテ鞭撻ミシテ緩ミヲ吳レナイト云フヤウナ風ガアルノデアリマスガ、此ノ競馬ニ對シテモ同様ノ觀點ニ立ツテ居ラレルデハナイカト四フ、競馬ハ固ヨリ樂シミニアリマス、馬券ヲ買ツテ當レバ愉快デアリマス、サウ云フノハーツノ遊興ニモ樂シミニモナル、其ノ間ニ自ラ馬事思想ノ普及、馬ニ對スル觀念、又馬事、馬政ノ指導ノ上ニ非常ニ有效相成ラスト云フヤウナ建前ノミヲ以テ取繕ナノデアリマス、然ルニ、ソレヲ年中貴様遊ビニ行クノデアル、サウ云フコトハシテハラレルコトハ餘リニ親心ノナイコトデハナリカ、競馬ヲヤル者カラ色々話ヲ聞イテリマスガ、今年ハ中山ノ競馬、今年ハ府中ノ競馬、一遍行ツテ一ツ競馬ヲ見ヨウ、馬券ヲ買ツテ見ヨウト云フノデ、年中一生懸命ニナツテ馬券ヲ買フ爲ニ準備ヲシテ、幸抱ヲシテ相當ノ金ヲ掛ケテ、初メカラ力ヲ入レテ居ル、〔ソレガ弊害ダ」ト呼ブ者アリ〕ソレガ弊害デナイ、一生懸命ニ働くソレダケノ餘力ヲ生ジテ行ツテ、一日ナリ二日ナリ樂シンデ來ル、ソコニ自ラ浩然ノ氣モ養ハレ、ソコニ自ラ人間ノ、膽テ緊張ラスル所ノ、伸ビントスル所ノ準備ガ出來ルノデアリマス、サウ云フヤウナコトモ御考ヘ下サイマシタナラバ、此ノ取締ニ付テ相當ノ

○湯澤政府委員 今大石サンノ御話ノ中ニ
色々ノ御意見ガアリマシタガ、國民ニ一ツ
ノ娛樂ヲ與ヘテ、緊張ダケデヤイケナイ、
時ニハソレヲ緩メテ更ニ大ナル緊張ヲ起サ
セル、斯ウ云フコトハ勿論非常ニ必要ナコ
トト思ツテ居リマス、此ノ間モ東條總理大臣
自身ガサウ云フヤウナコトヲ述べラレテ
居ル位デアリマシテ、是ハ何等異議ハナイ、
唯今ノ國民ノ緊張ヲ解ク、或ル意味ニ於テ
ハ、或ル程度ノ満足ヲ得サセルト云フヤウ
ナコトニ、競馬ガ宜イカドウカ、斯ウ云フ
コトノ問題ニナツテ來ルト思フノデアリマ
ス、ソレカラモウ一つハ、此ノ競馬ト云フ
モノニ付テノ御見解ノ中ニ、私ハ競馬其ノ
モノノ目的ガ射倅心挑發ノ目的デアル、斯
ウ云フ風ニハ考ヘテ居ラナイ、今御述べニ
ナリマシタヤウニ馬事思想ノ普及トカ、素
産ノ獎勵トカ云フヤウナ大キナ國家目的ヲ
達成シタイ、斯ウ云フ目的ニアルコトハ疑
ヒナインデアリマスガ、其ノ手段ニ、射倅
心ヲ或ル程度マデ満足サセルト云フ、其ノ
手段ヲ利用シテ居ル、斯ウ云フ風ニ申上ゲ
タノデ、勿論射倅心ヲ國家ガ満足サセル目
的デ競馬ヲヤツテ居ルト云フヤウナコトガ
アルベキ筈ハナイト思フノデアリマス、ソ
レデ御話ノ射倅心デバナイ、是ハ純然タル
研究、或ハ興味本位、斯ウ云フヤウナ點デ
ハナイカドウカト云フ點ガ起ツテ來ルト思
ヒマスガ、私ノ方デ調べマシタ最近十年位
ノ状況ヲ見マシテモ、競馬「ファン」ト申シマ
スカ、ソコニ殺到シテ參リマスル人間ノ數

員ガ八十八万、ソレガ此ノ十三年、支那事
變ニ入ツテカラ後デアリマスケレドモ、二
百二十万、金額ニ致シマスルト昭和七年ニ
ハ六千七百万圓——是ハ競馬投票券ノ購入
金額デアリマス、ソレガ十三年ニナリマス
ルト一億六千萬圓、斯ウ云フヤウナ譯デ非
常ニ増加デアリマスガ、是ハ大石サンノ御立
場カラ言ヘバ非常ニ満足スペキ、狀況ト云
フコトガ言ヘルカ分リマセヌガ……(笑聲)
ソコデ競馬ノ弊害デアリマスケレドモ、斯ウ
云フ風ニ入場人員ガ非常ニ増加セラレ、又
金額モ殖エテ參ルト云フヤウナコトニ伴ヒ
マシテ、大石サンノ御話ノヤウナコトニモ
關聯ガアリマスガ、犯罪ヲ犯スト云フヤウ
ナ事態ガ非常ニ起ツテ參リ、又色々風俗上
ノ弊害ヲ起シテ居ル、ソレデ此ノ十年間位
ニ競馬カラ生ジマシタ色々弊害ヲ擧ゲテ
見マスルト、中々容易ナラザル弊害ガアリ
マス、家庭カラ言ヘバ倒産シタモノ八十六件、
一家離散シタルモノ五十五件、生計困難ニ陷
リ、家庭不和トナリタルモノ六十三件、自殺シ
タルモノ十四件、コンナ數ガアリマスシ、犯罪
ヲ慣行シタル件數ハ、是ハ非常ニ大キナ件
數デアリマシテ、詐欺ガ千三百件、横領ガ五
十件、恐喝ガ三十三件、竊盜ガ三百七十五
件、競馬法規則違反、競馬ニ直接關係ノア
リマス犯罪デアリマスルガ、是ガ九千件ト
云ツタヤウナ風ニ、犯罪ヲ慣行スル事件ガ
非常ニ多クナツテ來テ居ル、其ノ中ニハ競馬
「ファン」ト稱スル熱狂的ナモノガ居リマシテ、
其ノ熱狂的ナモノガ、一面ニ於テハ唯普通
ノコトダケデハ満足シナイ、今御述ベニナ

レナイト云フヤウナ狀態デ、是ハ競馬「ファントム」ニ對スル取締ト云フコトガ餘程問題デア
ソタヤウナコトヲヤラナケレバ滿足ヲ得ラル、ソレデ大體ニ於テ今御話ノヤウニ、一年間ニ二百万人以上ノ人が殺到スルノデア
リマスガ、此ノ二百万人ト云フ人員ノ中ニ
ハヤハリ今御話ノヤウニ非常ニ専門家ガア
ツテ、馬事思想ノ研究カラ科學的ナ研究心
ノ結果、是ハ必ズ勝ツノダト云フヤウナ研
究心ノ非常ニ旺盛ナ人モアリマセウガ、併
シ大多數ハ中々サウ云フ風ニハ行ツテ居ラ
ヌヤウニ私共承知シテ居ルノデアリマス、
ソコニヤハリ一ツ當レバ非常ニ宜トイ云ツ
タヤウナコトデ、或ル程度馬事思想ノ普及
ト云フコトヲ巧ミニ利用シテ射倖心ヲ満足
サセル、サウ云ツタヤウナ見解ニ付テハ内
務省トシテハ取締ル、ソレハ或ル程度ノ射
撃害ヲ生ズルコトニナリマスノデ、ヤハリ
偉心ノ満足ト云フコトヲ利用スル方法デア
ル、目的デハナイケレドモ、手段デアル、
此ノ手段ガ尙ホ度ガ過ギルトゾレハ非常ナ
間ニ之ヲ利用シテ成ベク弊害ノ少イ範圍デ
弊害ヲ生ズルコトニナリマスノデ、ヤハリ
十倍位ノ所デ止メテ置イテ、サウシテ其ノ
馬事思想ノ普及ヲ圖ル、私共トシテハ斯様
ナ見解ヲ取ツテ居ル譯デアリマス、唯御話
ノヤウニ取締ノ上ニ非常ニ苛酷ナヤリ方ヲ
スルト云フコトハ餘程慎マナケレバナラヌ
ノデアリマスカラ、大體ニ於テ犯罪ヲ犯サ
ヌイヤウニ取締ヲ勵行スルヤウニ、政府ニ
於テハ極力地方ニ對シテサウ云フ方針ヲ示
シテ居リマシテ、例ヘバ競馬場ニハ色々「ボ
スター」ナドヲ貼リマジテ犯罪ニ陥ラナイ
ヤウニ、法律ニ許サレタル範圍ニ於テ出来

バタタ競馬ニ興味ナシタモル程度ニ止マテ置ク、斯ウ云ツタヤウナコトニ出来ルダケ努力ヲシテ居リマスガ、併シ今御話ノ中ニアツタ福島縣ノ話ノヤウニ、隨分行過ギタ例モナイトハ私共保シ難イノデアリマスガ、或ハ御話ノヤウナコトガアリマスナラバ、是ハ人權ヲ尊重スルト云フ上カラ行キマシテモ、十分注意シタイト考ヘテ居リマス○**大石(倫)委員** 内務省ニ對シマシテハ、今御尋ネシタ程度ニ止メテ置キマス、次官ノ穩健ナル御考ヘガ一般取締ノ上ニ現ハレ、且ツ完全ナル取締ニ依リマシテ、新課稅ノ目的ガ達セラレルヤウニ御取計ラヒヲ願ヒタイト思ヒマス
次ハ農林省ニ御伺ヒ致シタイノデスガ、農林大臣ノ御都合ニ依ツテ長官ガ代ツテ御出席ニナリマシタカラ、御尋ネヲ致シタイト思ヒマス、ソレハ陸軍ト農林省ノ馬政局ト兩方ニ御尋ネシタイト思ツテ居ツタノデアリマス、兵務局長ノ御出席ヲ願ツテ居リマシタガ、マダ御出席ガアリマセヌノデ、重複スルヤウニナルカモ知レマセヌガ、先づ農林省カラ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、此ノ度ノ新稅ヲ設ケラルコトニ付キマシテ、公認競馬ニ對スル收入ノ上ニ影響ヲ來スノデハナイカト云フ見解ヲ私へ持ツテ居ルノデアリマス、先刻申述ベマシタ通り公認競馬ニ依ツテ年々政府へ納付致シテ居リマスアル金額ハ少カラザル金額ニ上ツテ居ルノデアリマス、此ノ納付金ハ法律ノ上ニ其ノ四分ノ三ヲ下ルコトヲ得ズ、四分ノ三以上ヲ馬車ノ爲ニ使用セナベナラヌ關係ニナツテ居ルノデアリマス、隨テ今日マデ納付セラレマシタル金ハ一部社會事業タル救護費ニ振向ケラレマシテ、大部分ハ一旦政府ノ國

庫ニカリ 更ニ馬事馬政ニ關スル費目トシ
テ政府ヨリ農林省ニ支出セラレ、ソレニ依
ツテ我ガ日本ノ馬事馬政ハ大體司ラレテ參
ツテ居ルノデアリマス、只今内務省ノ方ニ
御伺ヒシタイト思ツテ居タノデスガ、急ガ
レテ居リマシタノデ申上ダマセマデシタガ、
大正十二年競馬法ガ制定實施セラレテ以來、
今日マデニ政府ニ納付シタル金ハ相當ノ金
額ニ上ツテ居リマスガ、支那事變勃發ノ昭
和十二年ヨリ昭和十六年ニ至ル五年間ノ政
府納金ヲ見マスト、一億六百十二万圓ニト
ツテ居リマス、而シテ政府ガ馬ノ爲ニ出シ
テ居ル所ノ豫算ハドレダケデアルカト申ス
ト、一億三千八十一萬二千圓デアリマス、
サウスルト此ノ競馬納付金ト政府支出ノ總
額ト比較シテ見マスルト、過去五年間ニ於
テ政府ノ支出シテ居リマスル金ハ僅カニ二
千四百万圓ニ過ギナイ、而モ一年ノ豫算ハ
ドレ程デアルカト申セバ、昭和十二年度ニ
於キマシテハ八百八十四万七千餘圓、十三
年度ニ於キマシテハ千三十九万八千圓、十
四年度ニ於キマシテハ二千七百八十四万四
千圓、十五年度ニ於キマシテハ三千九百四
十四万六千圓、十六年度ニ於キマシテハ四
千四百二十七万九千圓ト云フ豫算ニナツテ
居ルノデアリマス、年々増額致シテ居リマ
ス、此ノ馬事、馬政ニ關スル豫算ニ伴ヒマ
シテ、競馬ノ納付金ト云フモノハ増額ヲ致
シテ居ツテ、昭和十二年ニ於キマシテハ二
千百六十万九千餘圓、十五年ニ於キマシテ
一千餘圓、十三年ニ於キマシテハ一千二百
三十万六千餘圓、十四年ニ於キマシテハ二
千五百八百六十八万四千餘圓、十六年ニ於
キマシテハ三千三百五十七十九万四千餘圓、斯

様大増額デアリマス、先刻内務次官モ御話ニナリマシタガ、年々殖エテ行クノダ、隨テ此ノ入場人員ノ殖エルコトニ依ツテ賣上金ト云フモノモ殖エ、賣上金ノ増加ニ依ツテ政府納付金ト云フモノガ殖エテ參ツテ居ルノデアリマス、過去五箇年ニ於キマシテ馬ノ豫算ハ飛躍的ニ膨脹ヲ致シテ參ツダノデアリマス、何故ニ斯様ニ膨脹ヲシタカト云ヘバ、其ノ一番ノ原因ハ馬匹生産改良ノ上ニ支出ノ殖エマシタノハ勿論デアリマスケレドモ、ソレヨリモモツトハウキリト此ノ豫算ノ非常ノ膨脹ヲ致シタノハ昭和十四年デアリマス、即チ軍馬資源保護法ガ制定ヲセラレマシテ、此ノ軍馬保護法ニ依ツテ馬ノ普通鍛錬、鍛錬競技、鍛錬競走ト云フ三種目ノ鍛錬方法ガ定メラレ、殊ニ普通鍛錬ニ依ル所ノ全國ニ於ケル馬ノ數ト云フモノハ、ハツキリト申上ガルコトハ出來ナイノデアリマスケレドモ、非常ニ多數ニ上ツテ居リマスノデ、是等ニ對スル諸經費、助成費其ノ費目ガ政府ニ於テ計上セラルルコトニナリマシテ、十三年ノ一千三十九万圓ノ豫算ガ二、七倍ノ二千七百八十四万圓ト云フ高額ニ上ツタノデアリマス、財政上相當ニ大藏省ハ緊縮方針ヲ採ツテ居ラレル時ニ於キマシテ、斯様ナ支出ハ中々容易デナイト思ヒマスガ、是ハ競馬ノ納付金ニ依ツテ大體支辨スルコトガ出來テ參ツタモノデアルコトハ争フコトノ出來ナイ事實デアルト存ジマス、斯ウ云フ關係ヲ持ツテ居リマスル外ニ、中央ニ於ケル馬事團體ノ馬事改良ノ爲ニ、或ハ生産増殖ノ爲ニ使ヒマスル所ノ費用ト云フモノモ多イノデアリマスガ、ソレ等ニ對スル財源トナリマスルモノハ、ヤハリ此ノ日本競馬會ノ馬券賣得金ニ依ツテ

生ジタ剩餘金ノ助成ニ俟ツモノガ多イノデ
アリマス、又獨リ中央團體ガ其ノ助成ヲ受
ケテ居ルバカリデナク、全國的ニ公認競馬
ニ依ル所ノ賣得金ノ控除額ノ剩餘ガ如何ニ
日本ノ馬事、馬政ニ寄與シテ居ルカト云フ
コトハ、私ヨリ改メテ申上ガルマデモナク、
馬政局長官ノ能ク御承知ノコトデアルト存
ジマス、斯様ニ致シテ參リマシテ、先刻申
シマシタ競馬ノ働き、鍛錬競走ノ目的ハ自
ラ明瞭デアルト同時ニ、他面ニ於キマシテ
ハ此ノ賣得控除金ガ、國家ノ馬政ノ爲ニ貢
獻ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、吾々ハ
此ノ競馬ト云フモノヲ保護シ、助長セシメ
テ、ヨリ我ガ馬事界ニ貢獻ヲセシメラレタ
イト念ジテ居ツタノデアリマスガ、此ノ度
大藏省ハ新稅ヲ設ケラレマシテ、之ニ馬券
稅ヲ課セラレルト云フコトニナルノデアリ
マス、此ノ結果ハ必ラズ此ノ賣得金ニ減少
ヲ來スデナイカト云フ觀察ヲ致シテ居リマ
ス、若シ賣得金ノ減少ヲ來シマスルト、隨
テ高額ノ政府納付金ト云フモノニモ減退ヲ
來スノデアリマシテ、日本ノ馬政ノ上ニ影
響スル所ガ少カラザルモノデアルト存ズル
ノデアリマスガ故ニ、農林省トシテハ之ニ
對シテ、此ノ課稅ヲ御同意ナサル筈ガナイ
ト思ツタノデアリマスガ、時局ガ時局デア
リ、殊ニ此ノ大東亞戰爭ノ財源不足ノ場合、
萬已ムヲ得ザルモノガアツテ、之ニ同意ヲ
セラレタモノデアルト存ズルノデアリマス
ガ、此ノ影響ニ對シテハナシト御觀察ニナ
ツテ居リマスルカ、又アリトシマシテモ、
ソレ等ニ對スル適當ナル處置ヲ講ジ得ルノ
御確信ヲ持ツテ居ラレマスカ、御伺ヒシタ
イト思ヒマス

競馬ノ馬政ニ貢獻シテ居リマスルコトニ付キマシテハ、私共大石委員ト同ジ考ヘヲ持ツテ居リマスガ、併シナガラ只今御述ベノ通リ、此ノ時局ニ於キマシテ戰時財政ヲ強化スル爲ニ又浮動購賣力ノ吸收ト云ツタヤウナ、サウ云フ觀點カラ競馬ニ於キマシテモ政府ノ方針ニ協力ヲスベキモノト考ヘマシテ、私共ノ立場ヨリモ此ノ馬券稅ヲ取ラレルコトニハ贊意ヲ表シタゞ譯ニアリマス、而シテソレガ爲ニ賣得金ガ減ジハシナイカトナ云フ御心配デアリマスガ、是ハ從來ノ傾向ヲ見テ居リマスト、年々非常ナ躍進ヲ示シテ居ルノデアリマシテ、之ヲ以テ判斷致シマスナラバ、今回稅金ヲ取ラレルコトニナリマシテモ、從來通リノ增收ヲ見ルコトハ困難デアルカモ存ジマセヌガ、先づ現狀程度ノ收入ハ舉ゲルコトガ出來ルト考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ他先程内務次官ニ御尋ネニナリマシタノミ屋行爲等ニ付キマシテハ十分内務省ノ方ニ御願ヒシマシテ、取締ヲシテ戴ク等ノ方法ヲ用ヒマスレバ大ナル影響ヲ來サナイト考ヘテ居リマス○大石(倫)委員 公認競馬ニ對シテハ大體左様ナ御觀察ハ必ズシモ無理トハ存ジマセヌガ、併シ此ノ數字ニ於テ見マスレバ、年々増加ヲ致シテ居ルノデアリマスルケレドモ、先づ私ノ觀察スル所ニ依ルト、昭和十六年度ハ我國競馬界ノ飽滿時代デアルト思ヒマス、決シテ是レ以上ノ伸力ハナイト考ヘテ居ツタノデアリマス、デアリマスルカラ現狀ノ儘デ之ヲ保護シテ行キマシテ、現狀維持ヲシテ行クコトガ必要デアルト存ジテ、居ルノニ、更ニ此ノ新タナル課稅ヲ受ケマス、ルト云フコトニナリマスルト、其ノ課稅ハ他ノ課稅ニ比較シマシテモ、禁止稅程ニハナラ

スカモ知レマセヌケレドモ、殆下禁止税ト
同様ナル結果ニ陥ル虞ガアルノデアリマス、
ヤハリ相當是ガ影響スルモノト覺悟ヲセキ
バナラスト觀察ヲ致スノデアアリマシテ、
斯様ナ觀點カラ見マシテ、更ニ之ヲ軍馬資
源保護法ノ法律ノ建前カラ考ヘマシテ、此
ノ課稅ハ果シテ適當デアルカドウカト云フ
ヤウナ一ツノ疑ヒヲ持ツテ居ルノデアリマス
ス、軍馬資源保護法ハ只今第一條ノ目的ヲ
申シタノデアリマスガ、支那事變ガ勃發ヲ致
シ、大東亞戰爭ニ移リマシテノ實際ノ現狀
ヲ見マシテモ、馬ハ軍馬トシテ其ノ必要性ヲ
ハ益々重要性ヲ加ヘテ參ツテ居ル、需要ヘ益々
多クシテ、生産補給ガ之ニ伴ハナイ憂ヒカ
アルノデアリマス、私共常ニ當局ト力ヲ協
セテ我ガ國ノ馬產ノ獎勵増殖ニ微力ヲ致シ
テ居リマスルケレドモ、中々其ノ期待スル所
ニ副ハヌノハ御承知ノ通りデアリマス、ソ
レデ先刻次官ノ申スヤウナ手段トシテ、或
ハ興味ヲ助長セシメ、或ハ一種ノ射倅的ノ
ヤウナモノモ認メテ行ク處ト云フノデセ
ウ、此ノ鍛錬ニ際シマシテハ、普通鍛錬、
鍛錬競技ト二ツノ競技バカリデハ尙ホ馬事
思想ノ普及ノ上ニ、或ハ馬ノ生産利用獎勵
ノ上ニ缺クル所ガアツテ、茲ニ鍛錬競走ト
云フモノヲ認メテ居ルノデアリマシテ、要
スルニ是ハ軍馬資源トシ、軍馬トシテノ建
前カラ出來タ法律デアリ、其ノ法律ニ依ツ
テ行ハレテ居ル所ノ鍛錬競技デアリマス、
ソレニ對シテ僅カニ百五十万圓、二百万圓
足ラズノ新稅ヲ取ランガ爲ニ賦課セラレマ
スコトハ、私ハ決シテ適當ナル賦課方法デ
農林當局トシテハ公認競馬ハ兎モ角、此ノ
軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬競走ニ對スル所

ノ課稅ハ御不同意ノ筈デアルト思ウタノデ
アリマスガ、是等ニ對スル御見解ハ如何デ
アリマスカ
○粟屋政府委員 鍛鍊馬競走ニ對スル課稅
ニ對シマシテハ特殊ノ意味ガアリマシテ、
軍馬ノ鍛鍊ト云フコトヲ十分ニ致シマス爲
ニ計畫セラレテ居ルモノデアリマスガ、併
シヤハリ是ハ彼等トシテ馬票ヲ買フト云フ
餘力ノアル人ガヤハリ此ノ時局ニ當リマシ
テ政府ニ協力ヲスル、戰時財政ニ協力ヲス
ルト云フコトハ是亦公認競馬ト同様ニ或ル
程度ナスペキデアルト考ヘタノデアリマス、
併シナガラ鍛鍊馬競走ハ其ノ創設モ新シ
ク、極メテ今日マデノ發達日尙ホ淺イモノ
デアリマスカラ、之ニ對シマシテハ課率ニ
於キマシテ、ソレドヽ公認競馬ヨリ相當低
ク率ヲ決定シテ課稅ヲサレルコトニナツテ
居リ、課稅方法ニ付テモ十分考ヘテ居リマ
スシ、此ノ程度ノモノデアリマスルナラバ、
其ノ發達ヲ強ヒテ阻礙スルモノデハナイト
考ヘテ居ル次第デアリマス

○大石(倫)委員 馬政局長官ノ課稅率ノコ
トハ、私共ノ考ヘテ居ル所ト餘程違フヤウ
デアリマス、此ノ度ノ馬券稅ノ表面ニ現ハ
レタル課稅率カラ見マスルト、競馬法ニ依
ル公認競馬ニ對スル課稅率ヨリハ低イノデ
アリマスケレドモ、實際施行シテ居リマス
ル建前カラ見マスト、却テ公認競馬ヨリモ
重クナルノデハナイカ、競馬法ニ依ル課稅
率ハ、馬券ガ例ヘバ一枚二十圓デアリマス
レバ、二十圓ニ對シテ一圓四十錢ヲ課稅シ
更ニ的中シタル拂戻金ニ對シテハ、或ル法
令ノ金額ヲ差引キタル残リニ對シテ百分ノ
二十ノ課稅デアリマス、鍛鍊馬競走ノ方ニ
對シテハ、馬券三圓ニ對シテ百分ノ四、即
力ハ見出セナ、殊ニ戰爭ノ戰線ガ段々擴

チ十二錢デアリマシテ、百分ノ七ト百分ノ
四トノ間ニ三ノ差ガアリマス、又的中拂戻
ニ對シマシテハ、一方ハ百分ノ一十デアリ、
鍛鍊馬競走ノ方ハ百分ノ十デアリマスカラ、
其ノ半分ニシカナツテ居ラヌ、仍テ課率ノ
上デハ低イト云フ御見解ガ生ズルノデアリ
マスケレドモ、競馬法ニ依ル公認競馬ノ控
除額ハ百分ノ十八デアリマス、而シテ鍛鍊
馬競走ノ方ノ控除率ハ先づ百分ノ二十五以
内トナツテ居リマスカラ、大體百分ノ二十一
五ヲ基準トシテ控除シテ居リマス、即チ十
八對二十五デアリマス、デアリマスカラ、
百分ノ四ト百分ノ十六ヲ鍛鍊馬競走ノ百分
ノ二十五ニ加ヘテ見、一方百分ノ十八ニ對
シテ、百分ノ七、百分ノ二十一トヲ加ヘテ見
マスト、率ニ於テ却テ鍛鍊馬競走ノ方ノ負
擔額ガ多クナツテ參ルト思フノデアリマス、
斯ウ云フ關係ト、殊ニ公認競馬ハ全國十一
箇所デアリマス、鍛鍊馬競走ハ未だ全國ニ
普及ハ致シテ居リマセヌケレドモ、既ニ三
十箇所ガ開催サレテ居ル、一方ハ十一箇
所ニ於テ約二億九千三百八十餘万圓ト云フ
賣上ヲ出シテ居リマスガ、一方鍛鍊馬競走
ノ方ハ三十箇所ノ賣上トシテ、僅カニ一
千五百万圓ニ滿タナインデアリマス、一箇
所ノ賣得金ト云フモノハ極ク僅少デアリマ
シテ、而モ開催地ハ相當ノ費用ヲ要シ、其
ノ控除金ノ中央團體ニ納付金ヲ致シ
マス、更ニ又納付金ノ半額ハ所在地ニ還元
シテ居ルト云フヤウナ複雜ナコトニナツテ
居ルノデアリマスガ、此ノ鍛鍊馬競走ハ地
方競馬ヨリ鍛鍊馬競走ニ變リマシテ僅カ三
年デアリマシテ、期間モ短イノデアリマス
ガ、中々今日ノ事情ニ於キマシテハ伸ビル

大セラレマシテ、軍馬ノ所要數ガ增加スル
ニ伴ヒマシテ、地方ノ在馬數ガ少クナリ、
此ノ鍛鍊馬競走ニ出場スル馬ノ數ト云フモ
ノハ段々少クナリマシテ、其ノ經營ガ一層
困難ニ陥ツテ參ルノデアリマス、斯様ナ時
ニ當ツテ假令課率ガ低シト雖モ、之ニ課稅
スルコトハ自ラ此ノ鍛鍊馬競走ヲ衰微減退
セシメルト存ズルノデアリマス、之ニ對シ
テノ課稅ハ何トカ御取止メ下サル御意向ハ
ナイデアリマセウカ、之ヲ大藏大臣ニ御尋
考ヘガアルカドウカ承ツテ置キタイ
○粟屋政府委員 先程述べマシタヤウナ理
由デ、鍛鍊馬競走ノ方面カラモ此ノ發達ヲ阻
碍セザル範圍ニ於キマシテ、此ノ戰時財政
ニ協力シテ稅金ヲ納メルト云フコトハ此ノ
際適當ダト考ヘテ居ルノデアリマス、課率
ノ點ニ付キマシテハ御意見モアリマシタガ、
全體トシマシテハヤハリ公認競馬ト較べマ
スレバ少イコトニナルト考ヘテ居ルノデア
リマシテ、此ノ程度ナラバ此ノ發達ニ大ナ
ル支障ハナイト考ヘテ居ルノデアリマシテ、
此ノ課稅ニ對シテ贊意ヲ表シタ次第デアリ
マス

○大石(倫)委員 大體馬政局長官ニ對スル
質問ハ是デ終リ、タイト思ヒマスガ、唯心配
スルノハ、一方課稅ニ依ツテ國庫ノ收入ガ増
加致シマシテモ、他方ニ於テ競馬ノ衰微ヲ
致シマスコトハ、政府納付金ヲ減退スルコ
トニナリマシテ、直接馬ノ爲ニ使ハルベキ
法律上ノ費目ガ減リマスコトハ、吾々國防上
マシテモ將來大藏當局ハ此ノ新稅實行ノ成
績ニ鑑ミラレテ、適當ナル處置ヲナサレル
コト存ジマスケレドモ、農林當局トシテ
ハ特ニ此ノ點御留意ヲ願ツテ、我が國馬事
界ニ聊カデモ支障ノ來サザルヤウニ御注意
ヲ御願ヒ致シタイト存ズルノデアリマス、
御尋ネシタイ點モアリマスケレドモ、都合
モアルサウデアリマスカラ、農林省ニ對ス
ル質問ハ此ノ程度ニ止メテ置キマス
○勝委員長 ソレデハ今日ハ是非質問ヲ終
了致シタイト思ヒマスカラ、少シ無理デア
リマスガ、午後ハ一時ヨリ閉會致シマス、
是ニテ暫ク休憩致シマス

午後一時十九分閉議

○勝委員長 是ヨリ閉會致シマス——大石
君 午後零時二十分休憩

ルコトヲ要ス馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及
ノ爲必要ナル經費ニ充ツル金額ハ納付金ノ
額ニ相當スル金額ノ四分ノ三ヲ下ルコトヲ
得ズ」ト規定セラレテ居ルノデアリマス、
デアリマスカラ政府ヘ年々納付シテ居リマ
スル金額ハドレ程アルカト見マスルト、先
刻モ農林當局ヘ示シマシタ既往五箇年、昭
和十二年度以降合計一億六百十二万餘圓ニ
上ツテ居リマシテ、政府ノ支出セラレマス馬
ニ關スル總豫算ハヤヘリ既往昭和十二年以降
五年間ノ總額ガ一億三千八十一萬圓ト云
フ額ニナツテ居ルノデアリマス、昭和十四
年度以降農林省ノ馬事豫算ト云フモノハ、
一躍三倍近クニ上リマシタケレドモ、ソレ
等ノ大部分ヲ支辨シテ、政府ノ負擔ガ爲ニ
頗ル輕クナツテ、五箇年間ノ政府施設ハ一
万三千圓ニ對シテ僅カニ二千四百圓ヨリ出
テ居ラス、斯ウ云フ風ニ働キヲナシテ居ツ
タノデアリマスルカラ、此ノ際更ニ此ノ課
稅ヲナサルト云フコトハナカラウ、斯様ニ
考ヘテ居ツタノデアリマスガ、遂ニ是ガ實
現ヲ致シタノデアリマス、聞ク所ニ依ルト、
農林省ニ於キマシテモ餘り之ニハ贊成ヲ致
サヌノミナラズ、寧ロ反對ノ意見ヲ持ツテ
居ツタノデアルケレドモ、時局柄ノ關係ニ
應ズル爲ニ已ムヲ得ズ同意ヲ表シタト云フ
コトデアリマスガ、今主稅局長ノ述ベラレ
ル通り、單純ナル一回買ツタモノノ使用ス
ルト云フヤウナ建前ノモノデアリマスルナ
ラバ、其ノ課率ニ於テハ他ノ增稅、他ノ負
擔ニ比較シテ高イトハ申シ得ナイカモ知レ
マセヌケレドモ、既ニ政府納付金トシテハ
一割一分五厘ヲ負擔シテ居ルノデアリマス、
又競馬開催其ノ他日本ノ民間團體助成、或
ハ政府ノ國庫支辨外ノ色々ノ馬事ノ施設、

研究費、色々ナモノガ此ノ日本競馬會ヨリ
寄附ト云フ名前ニ依ツテ、或ハ補助ト云フ
名前ニ依ツテ支出セラレテ、日本ノ馬事界
ニ盡シテ居リマスルヨトハ頗ル多イノデアリマ
シテ、他ノ幾多ノモノニ比較致シマシテモ、競
馬ニ依ツテ國家ニ盡シテ居リマシタコトハ非
常ニ多イト存ジマス、サウ云フ風ニナツテ居
ルバカリデハナイ、段々政府納付金ヲ見マ
スト、大正十二年ノ最初ニ於キマシテハ、
勿論此ノ當時ハ日本競馬法ガアリマシテ
モ、各競馬場ノ經營ハ十一箇所個々獨立デ
アリマシテ、各所屬ノ競馬俱樂部ガ經營ヲ
致シテ居ツタノデアリマスカラ——今度ハ
違ヒマスケレドモ——隨テ政府納付金ノ負
擔率モ違フノデアリマス、最初ハ僅カニ百
分ノ一デアリマス、大正十二年ニ於キマシ
テハ百分ノ一、其ノ後段々ソレガ變化ヲ致
シマシテ、或ハ百分ノ二トナリ、三トナリ
三・五トナリ、又賣得金ノ金額ニ應ジテ、最
モ多イモノハ百分ノ十二マデ達シタコトガ
ゴザイマシタ、昭和十一年ノ終期カラ十四
年ノ三月マデソレガ續イテ參ツタノデアリマ
ス、昭和十四年三月二十八日ニ政府ノ要求
ニ依ツテ、賣得金ハ支那事變ニ貢獻スル爲
ニ、農林省ノ馬ノ豫算ガ著シク膨脹致シマ
シテ、一躍三倍近クニ上ル關係カラ、從來
ノ納付金百分ノ八ヲ百分ノ十一半ト改メラ
レマシテ、茲ニ控除金百分ノ十五ガ百分ノ
十八ニナツタノデアリマス、斯様ニシテ支
那事變勃發後ニ於キマシテ斯ウ云フヤウナ
ガ、現在十一箇所ノ公認競馬場ニ於キマシ
テハ、殆ド十圓券トカ五圓券トカ云フモノ

ガナクナリマシテ、二十円券ニナツタノデア
リマスガ、假ニ百圓ノ金ヲ以テ一日ニ何回
買ヘルカト云フト、最高二十四枚買ヒマシ
テ、四百八十圓ニナル、全部ハ買ヘナイ、
假ニ平均ヲ見マズルト、何時ノ時代ニ於キ
マシテモ賣上高ト入場人員トハ稍々一致シテ
居リマシテ、一人ノ一日ニ馬券ヲ買ヒマス
金額ハ約百圓ニナル、昨年ハ入場人員ガ二
百八十万人ニ對シテ賣上ガ二億九千三百万
圓、十五年ハ入場人員二百六十七万七千人
ニ對シテ賣上ガ二億四千九百四十二万圓、
十四年ハ入場人員ガ二百三十九万二千人ニ
對シテ賣上ガ一億八千九百万圓デ、大體ニ
於テ百圓程度デアリマス、百圓アレバ五枚
買ヘマス、假ニ二十圓ノモノヲ五遍買フト、
モウ元金ハサツパリナクナツシマフ、皆
控除金ニ取ラレテシマフ、普通ノモノヲ買
ヘバ一度買ツテソレヲ或ル目的ニ用ヒテ居
ルノデアリマスカラ、課カル稅金ハ一遍
デアリマスケレドモ、ソレハ循環デアリマ
スカラ、一日ニ何回ト云フ稅金ヲ購買者ガ
負擔スルト云フノデアリマシテ、其ノ率ヲ
計算シマシタラ非常ニ高イモノニナルノデ
アリマス、隨テ今度ノ新課稅デソレヲ買フ
際ニ尙ホ七分ヲ課ケラレマスト、丁度馬券
ヲ買ツタ時二割五分減ツテシマフ、二十圓
ノ馬券ガ十五圓ノ値打シカナクナツテ、十
五圓ガ配當サレルコトニナルノデアリマス
ガ、其ノ十五圓ノ配當ヲ更ニ又其ノ中ヨリ
購買シタ金額ヲ差引イタ殘リニ百分ノ二十
ヲ課ケラレルト云フコトニナルト、結局二
十圓ノ金ガ的中シテ拂戻ヲ受ケル時ハ十四
率ハ一回三割課カル、三割課カリマシテ

ソレガ一日十回ニナルト三十割、十二回ニナルト三十六割、五回買ヒマシテモ十五割ト云フ風ニ非常ナ高イ率ニナツテ來ルノデアリマス、サウ云フ高イモノニナリマシタナラバ、年々ノ賣得金ハ殖エル、入場人員ガ殖エテ居ルカラ、斯ウ云フ課稅ニ依ツテ減ラナイト云フ御言明ハ必ズシモ、保證シ得ナイト私ハ思フ、今日何故ニ此ノ競馬ガ斯様ニ人ガ殖エ、金額ガ殖エテ行クカト申シマスルト、是ハヤハリ浮動購買力ノ關係デアリマセウ、物ヲ買ヒタイガ買フコトガ出来ナイ、飲ミ食ヒシタイニモ十分ナル飲ミ食ヒガ出來ナイノデ、先ヅ其ノホトボリガ自然ニ競馬ノヤウナモノニ行ツテ娛樂ヲ求メ、遊興心ヲ滿足サセル、斯ウ云フ傾向ハ見逃スコトガ出來ナイノデアリマスケレドモ、鬼モ角大體ニ於テ十六年度ハ我が國ノ競馬界ニ於ケル飽滿時代、頂天時代デハナイカト思ツテ居リマス、其ノ頂點ト見ラルベキ所ヘ新課稅ヲシテ配當率ハ非常ニ少クナツタ、是ハ僅カノ課稅ノヤウデアリマスルケレドモ、配當ニ於キマシテ餘程違フノデアリマス、サウシマスト、一日ニ五枚買ヒマシテ、五枚ノ中ニ一遍當ルカ二遍當ルカ三遍當ルカ分リマセヌケレドモ、本命ト云フモノヲ買ツテ行ツテモ金ガナクナツテシマフ、今馬券ヘ何ヲ買フカト云フト、玄人ハ穴ヲ狙フ、穴ト云フモノハ計算シテ行キマスト勝味ガナイ、先程申シマシタケレドモ、科學的ニ研究シテ行クト、此ノ馬ハ勝テナイ、ケレドモ何カニ依ツテ此ノ馬ハヲ狙フ、サウ云フ場合ニハ一ツノ射慄心ガレントシテ勝ツカモ知レナイカラ、之ヲヒヨツトシテ勝ツカモ知レナイカラ、之ヲ

買ツテ置ケバ宜シイト云フノデ、萬ガ一ヲ
望ンデ穴ヲ狙フ、サウスルト幸ニシテ五倍
乃至十倍ノ配當ヲ受ケマス、今マデ五回買
ツタ中、四回損ヲシテ、此ノ一遍ノ的中ニ
依ツテ利益ヲ得ルコトガ出來ル、本命ヲ買
ヒマスレバ——科學的ニ研究シテ此ノ馬ハ
必ズ勝ツト云フノデ、安全ナ所ヲ買ツテ行
カウトスルト、税金ヤ控除額ノ爲ニ元金ガ
ナクナル、朝カラ、晝カラ、夕方マデ本命
ヲ買ヒマスカラ、當ツテモ利益ハナクナル、
十二回ノ中十回當ツテ二回外レテ、ソレデ
モナクナルト云フコトガ多イノデアリマス、
斯ウ云フヤウナ實情ハ餘リ御調査ガ行届イ
テ居ラナイノデハナイカト思フノデアリマ
ス、斯ウ云フ税金ヲ課ケラレテモ、「ファン」
ガ尙ホ鼻ノ下ヲ長クシテ續々ト詰寄ツテ行
クト云フコトハ考ヘラレナイ、之ニ依ツテ
ドウシテモ私ハ減ルト思フノデアリマス、
ソレト同時ニ法網ヲ潜ルノミ屋行爲ト云フ
モノハ必ズ巧ミニ跳梁跋扈シテ來ル、兩々
相俟ツテ此ノ賣上金ト云フモノハ段々減ツ
テ行クデハナイカト思フ、減ツテ行キマシ
タ場合ニ於テ、國庫ノ收入ハ十六年度モ十
七年度モ十八年度モ同額ノモノガ入りリマセ
ウケレドモ、之ヲ馬事界カラ見マスト非常
ナ違ヒガ生ズル、サウシテ納付金ハ法律ノ
明文ニ依ツテ四分ノ三ヲ馬事ノ爲ニ使ハナ
ケレバナラヌ、馬ノ改良繁殖、馬事思想ノ
普及ノ爲ニ使フ金ハ四分ノ三ヲ下ルコトヲ
得ズト法律ニ決メテアリマスカラ、大藏省
ト雖モソレヲ分捕ル譯ニ行キマセヌ、ヤハ
リ馬事ノ豫算ニソレヲ振向ケナケレバナラ
ニ使ハナクテ宜シイノデアリマスカラ、

馬事ノ運營ノ上ニ影響ヲ及ボストハ限ラヌト
ガ御見エニナリマシタカラ、兵務局長ニ御
尋ネスル事柄モ同時ニ申上ゲルヤウニ致シ
馬事ノ歴史ヲ繙キマスト長クナリマスガ、
明治天皇ガ日露戰爭ノ後ニ於テ畏クモ伊
藤博文公ヲ咫尺ノ間ニ御召シニナツテ、日本ノ
本ノ馬ノ改良ヲ御躬ラ命ゼラレマシタ、茲
ニ日本ノ馬産計畫ト云フモノハ出來タノデ
アリマス、所謂第一期計畫ハ三十年ヲ期間
トシテ出來マシテ、其ノ三十年ハ數年前ニ
終ツテ、第一期計畫ハ終リ、第二期計畫が
立チマシタル後ニ、所謂滿洲事變、引續イ
テ支那事變ト云フモノガ起リマシテ、第一
次馬政計畫ニ於テ改良ヲ目的トシタ其ノ目
標ヲ、是デハイカヌト云フ關係カラ、陸軍
ノ要望ニ依ツテ第二次馬政計畫ハ一變シ
テ、内地馬政計畫ト云フモノニ變ツタノデ
アリマス、日本ノ馬事ニ關シテ、明治天皇
ノ如何ニ大御心ヲ賜ハリマシタカハ歴史ノ
上ニ於テ明瞭デアリ、吾々恐懼致シテ居ル次
第デアリマス、此ノ馬ガ支那事變ノ起リマ
シテ以來、軍馬トシテ國防上ノ重要性ヲ加
ヘテ來タコトハ私ガ説明スルマデモナク、
實ニ想像以上デアリマス、而シテ内地ニ於
ケル馬ノ生産ハ其ノ需要ヲ満スコトハ出
來マセヌ、或ハ日滿支ト申シタイノデアリ
マスケレドモ、支那トシテノ馬政計畫ハ不
完全デアリマシテ、兎モ角滿洲、日本ガ相
協力シテ是等ノ不足ヲ充足シ、生産ノ増加
ヲ圖ツテ居リマスルガ、中々達シ兼ネルノ
デ、軍當局ニ於テモ非常ニ御心配ヲナサレ、
吾々民間ニアルモノトシテモ是ガ爲ニ日夜
心配ヲ致シテ居ル次第デアリマス、斯様ナ

時ニ當ツテ此ノ費用ト云フモノハドウデアリマシテ、軍ニ於ルカ、支那事變ノ終リニ於キマシテ、軍ニ於財政ガ非常ニ窮迫ヲ致シマシタ時代ニ於テ馬ナドト云フモノハ殆ド顧ミラレナカツタ、満洲事變ノ終リニ於キマシテ、軍ニ於テハ上海事變、満洲事變等ノ實績ニ鑑ミテアリマスルケレドモ、馬ニ對シテハ殆ド事施設ヲ行ハレテソレニ對スル通常豫算、或ハ臨時軍事費ト云フモノガ膨脹ヲ致シタノデアリマスルケレドモ、馬ニ對シテハ殆ド其ノ費用ノ増額ガナイ、政府ニ幾ラ要求致シマシテモ政府ハ馬ニ對スル豫算ハ出シシタノレナイ、全ク競馬ノ納付金ヲ以テノミ日本ノ馬政ト云フモノガ運用セラレテ居ツタノデアリマス、想ヒ起スト數年前、林銳十郎大將ガ陸軍大臣ノ砌、私ハ奇間ヲ發シタコトガアル、ドウ云フコトヲ私ハ尋ねタカト申スト、東北、北海道ノ產馬大會ヲ開イテ其ノ決議ノ結果、代表陳情ニ行ク代表者ガ私ハ大臣ニ何ヲ問ウタカ、陸軍デハ軍馬ノトモ必要ガナクナツタノデアリマスカト云フ私ハ奇間ヲ發シタカ、馬ノ陳情ニ行ク代表者ガ軍馬ノ必要ノアルカナイカラ知ラナイデサウ云フ質問ヲシタカ、ドウ云フ譯カト言フカラ、私共ハ軍馬ヲ作ラネバナラヌ、國防上軍馬ガ必要デアルカラ軍馬ヲ作レト云フ御指導ノ爲ニ、經濟動物デナイ、經濟的ニハ馬ハ實ニ不利益ナル生産事業デアリマシテ、其ノ不利益デ間ニ合ハナイモノヲ、軍馬ヲ作レバ尙ホ間ニ合ハナクナル、ソレヲ何故ニ吾々ガ獎勵シテ居ルカト云フト、國家ノトシテ努メテ參リマシタ、然ルニ満洲事變、

上海事變が始マツテ以來、他ノ軍費ガ著シク膨脹ヲシテ行キマシタガ、此ノ不況ニ陥ツテ喘ギ～シテ居ル此ノ馬ノ豫算ト云フモノハ少シモ殖エナイ、馬ノ購買値段ト云フモノハ少シモ上ラナイ、サウシテ見レバ馬ト云フモノハ軍馬トシテノ必要性ガ乏シクナツタノデハナイカト、私ハ疑ヒ起シタモノデスカラ此ノ御尋ネヲシタノデス、斯ウ言ウタ所ガ林陸相ハイヤ～軍馬ノ必要ハ減退シタドコロデハナイ、大ニ軍隊トシテハ軍馬ノ必要ヲ認メルノダ、是非一ツヤツテ欲シイ、是ハモウ祕密トシテ置力ナクテモ宜シイカモ知レマセヌガ、其ノ當時ハ祕密デアツタ、日本ノ兵器ガ各國ニ比較シテ「レベル」ガ甚ダ低イ、ドウシテモノ此ノ「レベル」ヲ上ゲルマデハ其ノ必要ガアツテ豫算ヲ使ハナケレバナラヌノデアルカラ、其ノ間我慢ヨシテ吳レト言フ、成程御尤モデアルガ、馬ノ生産方面ニ從事シテ居ル吾吾カラ見レバ、ソレデハ不服デアル、軍機ハ材料ト設備ガアレバサア必要ダト言ウテ其ノ設備又材料ニ應ジテ即日ニモ生産ヲスルコトガ出來ルガ、斯フ云フ馬ガ必要ダカラサウソレラ持ツテ來イト言ハレテモ出來マスカ、八年掛カラナケレバ軍馬ニナラナイ、スルノデアルカラ、サア今事變ガ起ツタ、愈々計畫ヲ立てテ種村ヲシテ生産ヲシテ、ソレヲ育テテ訓練ヲシテ軍馬ニ供與スルマデニハイト言ハレテモ、八年モ掛カルモノガ間ニ幾ラ短カクトモ六箇年、先づ八箇年ヲ要、合フモノハアリマセヌ、必要ナモノデアレバ今ノ中カラ相當ノ保護ヲ加ヘ、サウシテ相當ノ豫算ヲ支出シテ、生産家ヲ保護シテ行クニアラザレバ、日本ノ軍馬ノ充足ト

申上ゲタコトガアルノデアリマス、斯様ニシテ日本ノ馬政ノ爲ニハ如何ニ此ノ財政困難ナル砌、非常ニ逆境ニ陥ツテ生産者ハ多年ノ間犠牲ヲ拂ツテ居ツタモノデアリマス、其ノ時ニ常ニ光明ヲ與ヘルモノハ此ノ競馬ノ納付金デアリマス、其ノ納付金ガ段々増シテ今ヤ十六年度ニ於キマシテ三千三百七十万餘圓ト云フモノヲ政府ヘ納付シテ來マシタ、ソレガ社會事業ニ百万圓ヲ除イタ其ノ他全部ガ此ノ馬事豫算トシテ使ハシテ、而モ軍馬資源保護法ニ依ル軍馬ハ豫備訓練デアル、或ハ鍛錬競技デアル、鍛錬競走デアル、ソレ等ノ馬ニ對スル助成、ソレ等ノ馬ノ持主ニ對スル所ノ經費、色々ナモノニ充當シ使ハレテ居ル場合デアリマシテ、例ヘバ戰時財政ノ多端ノ場合ト雖モ、既ニ是程盡シテ居ル競馬ニ對シテ、更ニ是ガ衰微ヲ來スヤウナ新課稅ハナサルベキデナイ、若シ此ノ新課稅ニ依ツテ政府納付金ガ減リマシタナラバ、是ハ政府ガ負擔セラレルデアリマセウケレドモ、寧ロ吾々ハ法律ニ依ツテ制定セラレタル支出ニ依ツテ、完全ニ納付金ハ馬ニ使ハレルト云フコトヲ確保シテ置クコトヲ希望スルノ餘リ、此ノ言ヲ申上ゲテ置ク次第デアリマス、殊ニ鍛錬競走ニ對スル新課稅ハ四十箇所ニ近イ所ニ於キマシテ、僅カニ一年間ノ賣上げ千五百万圓、ソレニ所定ノ課稅ヲセラレマシテモ政府國庫ノ收入ハ僅カニ百五十萬圓ニ過ギナインデアリマス、此ノ鍛錬競走ト云フモノガ今日非常ニ困難シテ居ルコトハ先刻農林當局ヘ私ガ申シマシタ通り、露骨ニ申セバ馬ノ徵發、軍馬ノ購買、或ハ春ノ競走ニ出サウ、秋ノ競走ニ出サウト相當進備ヲ

シ訓練ヲシテ居リマシテ其ノ地方ニサウ云フ馬ガ
購買ニ依リマシテ其ノ地方ニサウ云フ馬ガ
ナクナツテ、偶、開催シテモ出場馬ガナクテ
開催ガ出来ナイ、無理ニ開催シマシテモ勝
敗ガ明カデアリマスカラ誰モ馬券ノ買手ガ
ナイ、日本ニ於ケル馬ノ生産地トシテハ先
ヅ其ノ資源ヲ東北、北海道、九州ノ一部ニ
置クノ外ハナイノデアリマスガ、東北、北海
道、九州ノ此ノ生産地方ニ於ケル鍛錬競走
ナドハドウデアルカト云フト、洵ニ經營困
難ニ陥ツテ居ル、ソレデ許サレテ居ル二十
五ノ賦課モ出來ナイ、然ラバ經營ヲシテ二
十五ノ控除ヲスレバ「ファン」ノ買手ガナイ
ト云フコトデアツテ、痛シ痒シテ、中央鍛錬
會ノ助成ニ依ツテ漸ク經營ヲ續ケテ居ル、斯
ル均衡ト云フ建前テ御考ヘニナツタカ知レ
ウ云フ状態ニナシテ居ルノデアリマシテ、斯ウ
云フモノノ政府ノ課税ハ全ク私ハ一般ニ對ス
キマシテベ、之ニ對シテノ御考ヘヲ明カニセ
ラレマシテ、斯ウ云フ際ニ無理ニ豫算ノ修正ヲ
スルトカ或ハ法律ノ修正ヲスルトカ、或ハ否
決撤回スルト云フヤウナコトハ私共國民ト
シテ慎ミタインデアリマス、カラソコマデハ
申シマセヌケレドモ、大藏省ニ此ノ事情ヲ能
ク御諒察下サレマシテ、實施後ニ於ケル成績
ニ鑑ミテ適當ナル御施設ヲ講ズル御意思ガ
アリヤ否ヤヲ伺ツテ置キタインデアリマス
○松隈政府委員 大石委員ガ馬事改良増殖
其ノ他馬事思想ノ普及圖ル爲ニ熱心ニ御
述ベニナリマシタ點ハ謹ンデ拜聽致シマシ
タ、競馬法ニ依ル競馬、又ハ軍馬資源保護
法ニ依ル鍛錬馬競走ニ於キマシテ、政府納
付金ガアル、其ノ納付金ノ大部分ト云フモ

ノガ、馬ノ改良増殖及び馬事思想ノ普及等
ノ爲ニ使ハレテ居リマスコトハ御話ノ通り
デアリマス、其ノ状況ガドウデアルカト申
シマスト是モ御述べニナリマシタヤウニ
最近ニ於ケル競馬又ハ鍛錬馬競走ノ兩者ト
モ非常ニ足取ガ調子好ク伸ビテ參ツテ居リ
マス、隨ヒマシテ政府納付金モソレニ比例
シテ年々増シテ居リマシテ、最近ニ於テハ
三千万圓ヲ超シテ居リマスルコトハ、御
示シノ通リデアリマス、隨ヒマシテ馬ノ改
良増殖等ニ使ハレマスル金モ相當ノ金額ガ
ソレニ依ツテ賄ハレテ居ル次第デアリマス、
唯此ノ状況ヲ著シク悪化セシムルト云フコ
トニナリマスレバ、ソレハ政府全體トシテ考
ヘナケレバナラナイ點デゴザイマスルノデ
今回馬券稅ヲ設ケルニ當リマシテモ所管ノ
省ト協議致シマシテ、他ノ場合ノ娛樂的分
子ヲ含シダモノニ課稅致シマスヨリハ、相
當低目ノ稅率ヲ以テ稅率ヲ按配スルコトニ
致シタ次第デアリマス、之ヲ單ニ稅ノミノ
立場カラ考ヘマスルナラバ、モウ少シ負擔
額ヲ増スト云フコトモ出來ナイコトハナイ
ノデアリマスケレドモ、ソレガ爲ニ賣上金
額ガ減ル、仍テ納付金ニ影響シ、馬ノ改良
増殖ニ障リガアツテハイカヌ、斯ウ云フコ
トデアリマスモ考慮ニ入レテ率ヲ組シダヤウ
ナ次第デアリマス、隨ヒマシテ今回程度ノ
稅率デアリマスルナラバ先程モ申上ゲマシ
タヤウニ、賣上金ニ大シタ影響ハナイト思
フノデアリマス、ソレカラ只今モ御述べニ
ナリマシタヤウニ、政府ノ撒布資金ハ殖工
ルノデアリマスガ購買スペキ物資ガ豊富デ
ナイ、隨ヒマシテ各方面ニ相當購買力ガ溢
レルノデアリマシテ、ソレ等ノ點モ考ヘマ
スレバ競馬ニ對シテ此ノ程度ノ課稅ヲシタ

競走ノ賣上金ガ減ツテ行クトハ考ヘラレナ
イノデアリマス、サウ云フコトガアツテハ
政府全體トシテ困ル、又歲入官廳デアル大
藏省ト致シマシテモ、稅ヲ課ケテ見タ所デ
ドンヽ賣上ガ減ツテ所期ノ稅收入ガ上ツ
テ來テイト云フコトデハ無意義ナコトデア
リマスノデ、旁々或ル程度ノ影響ハアルカ
モ知レマセヌケレドモ、相當ノ收入ガ上ツ
テ來ルト云フ見込ノ所ニ狃ヒヲ付ケテ稅率
ヲ組ンデ居ルヤウナ次第デアリマス、尙ホ
併シ萬一二モ競馬ノ賣上金額方激減シタ結
果、納付金ガ著シク減ツテ參ツタ、仍テ必
要ナ馬ノ改良繁殖等が出來ナイ、斯ウ云フ
ヤウナ事態モ出來マスレバ、ソレハ歲入
豫算ノ方面ニ於テ考慮スルナリ、或ハ稅率
ノ點ニ付テ考慮スル必要ガ起ツテ參ルカト
思フノデアリマスガ、今日ノ所ニハ關係當
局トモ打合セテ、大體此ノ程度デ現狀ヲ維
持出來ル、此ノ程度ノ心組ヲ以チマシテ豫算
モ見積ツテ居ルヤウナ次第デアリマスノデ、
施行ノ經過ヲ篤ト見タイト思ツテ居リマス
○大石(倫)委員 大藏省ノ方ハ此ノ程度ニ
致シマシテ陸軍省ノ政府委員ニ伺ヒマス、
陸軍ノ政府委員ニ對シテ馬ノ講釋ハ釋迦ニ
詮法ノヤウデスカラ、是ハ省クコトニ致シ
マス、併シ唯吾々民間ニ於ケル馬ニ對スル
考ヘト、軍當局トシテノ考ヘトニ幾ラカノ
違ヒガアルカモ知レナイト存ジマスガ、今日
ノ所ハ幸ニシテ民間ニ多年唱ヘテ參リマシ
タモノ、第一ハ軍馬ノ購買價格ノ問題、又
一般馬ノ値段ノ關係等デアリマシタガ、軍
ニ於テハ特ニ此ノ點ヲ諒トセラレテ、軍馬
ノ購買、徵發馬ノ報償等ソレヽ適當ナル
御引上ヲ下サイマシタノデ、民間側トシテ

農林當局、大藏當局へモ御尋ねラシテ居ル次第アリマス、只今
モ感謝ヲ致シテ居ルト云フヤウナ場合デアリマス、
マズ軍用保護馬、所謂軍馬資源保護法ニ依
ル鍛錬競走ニ依リマシテ、鍛錬ノ一部目的
ヲ助ケテ居ルト云フヤウナ場合デアリマス、
此ノ鍛錬競走ハ一昨年ハ左程デモナカツタ
ヤウデアリマスガ、昨年ニナリマシテ、殊
ニ生産地方ハ出走馬ノ不足等ヨリ此ノ開催
ガ餘程因難ニナツテ參ツタノデアリマス、
無理ニ開催致シマシテモ馬ノ數ガ少イ、或
ハ競走ニナラスト云フヤウナ場合ニ當リマ
シテハ、優等馬票ト云フモノハ殆ド賣レナ
イノデアリマス、隨テ鍛錬馬競走ノ經營モ
困難ニ陥ル、馬事思想ノ普及、馬ノ能力検
定等ノ上ニモ效果ガ薄クナル、斯ウ云フコ
トニナルノデアリマスル、ソゴヘ持ツテ
來テ今回ノ新課稅ガ大藏當局ハ課率ヲ輕ク
シタト云フ御説明デアリマスルケレドモ、私
ハ公認競馬ヨリモ寧ロ重イ、大藏當局ノ計
算ハ鍛錬競走ノ主催者ガ賣得金ヨリ控除致
シマス額ヲ二十三ト計算サレタカラ輕イト
仰シヤルノデアリマスケレドモ、法ニ依リ
マシテ二十五マデ取り得ルノデアリマス、
大部分ハ二十五マデ取ツテ居リマスガ、二
十五取りマスト、馬券ノ賣レナイ所ニ於キ
ハ計算上カラ言ヒマスレバ當然二十五トシテ
以上賦課シテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ガア
リマシテ、平均シテ二十三ニナル、ケレドモ是
ハ計算上カラ言ヒマスレバ當然二十五トシテ
計算スベキモノデアル、二十五トシテ計算シマ
スト一圓カラ二十五錢主催者ガ引イテ居ル、
更ニ配當ノ際ニ百分ノ十引カレマスト又七

二十錢ニナツテ居ル、ソコヘ買フ時又七分
課ケラレマスルカラ二十五ニナル、サウス
ルト十圓ノモノハ七圓五十錢ニナル、サウ
シテ配當ニ當ツテ百分ノ十ヲ稅トシテ課ケ
ラレル、斯ウナリマスト大體三十割位ニナ
ル、片方ハ三十割、片方ハ三十二三割、斯ウ
ナリマシタナラバ軍馬資源保護法ニ依ツテ
ヤツテ居リマスルモノニ重イ課率トナリ、
一層經營ノ困難ヲ來シ、其ノ目的ヲ達成ス
ルコトガ出來ナクナル思フノデアリマス
ガ、之ニ對シテ農林當局ハ萬已ムヲ得ズ、
時局ニ協力スル爲ニ承諾シタト申サレテ居
リマスガ、公認競馬ノ方ノ納付金ガ今申シ
マシタヤウニ減ツタリ、又斯ウ云フ鍛錬競
走ノ納付金ガ減ツタリ致シマスト、新タニ
今回統制セラレマシタ日本馬事會ノ運營ノ
上ニモ、普通鍛錬競技等ノ指導獎勵ノ上ニ
モ影響ヲ及ボスコトナルノデアリマス、
斯ウ云フ點ニ付キマシテ軍トシテ、之ヲ抑
止シテ戴キタイト云フ譯デハアリマセヌ
ガ、保護シテ戴キタイト云フ民間ノ考ヘヲ
持ツテ居ルノデアリマスガ、軍ニ於カレテ
ハ如何ナル御考ヘデアルカ

○ 国中(陸)政府委員 只今ノ競馬ノ課稅デ
アリマスガ、是ハ私共馬ノ増産、増殖、鍛
錬ト云フコトニ重點ヲ置イテ考ヘテ居リマ
ス、陸軍ト致シマシテハ初メ反對デアツタ
ノデアリマス、ハツキリ申シマス、所ガ實
際一番恐ロシイノハ、政府ノ撒布スル資金
ニ依リマシテ、資金ノ多イノト物資ノ不足
デ全國的ニ所謂「インフレ」ニナツテ恐ルベ

キ結果ニナル、長期戦ニ耐へ得ナイ結果ヲ
生ズルト云フ大藏當局ノ主張ヲ聽イテ見マ
スト尤モナノデアリマス、又戦費モ要ル、
ソコヘ持ツテ來テ浮動購買力ト云フモノヲ
吸收シナイト長期戦ガ出來ナイト云フ風ニ
言ハレマスノデ、然ラバ一部犠牲ニシテデ
モ大藏當局ノ御要求ニ應ジマセウ、但シ是
ガ爲ニ先程大藏當局ノ政府委員カラ言ハレ
マシタ馬ノ改良進歩、増産、増殖、鍛錬、
之ニ支障ヲ及ボナヌ程度ニヤツテ吳レト云
フ譯デ、現在ノ率ガ決マツタ譯デアリマス、
鍛錬馬ノ問題デアリマスガ、實際今日本ノ
馬ハ實ニ良クナツタノデアリマス、數ハ事
變ノ爲ニ滅リマシタガ、馬其ノモノハ實ニ
立派ニナツテ居リマス、現在軍馬補充部デ
長年育成スル馬ト民間ニアツテ徵發スルモ
ノ、是ハ民間ニアツテ育成シ鍛錬シタノデ
アリマスガ、之ヲ徵發シテ見マスト、殆ド
甲乙ノ差ガナインデアリマス、ソレ位マデ
立派ニナツテ來マシタ、昔ノヤウニ徵發シ
タ馬ノ爲ニ砲兵ヤ輜重兵ガ死ンダト云フヤ
ウナコトガ根絶サレタノデアリマス、サウ
云ファウナ良イ狀況デアリマシテ、鍛錬ハ益
ヤラナケレバナリマセヌガ、今申上ゲマシ
タ大藏當局ノ所謂「インフレ」ヲ非常ニ恐レ
マシテ、又實際恐ロシイコトデアリマスノ
デ、サウ云フ事情ニ依リマシテ陸軍當局ト
致シマシテハ承知シタノデアリマス、併シ
若シ只今ノ税率ガ軍ノ所期スル馬ノ増殖、
増產、改良ト云フヤウナコトヤ、馬ノ鍛錬
ニ惡影響ヲ及ボスコトニナレバ、又考ヘ直
致シマシテハ承知シタノデアリマス、併シ
サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、併シ
先程大石委員ハ去年ガ競馬ノ絶頂グラウト
仰シヤイマシタガ、私ハ今年ハモツト殖工
ルダラウト思ツテ居リマス、今年ハ政府ガ

リマシテ、ヤハリ先程申シマシタ通り、浮動購買力ガ多イ爲ニ今年ハモソツ盛ンニナリハシナイカト、斯ウ云フ風ニ見テ居ルノデアリマス、サウ云フ觀方デ實ハ澁々贊成シタノデアリマス、決シテ現在ノ此ノ稅率ニ以テ大石氏ノ言ハレル程ノ大ナル影響ハアルマイト思ヒマスガ、若シアリマシタナラバ、一番馬ニ關心ヲ持ツテ居リマス陸軍致シマシテハ又考ヘ直スコトニ致シマス○大石(倫)委員 只今ノ田中政府委員ノ御説明デ能ク陸軍ノ心持モ分リマシタ、要スルニ吾々ガ此ノ質問ヲ致シ、又常ニ馬ノ問題ニ苦心ヲ致シテ居リマスルノハ、是ハ所謂國防ノ第一義デアリマシテ、第二ニ産業、第三ニハ運輸交通ト云フ關係ヲ持ツテ居ルノデアリマス、昭和十四年マデノ馬ノ生産方針ト申シマスカ、馬政計畫ト申シマスモノハ、日本内地ニ或ル一定ノ頭數ヲ繫留ヲ致シマシテ、產業ヲ第一トシテ、第二ニ軍馬、國防ト云フ建前ヲ取ツテ參ツタノデアリマス、昭和十四年ニ内地馬政計畫ノ樹立ニ當リマシテ陸軍ノ強キ要望ニ依ツテ我が國ノ馬產ノ方針ハ全ク軍馬第一主義ニ變ツタノデアリマス、隨テ從來馬ノ生産家ハ自分ノ好キナ馬ヲ養ツテ、自分ノ好キナヤウナ馬ヲ作ラウト云フコトニナツテ居リマシタガ、種馬統制法ト云フモノモ制定セラレ、此ノ軍馬第一主義ノ關係カラ生産家ハ此ノ方針ニ依ツテ今生産ヲ致シテ居ル、引續キ軍馬資源保護法ガ出來マシテ、馬ノ鍛錬ヲセラレルヤウニナリマシタ、御話ノ通リ支那事變ノ勃發當時徵發セラレマシタ馬、購買セラレマシタ馬ハ直チニ戰地ニ送リマスト、其ノ操縦、飼養等ニ幾多ノ不自

由、不便、不利益ガアリマシタ、例ヘバ或
ル兵隊ガ馬ノ貨車ニ乗セラレテ大阪ノ停車
場ニ行ツタ、モウ着イタト云ツテ安心シテ
居リマスト、馬ニ汽車カラ蹴落サレテ氣絶
シタ、サウ云フヤウニ馬ノ暴レルモノガア
ツテ、中々危険ナモノデアリマシタ、今日
ノ馬ハ代々木ノ競技會ニ於テ御覽ノ通り、
實ニ集團性ニ富ンデ、柔順ニナリマシテ、
見違ヘルヤウナ訓練ノ效果ト云フモノヲ舉
ゲテ參ツタノデアリマス、斯ウ云フ鍛錬ノ
效ヲ舉ガマスノニ、今日ハ各地ニ馬事訓練
所ヲ農林省ガ作ツテ居リマス、或ハ九州ニ、
或ハ奈良縣、北海道、東北ト云フ工合ニ作
練ニ直接國家ノ費用ヲ以テシテ宜シイト云
フ事柄デスラモ政府財政ノ都合ニ依リマシ
テ、中々大藏省ニ要求シテモ金ガ出ナイ、
奈良ノ馬事訓練所、北海道ノ馬事訓練所、
現ニ宮城縣ノ仙臺訓練所ヲ建築致シテ居リ
マスモノデモ、競馬ノ寄附金、競馬會ノ納
付金ノ外ニ更ニ日本競馬會ガ控除シテ居ル
モノノ中カラ支出シテ居ル、栃木縣ニ於テ
ハ二百万圓モ掛カルヤウナ馬事ノ綜合研究
所ガ建ツテ居リマスガ、サウ云フモノノ費
用モ政府ガ少シモ支出ヲセズニ、皆競馬會
ノ寄附、負擔ニ依ツテヤツテ居ル、帝國馬
事協會ノ一年ノ總經費ノ大部分モ是カラ來
テ居ルノデアリマス、今度新タニ生レマシ
タ日本馬事會ノ經費モ、恐らく日本競馬會
ノ助成、或ハ交付金ニ俟ツ外ナイト云フ狀
態デアリマスカラ、此ノ競馬ノ賣上金ノ少
ルノデアリマス、私ハ此ノ課稅ニ依ツテ恐

レヲナシテ居リマス所ハサウ云フ點ニモア
ルノデアリマス、能ク御觀察トサイマスト、
如何ニ此ノ競馬ノ賣上金ニ依ツテ日本ノ馬
事界ガ運營サレテ居ルカラ知ルコトガ出来
浮動ノ購買力ヲ吸收シ、惡性「インフレ」ヲ
防止シテ行キマスコトハ洵ニ結構デアリマ
シテ、固ヨリ異論ハゴザイマセヌケレドモ、
斯ウ云フコトニ依ツテ一つノ資源ヲ失ヒマ
スルコトハ、纏テ馬産ノ上ニ影響ヲスル、
今日馬ト云フモノハ國防上ノ必要ト、產業
上ノ建前ニ於キマシテ非常ニ重要ナモノデ
アリマス、講釋ガマシイコトヲ申スヤウデ
アリマスガ、兵隊サンガ澤山召集サレテ農
村ハ人手ガ不足デアリ、ドウシテモ馬ノ力
ヲ借リナケレバナラヌ、ソレニ付テ從來稍
行ハレテ居リマシタ馬耕——所謂田畠ヲ奪
ヲ以テ耕シテ行クノハ稍普及致シテ居リマ
シタガ、最近ニ於テ最モ強ク唱道致サレテ居
リマスノハ水田中耕除草、是ハ殆ド農會ア
タリデモ知ラナイノデアリマス、帝國農會
アタリデスラ、地方ノ縣農會アタリスラモ
能ク分ラナイノデアツテ、而モ此ノ帝國馬
事協會ガ主トシテ全國ニ是ノ普及ヲ絶叫シ
テ居ル、水田中耕除草、是ハドウ云フ效果
ガアルカト云フト、田ノ草ヲ馬ヲ以テ取
ル、馬ヲ以テ取りマスルト同時ニ中耕ヲ
スルノデアリマス、中耕ヲ致シマスト
稻ヲ植エタ根ノ一番草、二番草、三番草ト、
ガニ爪ノヤウナモノヲ以テ地上ヲ搔イテ行
ク、掘ツテ行ク、今マデノ田ノ草取ハ一日
一人約一田圃位ガヤツトデスケレドモ、此
ノ馬ヲ以テヤリマスト一日ニ二十人分モ三
十人分モ樂ニ取レルノデアリマス、人手ノ
不足ヲ補フコトニ於テ非常ナ效果ガアルノ

ミナラズ、中耕除草ニ依ツテ稻ノ發育ヲ助ケ、霜害冷害ニ耐エル力ヲ與ヘル、ソレハナゼカト云フト、從來ハ田ノ草ヲ取ルノ人手デ取りマス、中々ハカガ行キマセヌカラ雨ノ降ツタ日デモ、曇ツタ日デモ、天氣ノ日デモ構ハズ田ノ草ヲ取ツテ居ル、是ハ勞働トシテモ非常ニ困難ナモノデアル、所ガ馬ヲ以テ中耕除草ヲヤルトナルト、天氣ノ好イ日ヲ狙ツテ短時間デスツトヤレル、サウシテ稻ノ根ヲ掘返ス、掘返シテ行クト、其處ニ日光ガ反射シテ、溫イ水ヲ稻ノ根ニヤルコトニナツテ肥料ノ分解ヲ助ケ、稻ノ發育ヲ助ケ、稻ヲ強健ニスル、斯ウ云フヤウナ一舉兩得ノ仕事ヲヤルノモ、皆此ノ納付金デヤツテ居ル、ソレカラ近頃ハ「ガソリン」ガナクナツテ自動車デ運搬ガ出來ナイカラ、荷馬車ニ依フナケレバナラナイ、斯ウ云フヤウニ今日ノ日本ニ於ケル馬ノ建設前ハ非常ニ重要デアル、國民生活ニ於テモ、國防上ニ於テモ非常ニ重要デアル、又肥料ガ非常ニ不足シテ居ルノデアリマシテ、今マデ「金肥」ヲ多ク用ヒテ居ツタガ、是ハ不經濟デアルノミナラズ、金肥ヲ多ク使フガ爲ニ地力ヲ非常ニ瘦セサセテ居ル、地力ガ非常ニ瘦セテ居ルノハ餘リ金肥ヲ使ツタ所ガ多イ、之ニ馬ノ厩肥ヲ用ヒテ行キマスト、一面地力ヲ非常ニ養フ、サウンシテ肥料ノ不足ヲ補ウテ、生産擴充、食糧增産ノ上ニモ常ニ瘦セテ居ルノハ餘リ金肥ヲ使ツタ所ガ對スル觀念ヲ餘リニ等閑視シテ居ル國民ノ風ガアリマス、隨テ政府自身ニモ能ク徹底シナインデアリマス、斯ウ云フコトヲ私共強調致シマシテ、若シ此ノ法律ヲ實行シマ

シテ、其ノ結果幾分デモ影響ノアル場合ニ
於キマシテハ、此ノ鍛錬競走ニ對スル課稅
ノ如キハ止メテ戴ク、或ハ此ノ競馬法ニ依
ル競馬ニ對シ緩和ノ善後處置ヲ講ジテ戴ク、
是等ノコトニ常ニ微細ナル御注意ヲ拂ツテ
戴キタイト思フノデアリマス、浮動購買力
ヲ吸收スルコトニ付キマシテ、或ハ此ノ大
增稅ニ伴フ所ノ生產擴充トドウ云フ關係ニ
ナツテ來ルカ、或ハ近來少シ行キ過ギノ感
アル統制經濟ト、此ノ國民ノ負擔總力ト云
モノノ關係ハドウナツテ居リマスカ、私
ニハ餘リ詳細ナコトハ分ラヌノデアリマス
ケレドモ、增稅ニ依ツテ或ハ却テ低物價政
策ト食違ヒヲ生ズルヤウナコトガナイデハ
ナカラウカト云フコトモ心配シテ居ツテ、
大藏大臣へ御尋ネラシタイト思ツテ居ツタ
ノデアリマスガ、大藏大臣ノ御出席ガアリ
マセスケレバ、私ノ質問ヲ終リタイト思フ
ノデアリマス、是等ノ點ニ付テ先程若シ影響
アレバ考慮スルト云フ御話ガアリマシタガ、
モウ一步力強キ御聲明ヲ得タイト思ヒマス
○松隈政府委員 馬ノ改良、増殖、鍛錬ノ
必要デアリマスクトニ對シマシテハ、全ク
同感デゴザイマス、御述ベニナツタ趣旨ハ
能ク分ルノデアリマス、今回新稅トシテ馬
券稅ヲ創設スルコトニナリマシタガ、ソレ
ニ依ツテ馬ノ改良、増殖、鍛錬ノ必要ガナ
イト云フ積リデハ決シテナイノデアリマス、
私共ノ狙ヒマスル所ハ、一石二鳥申シマ
スカ、大體ニ於テ稅率ヲ按配シマシテ、現
在ノ程度ノ競馬若シクハ鍛錬馬競走ノ賣上
金ガ維持サレテ行ク、サウシマスレバソレ
ニ依ツテ必要ナ所ノ政府納付金若シクハ競
馬會等ノ致シマスル寄附ニモ影響ガ及バナ
イ、一面娛樂方面ニ對シマスル支出ニ對シ

シテ、或ル程度ノ課稅ヲスルコトニ依リマ
ノ均衡モ得マスルト共ニ、浮動購買力ノ吸
收ニモ役立ツ、斯ウ云フコトデ、影響ニ關
シマスル點ニ付テハ關係當局ト密接ナ連
絡ヲ執リマシテ立案ノ上、實行致シテ參ル積
リデアリマス、飽クマデモ狃ヒハ一石二鳥
デアツテ、決シテ一ツノ目的ヲ達スル爲ニ
他ヲ犠牲ニシテ構ハヌ、斯ウ云フヤウナ考
ヘハ持ツテ居リマセヌ、隨ヒマシテ今後藉
スニ時日ヲ以テシテ戴キマシテ、施行ノ結
果ニ付キマシテハ更ニ能ク検討シテ見マシ
タ上、考慮致シタイト考ヘマス

○大石(倫)委員 今大藏大臣ガ御見エニナ
リマシタガ、大藏大臣ニハ非常ニ御多忙ナ所
ヲ特ニオイデ戴キマシテ恐縮ニ存ジマス實
ハ大臣ニ直接御尋ネラ致シタイト思ヒマス
點モアリマンシタガ、御出席ノ關係ガドウデア
ルカト存ジマシテ、大體今政府委員ニ御尋ネ
ヨシテ終ラント致シテ居ル所デアリマス、私
ノ御尋ネ致シテ居リマスノハ、新タニ創設セ
ラレマス馬券稅ニ付テデアリマス、段々馬
券稅ニ付キマシテノ政府委員トシテノ御說
明モアリマシテ、大體今回ハ已ムヲ得ザル
モノト認ムルノデアリマスガ、大藏大臣ニ
此ノ際御尋ネラシタイノハ、或ハ他ノ委員
ガ既ニ御尋ネ申シテ居ツタカモ知レマセヌ、
重複ノ虞ガアルカモ知レマセヌガ、其ノ時
ハ取消スコトニ致シテモ宜シイノデアリマ
スガ、簡単デアリマスカラ御尋ネ致シマス
政府ハ長期戰ヲ豫想シ、又大東亞戰爭以
來一層軍費、國費ノ膨脹ヲ來シ、ソレニ對
應スル施策ヲ行ハネバナラナイ、又一面公
債ノ増發ニ伴フ惡性「インフレ」ノ防止ヲ目
標トシテ、二百二十億圓ノ國民貯蓄ノ獎勵

ヲヤラウ、他面財政ノ彈力性、強化ヲ圖リ、國民ノ負擔ニ依ル所ノ軍費ノ支辨ヲシタイト云フ建前カラ、茲ニ七十七議會ニ於キマシテハ間接稅ノ増徵、今回ハ直接稅ノ増徵ヲ行ハレルコトニナリマシタ、萬已ムヲ得ザルモノトハ思フノデアリマスガ、今ヘ戰時、非常時デアリマシテ、其ノ増徵ニ對スル率モ、若シ平年時デアリマスレバ、是ハ大騒ギヲ生ズルヤウナ高率デアリマシテモ、國民ハ負擔シ得ル限リ、敢テ之ヲ辭スルモノデナイコトハ日本國民ノ特性デアリマス、唯私ノ惧レマスルモノヘ、斯様ナ俄カノ間接稅、直接稅、殆ド全般ニ瓦ル所ノ高率ノ増徵ニ依リマシテ、國民ノ負擔力ト申スカ、民力ト申シタ方ガ宜シイト思フノデアリマスガ、民力ヲ幾分タリトモ潤渴セシミテ、我が國財政ノ彈力性ヲ失フヤウナ憂ヒハナカラウカ、是ハ固ヨリ當局トシテハナシト云フ御見解デアリマセウケレドモ、ソコニ私共ハ多少ノ不安ヲ持ツノデアリマス、其ノ點ニ付テ御伺ヒシタイ

マスカラ、此ノ銃後國民ノ健康アツテ、元氣ニ、而モ時局下ニ必要ト致シマス學術技藝ノ修得ヲ期サナケレバナリマセヌ、是等ノコトニモ著シキ障碍ガアリマセヌヤウニ、國民生活ニ多大ノ脅威ヲ與ヘナイヤウニト云フコトヲ重要ナル觀點ト致シマシテ、是増稅ノ程度モ考ヘ、又租稅ノ減免其ノ他稅率ノ按配等ニ付キマシテモ、出來ルダケ意ヲ用ヒテ參リマシタ次第デアリマシテ、是ハ租稅ノ臨時措置法及ビ稅法案自體ニモ、其ノ趣旨デ色々々ノ點ヲ織込ンデ計畫ヲ致シテアリマスルヤウナ次第デアリマス〇大石(倫)委員 大臣ノ御説明ハ洵ニ我ガ意ヲ得タノデアリマス、此ノ增稅諸案及び其ノ他ノ改正法律案等ヲ拜見致シマシテモ、如何ニ其ノ間ノ調節ヲ圖リ、按配ヲ考ヘラレタカヲ認ムルコトガ出來ルノデアリマシテ、御話ノ如ク此ノ增稅程度ニ於テハ、我が民力ニ涸渴ヲ招クヤウナコトハナカラウトハ存ズルノデアリマスルケレドモ、近時生産擴充ノ爲ニ行ハレマスル統制、統合ト云フモノノ結果ハ、果シテ所期ノ目的ヲ現出シテ居ルカ否カハ能ク分ラヌノデアリマスケレドモ、私共民間ニ居ツテ見マスルト、自由經濟デハ固ヨリ此ノ戰時對應ハ出來ナイ、統制經濟ヲ以テ戰時對應ノ需給ノ調節ヲ圖リ、各々其ノ所ヲ得シムルヤウニ行カネバナラヌノデアリマスルガ、日本ニハ統制經濟ニ對スル經驗ト云フモノガナイ、國民ニモ、指導階級ニモ、政府方面ニモ、第一次歐洲戰爭ノ時ニ於ケル「ドイツ」ノ如キ、アア云フ苦杯ヲ嘗メテ、苦キ經驗ノ下ニ組立テラレタル統制經濟ノ經驗モ持ツテ居ラヌ、又日本ノ國風及ビ政治經濟ノ狀態ガ、斯様ナ統制經濟ヲ行ハネバナラヌ行キ方ヲ

シテ居ラナカツタ爲ニ、其ノ點ニ對スル所ノ研究ト云フコト、或ハ調査ト云フコト、ソレ等モノ十分ナル行届キヲシテ居ラナカツタ、又ソレニ對スル所ノ御準備ト云フヤウナモノモ十分デナカツタ所ニ、統制經濟ト云フモノガ始メラレマシテ、或ハ價格ノ公定デアルト云フヤウナモノガ起ツタ、統制經濟ニ伴ウテ事業ノ統合統制ト云フヤウナモノガドンノ行ハレル、是ハ米ノ如キハ主要食糧デ固ヨリ別デアリマスケレドモ、例へバ米屋ノ關係ガ、各米商人ノ負擔シテ事業ガ其ノ方ニ吸收セラレテ、今マデノ民間ニ於ケル擔稅能力ト云フモノハ何處へ行屋ノ統制ニ依ツテ、其ノ擔稅能力ハ何處へ移ツタカ、國策會社ノ設立ニ依ツテ民間ノ居ツタ擔稅能力ハ何處へ移ツタカ、或ハ魚ツタカト云フヤウナコトハ、今日私ハ能ク存ジナイノデアリマスケレドモ、概觀シテ其ノ邊カラモ此ノ國民ノ擔稅能力、或ハ民力ノ移動ト云フモノヲ生ジツツアルノデハナイカト思フノデアリマス、若シ統制等ノ無經驗ノ爲ニ、或ハ準備不完全ノ爲ニ、或ハ行過ギノ爲ニ思ハザル所ノ影響モ起リハシナイカ、又行過ギノ爲ニ生產擴充ヲ圖ツテ、却テ生產ガ現狀維持スラモ出來ナイヤウナモノガナイデモナカラウ、斯ウ云フ心配ヲ持ツテ居リマス、隨テ此ノ增稅ノ調整接配其ノ宜シキヲ得テ、決シテ民力ヲ涸渇シ、擔稅能力ノ缺乏ヲ來スヤウナコトハナカラウトハ存ジマスケレドモ、何トナク其ノ間ニ多少ノ憂ヒヲ持ツモノデアリマスカラ、尙ホ一層此ノ點ニ御注意ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、此ノ增稅ニ對シテ、擔稅能力、或ハ民力ノ涸渇ナシトスレバ、此ノ増稅ノ成績ハ長ク續イテ、長期戰ニ即

○賀屋國務大臣 我ガ國ニ於キマシテ計畫
經濟、統制經濟ノ運用ノ經驗ノナカツタコ
トハ御話ノ通リデアリマス、其ノ結果統制
經濟ノ實行ニ付キマシテ、相當ノ摩擦等ヲ
生ジマシタコトモ、私共モ認メルノデアリマ
ス、併シナガラ大局ガ御承知ノ如ク豫算
モ本年度ハ事變前ノ十倍ニ近イヤウナ數字
ニナリ、非常ニ大キナ戰鬪行爲等ガアリマ
スルニモ拘ラズ、之ヲ今日マテ支障ナク運
用シテ參り、生産擴充モ既往ニ於テ到底比
ヲ見ザル、又豫測シ得ナイ程度以上ニ増強
ヲシテ參り、今日ノ戰果ヲ擧ゲテ居リマス
背後ニハ、其ノ大イナル經濟力ガ働イテ居
ル次第ニアリマス、大局ノ目的ハ比較的ニ
能ク達シツアルト思フノデアリマス、併
シ其處ニ持ツテ參リマス行キ道ノ巧劣等ニ
於キマシテハ、或ハ完全巧妙ナル運用ヲ致
シマスレバ、今マデ經驗シタ苦痛ヲモツト
輕ク、或ハ或ル方面デハ無ク行キ得タクト
モ存ズルノデアリマス、是ハ官民共ニ全ク
新シイ經驗デ、或ル程度ハ已ムヲ得ナイ點
ガアルト存ズルノデアリマス、併シナガラ
ソレハ左様ナ客觀的ノ批評デ満足致シマセ
ヌデ、凡ユル部面ニ於テ努力シマンシテ、避
ケ得ル摩擦ハ避ケテ、尙ホ一層ノ效果ヲ擧
ゲタイト存ジテ居リマス、徵稅上ニ付キマ
シテモ、御話ノ如ク經濟ガ色々ノ意味デ或
ハ徐々ニ、時ニハ急激ニ所謂再編成ヲサレ
ツツアリマシテ、擔稅力ノアリマス場所ニ
モ平時ト違ツタ異動ガ相當ニアルト思ヒマ
ス、隨ヒマシテ徵稅ノ上ニ於キマシテモ、
單純ニ各納稅者ニ對シテ前年ノ實蹟トカ何
トカニ依リマセヌデ、其ノ事情ノ變化ヲ十

○大石(倫)委員 ソレデ大體分リマシタ、
顧ハクバ左様ニ效果ヲ收メラレンコトヲ切
望シテ已マヌノデアリマス、尙ホ馬券稅ノ
問題ニ付キマシテハ、今他ノ政府委員、大
藏省ノ政府委員等ニ伺ヒマシタコトヲ繰返
スノハ、却テ時間ヲ空費スルコトニナリ恐
縮デアリマスカラ、是ハ繰返シマセヌガ、
唯大臣ニ申上げテ置キタイコトハ、此ノ度
新設セラレマスル馬券稅ハ、競馬法ニ依ル
競馬ニ對シテモ、殊ニ軍馬資源保護法ニ依
ツテ行ハレマスル鍛錬馬競走ニ對シテ穩當
デナイト思フノデアリマス、戰時非常ノ財
政下ニ於キマシテハ、一面國民ノ浮動購買
力ヲ吸收シ、又一面國庫ノ收入ヲ増加シテ
行クト云フ建前カラハ、無理ノナイコトト
ハ存ジマスルケレドモ、馬券稅ト云フモノ
ハ鍛錬馬ニ對シテハ寧ロ國費ヲ以テヤルベ
キモノデアリマシテ、課稅ヲシマスルコト
ハ適當デナイ、斯ウ云フコトヲ申上げテ置
キマス。

ソレカラ競馬法ニ依ル競馬ニ對シテハ、政
府ノ課稅ニ先チマシテ、競馬法實施以來政
府納付金ト云フモノヲ致シテ居リマス、今
日ハ政府ノ命ズル所ニ依リマシテ、昭和十
四年以來、支那事變勃發後ニ於テ、從來政
府納付金八ノモノヲ十一半ニ増額致シマシ
テ、年々納付金ハ、ココ五箇年ノ平均ヲ見
マスルト、一年二千万圓、一億六百十二万
圓ト云フ額ニ達シ、政府支出ノ馬ノ總豫算
一億三千八十万圓ニ比較致シマスルト、僅カ
ニ二千四百万圓ノ政府支出ニ依ツテ、昭和

十六年ニ於キマシテノ一課約三倍ニ増加至シマシタル此ノ馬事豫算ト云フモノヲ負擔シテ參ツタ、其ノ他更ニ此ノ競馬納付金、外ニモ各方面ニ支出セラレマシテ、今日民間ト官トノ間ノ此ノ馬事ノ運營振興ヲ圖リツツアルノデアリマスガ、今回ノ課税ニ依ツテ此ノ競馬ノ配當率ガ悪クナリ、「スマシテモ、納付金ノ少クナリマスルコトハ、シ」ノ負擔ガ重課セラレテ、賣上金ガ少クナリマスルト、茲ニ政府納付金モ少クナル、國庫ノ收入ハ他ノ新税ニ於テ減ラスト致シマシテモ、納付金ノ少クナリマスルコトハ、シ確實ニ馬ノ施設ノ爲ニ使フ金ガ減ルト云フコトニナルノデ、今軍用トシテモ、産業生産擴充トシテモ、運輸交通トシテモ是非必要ナル馬ガ不足ヲシテ困ツテ居ル際ニ、サウ云フ運營ガ出來ナクナルコトハ洵ニ困ルコトデアル、ソレデ此ノ法律ヲ實施シマシテ、其ノ成績ガ政府ノ豫期ニ反スル場合ニ於テハ是ノ善處方ヲ御聽キシタノデアリマス、主稅局長ヨリハ其ノ影響ガ絕對ニナイテ、御話デアリマス、先刻内務當局ニモ聞キ漏ラシマシテ私モ失念致シマシタガ、一ツノ方法ガアルト考ヘテ居ツタ、昭和十六年度ノ賣上ガ十五年度ニ比較シテ殖エ、十五年度ハ十四年度ニ比較シテ殖エテ參リマシテ、段々殖エテ來テハ居ルケレドモ、モウ既ニト云フ制限ヲ撤廢シタ方ガ宜イデハナイカト考ヘテ居ルノデアリマス、配當金ハ二十居ツタ時ニ、新課税ニ依ツテ是ガ減退スルト因ル、減退シナカツタ云フナラバ十倍飽和時期デアツテ頂點デアルト私ハ考ヘテ居ツタ時ニ、新課税ニ依ツテ是ガ減退スルト云ニ對シテ最高二百圓ヲ以テ制限セラレテ

居ル 文銅鏡競走ニ對シマシテハ三圓ナ十倍三十圓ヲ以テ限度トセラレテ居ルノデアリマスガ、之ヲモウ少シ制限ヲ擴張スルカ、或ハ無制限ニシテモ差支ヘナイヂヤナナイカト考ヘテ居ルノデアリマス、是ハ射儀心ヲ挑發スル上ニ於テ宜シクナイ、所謂賭博射利ノ類ニ墮スルト云フヤウナヤカマシイーツノ道徳論ト申シマスカ、カラサウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスルケレドモ、政府ニ於テ行ハレマスル所ノ債券十圓ニ對シテ一万圓ト云フ千倍ノ當リ畿ヲ認メテ居ル、アレデモ大シタ弊害ハナイ、斯ウ云フモノニ對シテモ他ノ方面ニ於キマシテハ無制限デアリマシテ、ソレガ爲ニ一層弊害ガ著シク增長シタト云フヤウナコトモナイヤウデアリマス、故ニ此ノ際ハ兎モ角ト致シマシテ、此ノ法律實施ノ曉ニ於キマシテ萬一二モ影響ガアリマシテ、馬事施設ノ上ニ、運營ノ上ニ不利益ヲ來スコトガアツテハ大變デアリマスルカラ、斯ウ云フコトニ付キマシテモ御考ヘヲ置キヨリヒタ御説明、是ハ主稅局長カラズモ宜シウゴザイトイ思フノデアリマス、若シ此ノ際此ノ制限ヲ擴張スル、或ハ之ヲ無制限ニシテモドウカト云フコトニ付キマシテノ大藏當局ノ御説明、是ハ主稅局長カラズモ宜シウゴザイマスガ、一應御意見ヲ伺ヒタイ、是ハ大體ガ内務省ノ關係デアリマスルケレドモ、大藏省ガ同意シナケレバナラヌノデアリマス、○松隈政府委員 御述ベノ通り競馬法ニ依ツテ現在ハ當該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ賣得金額ノ範圍内ニ於テ的中者ニ拂戻スノデアルケレドモ、券面金額ノ十倍ヲ超エルコトヲ得ナイト云フ制限ヲ置イテ居リマス、是ハ先程内務次官ノ説明ニモゴザイマシタ通り、或ル程度射倅心ヲ利用シテ馬事施設

ノ程度ガ餘リニ超エマスルト、手段ト目的
トヲ顛倒スル、斯ウ云フ風ナコトニナル虞
ガアルノデ、現在券面金額ノ十倍程度ニ抑
マスレバ、射幸心ノ方ガ主ニナツテ馬事施
設ノ方ガ從ニナルト云フヤウナ虞モゴザイ
シテ無制限ニスルト云フヤウナコトニナリ
ト云フトハ、慎重ニ研究シナケレバナラヌ
問題ダト思ヒマス、馬券稅法ノ施行ニ依リ
マスルノデ、之ヲ今直グニ變ヘルカドウカ
ウナコトハナイト思ツテ居リマスルガ、サ
ウ云フ傾向ノ現ハレマシタ際ノ救濟策トシ
テ如何ナル處置ヲ執ルカ、券面金額ノ十倍
ヲ變更スルコトニ依ツテ賣上ヲ増ス方法ヲ
講ズルカ、或ハ競馬開催ノ場所ヲ變ヘルト
云フヤウナコトモ賣上金額ノ増ス一ツノ方
法デモアリマスルガ、ソレ等ノ方法ノ中ド
ウ云フコトヲ致スカト云フコトハ、馬券稅
法施行ノ結果トモ睨合セタ上關係方面ト協
議シテ慎重ヲ期スベキ問題ダト思ツテ居リ
マス

○勝委員長 篠原君

○大石(倫)委員 私ノ質問ハ是デ大體終リ
マシタ、唯願ハクハ重ネテ馬事振興上支障
ナキヤウニ御取計ラヒアランコトヲ御願ヒ
シテ、質疑ヲ終ル次第アリマス

○篠原(陸)委員 酒ト煙草ノコトヲ少シ御
尋ネシタイト思ヒマス、稅率ガ決マルト物
ガ決マツテ來ルト云フヤウナ關係ガ吾々ノ
消費物ニハ相當多イノデアリマス、私ハ最
近日曜ニ運動シテ歸ツテ參リマスト、汽車、
電車ノ中デ醜態ヲ演ズル者ニ寧ロ年若イ者
ガ多イヤウニ見受ケル、老人ガ酒ニ醉ツテ

イ者ガ却テ汽車、電車ノ中デ——殆ド此ノ頃日曜シカ私ハ運動ニ出マセヌカラ、日曜モノハ、或ハ若イ青年諸君ニ對シテハ強過ギルノデハナカラウカ、世界中私ガ旅行シテ歩イテモ、十六、七度ト云フ酒ヲ常用スル國民ト云フモノハ甚ダ乏シイ、ソレデアリマカラ、寧ロ同ジ米五十万石ヲ酒ノ爲ニ吳レルノナラバ、年ノ多イ諸君ガ飲ム酒ヲ造ルト、新シク酒飲ニナル諸君ニ適スルモノヲ造ル、是ハ寧ロ厚生省ノ御關係カモ知レマセヌガ、實際斯ウ云フ酒ハ幾ラト税率ガ決マントノ關係ヲ考ヘル餘地ト云フモノガナイノデナカラウカ、大藏大臣モ御分リカモ知レマセヌガ、私ノ話ヲ持出スコトハ宜クナシガ、此ノ間農林大臣ニ米ノコトヲ申シマシタガ、コクノアルノガ日本ノ酒ノ特色ダ、アリマセヌガ、サウ云フコトヲ言ハレタ、モウ少シ保健ヲ目的トシテ、「アルコール」量ヲ減ズルト云フコトハ、右數ヲ餘計造リ得ルト云フコトデアリマスカラ、假ニ二百万石ノ米ヲ以テ三百万石ノ酒ヲ造ルカ、五百萬石ノ酒ヲ造ルカ、一千万石ニスルカ、寧ロ當業者ニ健康ト、榮養ト國民全體ノ將來ノ習慣ヲ作ルコトノ餘地ヲ與フルヤウナ御考ヘヲ御持セウカ、「ビール」ニシマシテモ、三%トカ法律ニ「アルコール」ノ率ヲ決メテ居ル國ガ

○賀屋國務大臣　近頃非常ニ醉拂ヒガ多イト云フ話ハ私モ聞イテ居ルノデアリマス、酒ノ造石高ガ段々制限ヲサレマシテ、ドウモヲカシク思ツテ居リマス、之ヲ或ル人ハ、東京市内ニ於ケル現象ハ元ハ圓タクガ非常ニ安カツタノデ、醉拂ヒハ皆圓タクニ乘ツテ歸ツタガ、今ハ圓タクガ殆ド利用出来ナイノデ電車ニ乗ツテ歸ル、電車ニ乗ツテ歸ルノデ非常ニ人ノ目ニ着クノダタラウト云ツテ居リマス、ドウモ其ノ實相ハ分リマセヌガ、兎ニ角若イ人ガ餘計酒ヲ飲ンデ醉拂フト云ヤウナコトガ、從前ヨリ殽エルト云フコトガアリマスレバ、ソレハ甚ダ憂ベキコトデアルト思フノデアリマス、今回ノ増稅ニ付キマシテハ、從前ノ通リノ行キ方デ率ノ増加ヲ致シマシタノデ、只今御述ベニナリマシタヤウナ點ハ考慮ニ入ツテ居リマセヌ、蓋シ物ノ嗜好ヲ變ヘマスト云フコトハ理窟以外ノコトデアリマシテ、中一舉ニ稅法ニ依ツテノミ之ヲヤルト云フコトハ、尙ホ考慮ノ餘地ガアル問題ト存ジマス、國民ノ保健、其ノ他各種ノコトヲ考ヘ合セマシテ、其ノ點モ確カニ今後ノ研究ナイ、榮養量ヲ持ツテ而シテ「アルコール」問題アラウト存ジマス

ノ度數ガ少クテ濟ムモノガ、技術上旨ク出
來ルヤウニ御研究ニナツテ居ルノデアリマ
ゼウカ、御考ヘニナツテナイノデアリマセ
ノハ、葡萄其ノ他果物ヲ利用シタモノガ多
イ、其ノ點ハ技術上ドウデセウカ
○松隈政府委員　醸造酒ノ代表酒ハ清酒デ
アリマス、清酒ノ「アルコール」度數ハセイ
ゼイ製造直後ニ於テハ十八、九度アルノデ
アリマスルガ、所謂飲ミ頃トシテハ十五、
六度ガ一番宜シイノデアリマス、ソレデハ
「アルコール」度數ガ強イカラモウ少シ薄メ
テ飲ム、斯ウ云フコトデアリマスルガ、國
民ノ嗜好ト云フモノハ遽カニ變へ難イノデ
アリマシテ、先年來清酒不足ノ場合ニ、清
酒ヲ伸バス方法トシテ水ヲ餘計割リマシタ
所ガ水酒ノ評判ノ惡カツタコトハ御承知ノ
通リデアリマシテ、ヤハリ醸造酒ト云フモ
ノハ或ル程度ノ「エッキス」分、是ガ榮養ニチ
ル譯デアリマス、ソレカラ人ヲ醉ハセル「ア
ルコール」分、此ノ兩者ガ工合好ク緒ミ合ツ
テ居ル所ニ何トモ言ハレナイ醸造酒ノ味ガ
出テ參ルノデアリマス、之ヲ若シ人工的ニ
引下ゲヨウト致シマスルト、醣酵ヲ不完全
ナ程度デ止メルト云フヤウナコトヲ致シマ
スル爲ニ、兎角釀造ノ途中ニ於テ失敗ヲ來
ス、ヤハリ釀造ハ普通ノ順序ニ從ツテ、學
理的ニモ、實際的ニモ行ク所マデ行カセテ、
自然ニ出來上ツタモノガ丁度頃合ヒノ十
八、九度ノモノデアツテ、ソレニ一割トカ
一割五分程度ノ水ヲ割ツテ飲ムト云フノガ
ル際ニ、清酒ヲ水ツボクスルト云フコトハ技

術のニモ困難デアリマス、又サウ云フ風ニ致シマスルト、結局國民カラ飽キラレテシマフト云フコトニ相成リ、且ツ餘り水ツボイモノヲ持ヘマスルト保存ガ利カナクナリ、腐敗シ易クナル、ソレヲ防ガウトスレバ、ツイ防腐剤ノヤウナモノヲ餘計用ヒルト云フコトニモナリマスノデ、御考ヘハ御尤モナ點ガアルノデゴザイマスケレドモ、日本ノヤウニ清酒ガ國民ノ嗜好ノ中心デアル飲酒傾向ニナツテ居リマスル所デハ、酒精分ノ少イ酒ヲ造出スト云フノハ中々困難ダト思ヒマス、ソレカラ「ビール」ノ需要ハ年々増シテ居リマス、是モ原料ノ關係デ抑ヘラレテ、需要ノ増スニ伴フダケノ増石ヲ認メラレテ居リマセヌケレドモ、是モヤハリ日本ノ氣候、湿度ノ關係カラ申シマスルト、夏ハ大體好カレマスルケレドモ、冬ハ餘リ好カレナイ、日本ノ部屋ノヤウナ、隙間風ノ多イ、暖房裝置ノナイヤウナ所デハ、ドウモ餘リ「ビール」ヲ飲マウト云フ氣ガシナイ、是ハ外國ト氣候風土ガ違フ關係ダト思ヒマス、ソレカラ果實ヲ原料トスル酒ガ最近段々殖エテ參リツアリマスルコトハ御承知ノ通リデアリマス、是ハ果物ノ輸出ガ出來ナクナツタト云フヤウナ點、若シクハ清酒ガ不足シタト云フヤウナ理由カラ殖エテ居ルノデアリマスルケレドモ、併シ全體ノ酒ニ對シマスル割合ハマダ極メテ微々タルモノデアリマス、而モ我國ノ果物ハ含糖分ガ少イ爲ニドウ毛品質ガ宜シイモノガ出來ナイ、斯ウ云フ狀態デアリマス○篠原(陸)委員 御話ノ程度ノコトハ實ハ私モ能ク知ツテ居ルノデスガ、今ハ新シモノガ出來ナイ、斯ウ云フ狀態デアリマス言換ヘレバ、酒ヲ從來ノ釀造法ニ依ツテ從

來通リニ造ルト云フ以外ニハヤツテイラ
ンシヤラナイノデハナイカト云フコトナ
ンデス、酒ガ腐ルト云フコトハ蛋白分ガ
腐ルノダカラ、米カラ蛋白分ヲ取ツテ造レ
バ腐ラナイ酒ガ必ズ出來ル、今ノ技術デハ
サウ云フコトヲ研究シナイ、ソレダケニマ
ダ進ンデ居ナイ、デスカラ私ハサウ云フ觀
點カラ、モウ一步進メバ、貴重ナ米ヲ三度
使ハナクテモ出來ルモノガ幾フモアラウト
思フ、世界中歩イテ見テモ、十五、六度ト
云フ酒ヲ飲ンデ居ルヤウナ宴會ハナイ、ソ
レヲ飲ンデ飲ミ足ラナイ人ハ「アルコー
ル」ノ強イノヲ飲ミマス、釀造シタ酒デナ
ク、蒸溜シタ酒デ飲メルモノガ澤山アリマ
スカラ宜イノデス、ソコデ此ノ戰爭中デア
レバコソ此ノ慣習ヲ變更スルノニ一番好イ
機會デハナイカ、吾々ハ必ズシモ從來ノ
慣習ヲ其ノ儘持ツテ行クト云フコトヲ考ヘ
テハ居ナイノデス、國民ノ榮養ニ適ヒ、而
シテ健康ヲ害シナイモノナラ醉ツ拂ハナク
テモ宜イ、吾々ノ腹工合ニ好クテ、健康ニ
役立ツナラバ、オ母サンヤオ婆サンモ皆飲
ンデ宜イ譯デアル、ソレヲ唯主人バカリ
ガ酒ヲ飲ムヤウナコトニ固定シテ居ルノハ
私ハ非常ニ馬鹿ラシイコトダト思ヒマス、
ソレニハ税率デ斯ウ云フモノハ斯ウダト縛
ツテ居ルコトガ害ヲナシテ居ナイカ、又釀
造ノ研究ヲスル諸君ハ、サウ云フコトカラ
モウ一步踏出シテ、國民ノ保健ノ關係ト榮
養ノ關係ヲ併セテ考ヘ、サウシテ米ガ足リ
ナイナラ米ヲ使ハナクテモモツト良イモノ
ガ出來ルト云フ建前デ行ツテ居ラレルデセ
ウカト云フコトヲ私ハ心配スルノデス、私
ハ自分ガ酒ヲ飲ミマセヌノデ、酒ノコトヲ
言フノハ普段遠慮シマスケレドモ、ドウ

モ老體ダケハ舊來ノ酒が欲シイ、併シ新シ
ク入營シテ出征スルヤウナ者ニ元ノ酒ヲ飲
マセル必要ハナイ、同時ニ是ハサウ云フ時
世ガ來タノデハナイカ、デスカラモウ少シ
保健的ニ、ソレカラ吾々ニ榮養ヲ供給スル
意味ニ於テ——葡萄酒ナド飲ンデ見テモ恐
ラク六、七度シカナイガ、サウ云フ酒デ結
構身體ノ爲ニナル、「フランス」ノ料理ガ旨
イノハ葡萄酒デ煮ルカラデス、又「フランス」
デ砂糖ノ消費量ガ少イノハ葡萄酒デ物ヲ煮
ルカラデアリマス、ソコデ私ハ吾々ノ健康
増進ト併セテ、吾々消費者全體各階級ガ樂
シメルヤウナ御研究ヲ願ツカラドウデアラ
ウカト思フノデアリマスガ、技術ノ方ノ諸
君ガ「アルコレール」ガ少ナケレバ旨イ味ニ出
來ナイト言フノハ、私ハ過去ニコビリ付イテ
居ルヤウニ思フ、而シテ嗜好ヲ論ズル諸君
ハ、自分ノ過去ノ味ヲ固執シテ居ルノデハ
ナイカト思フ、日本酒ノ特色ハ吾々モ知ツ
テ居リマスガ、モウ一步進ヌテ技術的ニ研
究スレバ、モット良イモノガ出來ハシナイ
カト思ヒマス、兩モ國民全體ガ飲メルヤウ
ナモノガ出來ハシナイデアラウカ、唯一家
ノ主人ダケガ飲ンデ小言バカリ言ツテ居ル
ヤウナ慣習ハ、斯ウ云フ戰爭ノ時ナラバ多
少デモ改メルコトガ出來ルノデハナイカト
思ツテ私ハ御尋ネシダノデアリマス

次ニ煙草ノコトヲ少シ御尋ネ致シマス、
新併合地帶及ビ新タニ獨立國ニナルカナラ
スカ知リマセヌガ、サウ云フ體制ヲ執ルヤ
ウナ地帶ハ、大體世界的ナ煙草ノ產地ニア
リマス、同時ニ世界ノ消費カラ言ツタナラ、
ニ於テ煙草ヲ喫ンデ見ルト、餘り良イ煙草

デアルトモ思ヒマセヌガ、是カラ世界ヲ相手ニシテモ、原產地、消費地兩方持ツテ居レバ財政的ニ將來利用が出來ルノデハナイカト思ヒマスガ、之ヲ將來ハドウ云フ風ニオヤリニナリマセウカ、或ハ專賣ノヤウナ所マデ行キマセウカ、或ハサウデナク課稅論ノヤウナモノデ行クノデセウカ、或ハ現在ノ日本ノ煙草ニ對スル經驗其ノ他カラ言ツテ、又國際關係カラ見テモ、相當大キナ財源ト、而シテ仕事トシテ毛相當大キナ分量ヲ持ツテ居ルト思ヒマスガ、其ノ點ドウ云フ工合ニオヤリニナルノデアリマセウカ

○賀屋國務大臣 支那ニ於ケル煙草ト云フコトニハ私ハ大分以前カラ着目シテ居リマス、是ハ御話ノヤウニ、非常ニ大キナ消費市場デアルト云フコトガ第一デアリマス、ソレニ關シマスル施策ハ中華民國政府ガナ

スペキデアリマス、併シナガラ中華民國政府ハ我ガ國ト密接ナル關係ガアリマスノデ、吾々モ其ノ點ヲ考ヘテ行キタイ、併シ從來支那ニ於キマシテハ、莫米系ノ煙草會社ノ勢力ガ非常ニ強イモノデアツタガ、事態モ

コトニハ私ハ大分以前カラ着目シテ居リマス、是ハ御話ノヤウニ、非常ニ大キナ消費

上、是等ノ點ニ付キマシテモ我が領域トナ

ルモノハ勿論デアリマスガ、獨立致シマス、我ガ國ガ指導的立場ニナリマスル關係

ハ、南方諸地域ノ統治形態ガドウナルカト

云フコトガ問題デ、主トシテ財政ニ關シマ

スル方面ハ、今ドウ斯ウト申上ゲルト云フ

段階ニ達シテ居リマセヌガ、是ハ御述ベニ

ナリマシタヤウニ、非常ニ經濟方面ニ、ソ

レカラ財政方面ニ深イ關係ヲ持ツテ居リマ

ス、我ガ國ガ指導的立場ニナリマスル關係

ハ、南方ハ一番最初ノ基礎的ノ自治體デアリ

マスカラ、完全ニ自治ヲヤツテ行ク財源ヲ

トニ付テノ相當ナ援助ヲ與ヘルコトガ出来ルグラウト思ヒマス

○篠原(陸)委員 マダ詳シク承ル時期デハ

ナカラウト思ヒマスケレドモ、租稅觀念ノ進

マナイ地方ニ於テノ財源論ミタイナモノヘ、

専賣的ノ傾向ヲ持ツト云フヤウナ意味カ

ラ、專賣的ト言ヒマスカ、消費ト生產トノ

差額ヲ取ル、斯ウ云ツタヤウナ考ヘ方ガ已

ムヲ得ナイノデハナカラウカ、其ノ點カラ

言ヒマスト、一方ニ於テハ生產ヲ盛シニス

ル、或ハ確保スル、安心ヲ與フル、斯ウ云

ツタヤウナ方面カラ、ソレニ對シテ國ノ財

政的ノ需要ヲ充タス、斯ウ云フ考ヘトノ兩

方面カラ進ミマスコトガ實際ニ合フノデハ

ナカラウカ、中華民國ヲ惡ク言フノデハアリ

マセヌガ、租稅觀念——吾々ノ謂フ直稅的ノ

租稅觀念ノ進マナイヤウナ諸國ニ於ケル財

政關係ハ、斯ウ云フコトヲ必要トスルノデハ

デアリマス、是ナドハ我ガ國ガ支那事變以

スガ、併シ相當ナ人口ヲ有シテ居リマスカ

殊ニ「フィリピン」ノ如キハ非常ナ原產地

方ハ人口ニ於テハ支那ニハ遙カニ及ビマセ

スガ、併シ相當ナ人口ヲ有シテ居リマスカ

思ヒマス、是ナドハ今後供給ノ方面カラソ

レガ重要ナル因子トシテ非常ナ影響ヲ與ヘ

テ來ルト思ヒマス、又南方諸地域ノ煙草消

費カラ來ル經濟、財政ノ影響ニ付キマシテ

ハ、南方諸地域ノ統治形態ガドウナルカト

云フコトガ問題デ、主トシテ財政ニ關シマ

スル方面ハ、今ドウ斯ウト申上ゲルト云フ

段階ニ達シテ居リマセヌガ、是ハ御述ベニ

ナリマシタヤウニ、非常ニ經濟方面ニ、ソ

レカラ財政方面ニ深イ關係ヲ持ツテ居リマ

ス、我ガ國ガ指導的立場ニナリマスル關係

ハ、南方ハ一番最初ノ基礎的ノ自治體デアリ

マスカラ、完全ニ自治ヲヤツテ行ク財源ヲ

トニ付テノ相當ナ援助ヲ與ヘルコトガ出来ルグラウト思ヒマス

○賀屋國務大臣 此ノ問題ハ地方自治體ノ

ト存ジマスガ、國ノ方カラ補給ヲシテ、ソ

レデ足リナクテ府縣ガ事項毎ニ經費ヲ出シ

テ又モウ一遍分與稅ヲ貰ツテ、サウシテ府

縣デオル、斯ウ云ツタヤウナ分與稅ノ標的

ハ、南方諸地域ノ統治形態ガドウナルカト

云フコトガ問題デ、主トシテ財政ニ關シマ

スル方面ハ、今ドウ斯ウト申上ゲルト云フ

段階ニ達シテ居リマセヌガ、是ハ御述ベニ

オヤリニナリマセウカ、或ハ專賣ノヤウナ

カト思ヒマスガ、之ヲ將來ハドウ云フ風ニ

レガ餘リニ偏ル、餘リニ不都合ガ生ズルト云フ時ニハ、ソコニヤハリ相當ノ整理ガ行ハレル、私ハ物事ハサウデアラウト思ヒマス、今直グ小學校教員ノ俸給ノ連帶支辨ヲ廢シ、警察費連帶支辨モ廢シ、分與稅一本

行クト云フコトモ、一寸直グニハ行キ兼ネルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ思ツテ居リマス

○篠原(陸)委員 モウ一點御尋ね致シマス、法人ノ國防獻金、是ハ私ハ場合ガスウ云フ戰爭ノ際デアリマシテ、獻金自體ガ戰爭ノ緊密ナル所ニ入ルト云フコトデアリマスカラ

ヲ、目的トシテハ結構ナコトト思ヒマスガ、法人ノ國防獻金、是ハ私ハ場合ガスウ云フ

戰爭ノ際デアリマシテ、獻金自體ガ戰爭ノ緊密ナル所ニ入ルト云フコトデアリマスカラ

又、ソレカラ貰フ配當ト云フモノハ、個人ノ所得ニ對象ニナツテ居ル、兩方トモ既ニ

ト云フモノハ、既ニ租稅ノ對象ニナツテ居ル、ソレカラ貰フ配當ト云フモノハ、個人

ノ所得ニ對象ニナツテ居ル、兩方トモ既ニ

租稅デ支配スベキ利益關係ト思フノデアリ

マス、會社ガ國防獻金ヲスルト云フコトハ、非常ニ不定多數ノ株主カラ成ツテ居ル會社

ノ場合ニハサウエライ不合理ノコトハナイト思ヒマスガ、少數ノ株主カラ成ツテ居リ

ニツラ睨合ハセテ國防獻金ヲシテ、國防獻金ガ損金ニナル、何カ租稅ノ取引ノヤウナ傾向ヲ呈スルノデハナカラウカ、私ハ將來ノ

人ガ國防獻金ヲスルト云フコトハ、言換ヘ

レバ個人ニ於テハ壯年ノ人ハ命ヲ出ス、ソ

レダカラ俺ハ財產ヲ出ス、所謂「ノートオブ

ファーノ考ヘデ來テ居ル系統ノ考ヘ方ト

矛盾スルヤウニ思フ、臨時措置ノ規定ノ一

部ト云フモノハ遠慮シテ、實際ハ租稅體系

カラ言フト何カ逆ナヤウナ考ヘ方ガ致シマス、是ハ當然現在ノ情勢モ御考ヘニナツテ

オヤリニナツタコトデアリマセウガ、ヤハリ條理通り行ツタ方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ氣ガ致シマスガ……

○賀屋國務大臣 考ヘ方ニ依レバ色々考ヘテレルコトデアリマセウ、租稅ノ理論カラ行ケバ、寄附ハ一切損金トシテハ認メナイ

デ、皆益金カラヤリタケレバヤル、課稅セテレタ利益デヤルト云フコトモ考ヘラレル、又餘リニ寄附金ガ方々ニアリマスコトハ、國家ノ資力ヲ適正ニ配分スル所以デハナイ、

一々ノ寄附ハ皆ソレドヽ理由ガアルノデアリマス、併シ一々理由ガアレバ、其ノ方ニ何ヲヤツテモ宜イト云フコトハナイ、國家

ノ緊要ナル產業デアツテモ、種類ガ適切デアルカラ何處マデヤツテモ宜イト云フ譯デハナク、國家ノ總資力ヲ如何ニ適切ニ配分スルカト云フ點デアリマス、其ノ意味ニ於

テ餘リニ寄附金ニ依ツテ公共事業ガ行ハレルト云フコトハ、必ズシモ適切デナイ、況ヤ寄附金ニ依ツテ行フ事業ハ效率ガ良クナ

イモノモアルヤウデアリマス、其ノ事業ノ本來ノ目的ニ使ハレルモノハ比較的少クシテ、資金ヲ集メルトカ何トカ云フ中間ニ空

費サレルモノモ少クナイ、斯ウ云フ弊害ガアルヤニモ思ハレルノデアリマス、單一ニ申セバ、全部稅金ヲ取ルナラ取ルト云フ方

法デ行クノモツノ行キ方デアルト思フノアルヤニモ思ハラ國防獻金ノ如キモ

ノハ、國民ノ愛國心ノ發露テアリマス、此ノ愛國心ノ發露ヲ素直ニ其ノ儘認メテ行ク

云フ時代ノ來ルコトヲ豫想致シマスト、法

人ガ國防獻金ヲスルト云フコトハ、言換ヘレバ個人ニ於テハ壯年ノ人ハ命ヲ出ス、ソ

レダカラ俺ハ財產ヲ出ス、所謂「ノートオブ

ファーノ考ヘデ來テ居ル系統ノ考ヘ方ト

矛盾スルヤウニ思フ、臨時措置ノ規定ノ一

部ト云フモノハ遠慮シテ、實際ハ租稅體系

ヲ執ルノガ適切デアルト考ヘテ居リマス

○篠原(陸)委員 私モサウ云フ氣持デオヤリニナツテ居ルコトダケハ分リマスガ、租稅ノ理窟カラ考ヘテ、本當ニ國防獻金ヲスルト云フノハ、個人ガ身錢ヲ切ルト云フコトデアリマス、個人ニ於テハ、一方ニハ命ヲ捧ゲル人ガ居ルノダカラ、一方デハ財產ヲ捧ゲル、斯ウ云フ考ヘ方ガ理論デハナカラウカ、實際ハ唯國防獻金デアルガ故ニト

云フ名前ノ下ニ、租稅ノ關係カラ、益金ガアル場合ニハ法人デ幾ラ課カル、個人デ幾ラ課カル、斯ウ云フ考ヘ方デスル場合モ包含シテ居ルヤウニ思ヒマス、大臣ノ政治的ニスルト云フコトハ能ク分ツテ居リマスガ、アルカラ何處マデヤツテモ宜イト云フ譯デサウ云フヤウナ氣持ノスル場合ガナイデハナイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ不定スルカト云フ點デアリマス、其ノ意味ニ於

テ餘リニ寄附金ニ依ツテ公共事業ガ行ハレルト云フコトハ、必ズシモ適切デナイ、況ヤ寄附金ニ依ツテ行フ事業ハ效率ガ良クナ

イ譯デアリマス、併シナガラ少數ノ株主ノ場合ニハ逆ナ場合モアル、ソコテ其ノ間ニ何カ區別ヲ設ケル必要ガアツタノデハナイカト思ヒマスガ、如何デセウカ

○賀屋國務大臣 結局ヤリ方ニ依リマスト、一部ガ稅金デ國家ニ納メラレ、一部ガ國防獻金デアルカ、全部ガ國防獻金デアルカト云フコトニナツテ居リマス、只今ノ場合ニハ全部ガ國防獻金ニナツテモ國防ニ必要ナ戰費ニハ到底足リナイノデアリマス、政府ガ稅金デ取ツテ、然後ニ是ハ戰費財源、

人ガ國防獻金ヲスルト云フコトハ、言換ヘレバ個人ニ於テハ壯年ノ人ハ命ヲ出ス、ソ

レダカラ俺ハ財產ヲ出ス、所謂「ノートオブ

ファーノ考ヘデ來テ居ル系統ノ考ヘ方ト

矛盾スルヤウニ思フ、臨時措置ノ規定ノ一

部ト云フモノハ遠慮シテ、實際ハ租稅體系

ノ問題ガ起ル場合ニハ十分ナ御心配ガ願ヘ

ルカト思フノデ、私ハ餘リ申上ゲマセヌ

○岡本委員 先刻篠原君カラ御質問ノアツ

タ煙草ニ付テ私モ一寸御伺ヒシテ見タイト思ヒマス、只今御答辯ノヤウニ、支那ニ付

テハ重大ナ問題ガアリマス、支那ハ大消費地デアルト共ニ、葉煙草ノ一大生產地デアリ、而モ從來殆ド英米ノ勢力下ニアツタガ、

漸次日本ノ勢力下ニ向ヒツツアル所デアリマス、事變始ツテ以來其ノ傾向ハ著シクナ

ツテ居ルト思フ、翻ツテ南方ノコトヲ考ヘテ見ルト、「インド」ヲ入レルト入レストデ餘程狀態ガ違フカラ、姑ク「インド」ハ別トシ

テ、「フィリッピ」ノ「マニラ」煙草ハ世界サウ云フヤウナ氣持ノスル場合ガナイデハナイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ少數ノ株主ノ

多數ノ株主カラ成ツテ居ル會社ガ國防獻金ヲシヨウ、斯ウ云フコトハ間然スル所ガナ

イ譯デアリマス、併シナガラ少數ノ株主ノ場合ニハ逆ナ場合モアル、ソコテ其ノ間ニ何カ區別ヲ設ケル必要ガアツタノデハナイカト思ヒマスガ、如何デセウカ

○賀屋國務大臣 結局ヤリ方ニ依リマスト、一部ガ稅金デ國家ニ納メラレ、一部ガ國防

獻金デアルカ、全部ガ國防獻金デアルカト云フコトニナツテ居リマス、只今ノ場合ニハ全部ガ國防獻金ニナツテモ國防ニ必要ナ

戰費ニハ到底足リナイノデアリマス、政府ガ稅金デ取ツテ、然後ニ是ハ戰費財源、

人ガ國防獻金ヲスルト云フコトハ、言換ヘレバ個人ニ於テハ壯年ノ人ハ命ヲ出ス、ソ

レダカラ俺ハ財產ヲ出ス、所謂「ノートオブ

ファーノ考ヘデ來テ居ル系統ノ考ヘ方ト

矛盾スルヤウニ思フ、臨時措置ノ規定ノ一

部ト云フモノハ遠慮シテ、實際ハ租稅體系

ウト思ヒマスガ、將來「ノートオブファーノ

」カラ「フィリッピ」其ノ他カラ供給ヲ仰

寧ロ「フィリッピ」其ノ他カラ供給ヲ仰

日本ノ產額ニ近イモノガアリマス、佛印、「タイ」ニハ大キナ產額ハナク、佛印ハ

日本ノ產額ニ近イモノガアリマス、佛印、「タイ」ニハ大キナ產額ハナク、佛印ハ

ウデアリマスガ、蘭領「インド」ノ葉煙草ニ付テハ、從來悉ク「オランダ」ノ方ニ行ツテ居ツテ、「オランダ」カラ之ヲ各國ニ向ケテ居ツタノデアリマス、隨テズツト以前カラノ經歷ヲ見マシテモ、「フィリピン」ノ葉煙草ハ日本ニ入ツタケレドモ、蘭領「インド」ノモノハ入ラナイ、皆「オランダ」ノモニフヤウナ關係ニアツタカラ、許可モセズ、事實來ナイ、其ノ蘭領「インド」ノ葉煙草ガ隨分多イノデアリマス、斯ウ云フヤウニシテ「インド」ヲ別ニスルト、支那カラ南方ニ掛ケテハ、葉煙草ノ原料關係ニ於テハ生産ト消費トガ凡ソ一致スル、ソコデ「インド」ノ關係デスガ、此ノ「インド」ハ又世界デモドエライ產地デ、「アメリカ」ニ次グモノニアリ、而モ其ノ品質ガ割合ニ良ク、價格ガ非常ニ安イト云フヤウナ關係デ、從來英國關係ニ於テ專ラ世界ニ出シテ居リマシテ、日本ニモ大分入ツテ來テ居ルト云フヤウナ狀態ニアリマスカラ、所謂大東亞圈内ニ「インド」ヲ組入レルト、此ノ大產地ノ葉煙草ハ餘ツテ、其ノ過剰ヲドウシテ始末スルカト云フヤウナ問題ニナツテ居ルト思ヒマス、南方問題ヲ論ゼラレル時ニ、「ゴム」ノアノ澤山アル生産ヲドウ始末スルカ、或ハ錫ヲドウスルカ、或ハ食糧ノ米ニ付テハドウスルカト云フコトガ隨分論ゼラレマスガ、葉煙草及ビ製造煙草ノ關係ニ付テハ、是ガ問題ニナラヌカノヤウニ存ジマス、併シアノ支那ト云ヒ、南方諸地方ト云ヒ、煙草ノ專賣法マデマダ行ツテ居リマセヌ、英米

ノ勢力ハ「フ・リッピング」ニハ少イヤウデス
ガ、支那ノミナラズ、蘭領「インド」ノ如キ
モ十數年此ノ方製造其ノ他殆ド英米ノ勢力
デ席巻シテ居ルト云フ實情ニアル、ソコデ
御尋ネシタイノハ、斯ウ云フ實情ニアルト
シタナラバ「インド」ヲ大東亞圈内ニ組入レ
ルト葉煙草ガ大分過剰ニナル、又之ヲ縱ンバ
組入レズトモ、支那、或ハ蘭領「インド」地
方ニ於テ英米ノ製造シテ居ルノハ、悉ク
此ノ東亞圈内ノ原料デ製造シテ居リマス、
此ノ事情デアルカラ英米關係ノ煙草會社ニ
對シテハ原料ヲ供給シナイ、葉煙草ヲヤラ
ナイ、斯ウ云フコトニスレバ忽チ向フノ事
業ハ衰微シテシマフ、現在ノ設備ハドウシ
テ使ハレルカ、斯ウ云フ問題ニナル、サリ
トテ此ノ英米ノ大キナモノニ原料ヲ供給セ
ズシテ、皆製造サセナイト云フコトニナレ
バ、後ヲ悉ク日本デ引受ケルコトガ出來ル
カドウカト申セバ、日本ノ製造設備デハ容
易デハナイ、遽カニ之ヲ引受ケテ製造煙草
ヲ供給スルト云フコトハ到底至難ナコトト
思フ、支那ニ對シテハ又葉煙草ト製造煙草
ト兩方深い關係ガアル、此ノ邊ヲドウ云フ
風ニ御扱ヒニナリ、ドウ云フ風ニ調節ナサ
ルカ、此ノ御方針、御考ヘガアリマシタラ
大體デ宜シイカラ御示シヲ御願ヒ致シマス
○賀屋國務大臣 今何様作戰中デアリマシ
テ、將來世界ノ人口ノ過半ニ供給シ得ルヤ
ウナ煙草ノ資源、其ノ處置、是等ニ付テ的
答ヘ申上ダマシタヤウニ、非常ニ大キナモ
ノデアルト云フコトニ目ヲ着ケテ居リマス
當分ノ中ハ作戰地帶デアリマスカラ、煙草
ハ非常ニ大キナモノガアリマシテモ、煙草

ノ關係カラ言ヘバ思フヤウナ處置ガ出來ヌ
ノ考ヘヲ以テ善處シテ行キタイト思ヒマス、
差向キノ供給ニ付キマシテハ、ソレガ英米
系ガ拵ヘタ設備デアラウト、何デアラウト、
之ヲ利用セヌト云フコトハナイ、企業ガ誰
ニ依ツテ行ハレルカ、ドウヤルカト云フコ
トハ別問題デアリマスガ、設備ハ現地ニア
ルモノヲ皆利用シテ行キタイト思ツテ居リ
マス、逆モ我ガ國ダケノ設備デ皆出來ルモ
ノデハアリマセヌ、儲テ企業主體ヲドウス
ルカ、是ハ一寸今申上ゲルノハ早イト思ヒ
マスルガ、原料モ設備モ現地ニアル物ハ利
用シテ行キタイ、此ノ點ハ申上ゲテ間違ヒ
ナイダラウト思ヒマス、尙ホ多クノ人ガ煙
草ヲ耕作シ、多量ノ生産ガアルコトデアリ
マスルカラ、是等ノ點ニ付キマシテモ相當
ニ注意ヲシテ參リタイ、斯様ニ存ジテ居リ
マス

ノデアルトカ、或ハ多分ニ危険ノアル事業デアツテ、當分ハ損ヲ覺悟デナケレバ出來ナモノニ付キマシテハ、其ノ事業カラ生ズルナイト云フヤウナ、事業ノ性質カラ云ツテ、當分利益ヲ得ル見込ガナイ、斯ウ云フヤウマシタケレドモ、海運事業其ノモノハ決シマス、東亞海運ノ例デアリマスルト、成程東亞海運ハ法律ニ依リマシテ國策會社ニナリテ成立タナイ事業トハ認メテ居ラナイ、殊ニ最近ノ狀況デアリマスルト、相當會社ノ收益ノ狀況ガ良カツタノデアリマス、尤モ運賃ヲ押ヘラレマシテ、經費ノ上リマシタ割合ニ運賃ノ引上ハ認メラレナイノデ、多少經營ハ苦シクナツテ居リマスケレドモ、大體收支儻ヒ得ル程度ノ事業ヲヤツテ居ル會社デアル、從來モ課稅シテ居ヅタ會社デアルカラ、新シイ法律ニ依ツテ國策會社タル體裁ヲ整ヘタト致シマシテモ、免稅スル必要ガナカラウト、斯ウ致シタノデアリマス、東北興業ニ對シマシテモ、東北興業自體ハ東北ニ於ケル各種ノ企業ヲ營ム會社ノ持株會社トシテ監督フナシ、其ノ企業ノ間ニ統制ヲ圖ツテ參ルト云フ會社デアリマス、其ノ會社自體ト致シマシテハ、必ズシモ損ガ立ツ、或ハ成立タナイ事業トマデハ認メラレナカツタノデ、之ニ對シテ免稅ノ特權ヲ與ヘナカツタ譯デアリマス、併シ東北興業ノ子會社デアリマスル事業會社デアツテモ、例ヘバ產金事業ヲ營ンデ居ルトカ、或ナ難カシイ事業ヲヤラウト云フモノデアレバ、是ハ事業ノ性質上免稅ヲ與ヘテ差支ナ

○伊藤(五)委員 モウ一點、現在國策會社ノ數ハドレダケアツテ、其ノ中免稅ヲ受ケナイ會社ハドレダケアルカ、御分リナラバ御示シヲ願ヒタイト思ヒマス

○松隈政府委員 既設ノモノト致シマシテハ、今咄嗟デアリマスルノデ、十分譽ゲ盡シ得ナイノデアリマスルガ、例へバ大日本肥料株式會社ノヤウナモノハ國策會社ト見得ルノデアリマスガ、之ニ對シテハ免稅ヲ致シテ居リマセヌ、最近ニ出來マスル各種營團、是モ見方ニ依ツテハ國策會社ト同ジヤウナモノデアリマスルガ、其ノ營團ノ中デモ課稅ヲ致シテ居ルモノモアリマス、例へバ今回提案ニナツテ居リマスル食糧營團ノヤウナモノハ其ノ行ハントスル事業ガ國民主要食糧品ノ配給貯藏等デアツテ、事業ノ性質カラ言フト極メテ重要ナ性質ヲ帶びテ居リマスルケレドモ、今マデ課稅ヲ受ケテ成立ツテ來タ事業ガ引繼ガレルノデアリマスカラ、新シイ營團ニナリマシテモ、強ヒテ免稅ヲ以テ助成ヲスル程ノコトハナカラウ、斯様ニ存ジテ居リマス、其ノ外古イモノトシテハ日本石炭、日本蠶絲統制會社等モ免稅シテハ居ナイヤウニ存ジテ居リマス

リマセウガ、併シ私共非常ニ心配シテ居リマスノハ、戦争中ニ於ケル、殊ニ勝ツテ居ル場合ニハ惡性「インフレ」ト云フヤウナコトハ統制經濟ノ進捗ト相俟チマシテ起ラヌト思ヒマスガ、戰後ガ問題グラウト思ヒマス、即チ戰後ハ非常ニ累増シタ潛在購買力ガ浮動スルヤモ保シ難イノデアリマシテ、實ハ是ガ問題ニナルグラウト考ヘラレルノデアリマス、斯ウ云フ觀點カラ考ヘマシテ、自然的ニ今申上ゲマシタヤウナ事態ヤ方途ニ依ツテ公債ノ信用維持ヲ期待スルコトモ結構デアリマスケレドモ、何カ他ニ積極的ナ信用ヲ維持スル方策ガアツテ然ルベキダト思フノデアリマス、私見デハアリマズルガ、其ノ方策ト致シマシテ小額ノ國債或ハ貯蓄債債或ハ報國債券、斯ウ云ツタモノヲ便年金ノ掛金ニ充當セシメル、即チ公債ヲ以テ掛金ニナシ得ルト云フコトニ致シマスト、年金ヲ支拂ヘバソレダケ公債ヲ償却致スコトニナルノデアリマス、更ニ私見デアリマスガ、生命保険ヲ國營ニ致ス云々ノ論ガアリマスガ、若シ將來左様ニナルトシタラ其ノ掛金ニ公債ヲ以テ充當致シ得ルト云フコトニナリマスルト、生命保險ノ保険金ヲ支拂フ場合ニソレニ依ツテ公債ガ償却サレルト云フコトニナリマス、斯ウ云フコトニ付キマシテ政府ハ何カ今後御考ヘガアルカ、其ノコトヲ先ヅ御伺ヒ致シタイノデアリマス
ソレカラ官公吏ノ俸給或ハ「ボーナス」ナドニ對シマシテ或ル程度公債ヲ以テ振替拂ラシテ居ラレマスコトハ結構デアリマスガ、事實私共ノ知ル限りニ於キマシテハ、官吏或ハ公吏ノ所得ノ如何ニモ依リマセウガ、或ハ公吏ノ所得ノ如何ニモ依リマセウガ、

カーネト言ヒマスカ、ソンナ者ニ賣ツテ居リマスソレガ公債ノ信用ヲ非常ニ動搖セシメ、又公債ノ浮動性ヲ益、誘致スルコトニナツテ居リマス、此ノ事實ヲ政府ハドンナニ御覽ニナツテ居ルカ、尙且斯ウ云フ事實ガアツテモコノ振替拂ヒヲナサルトルナラバ、家族手當モアリマスガ、百尺竿頭一步ヲ進メテ官公吏ノ俸給ヲ減俸前ニ復ヘス必要ガアルノデハナイカト云フコトガ考ヘラレルノデアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテ今後ノ御考ヘヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○賀屋國務大臣 先づ方策ト致シマシテ主

ナルモノハ物價ノ安定デアリマス、モウ一

ツハ公債ノ賣却ノ自由デアリマス、此ノ二

大眼目ニ付キマシテ、ヨク公債ノ強制保有

ト云フコトガアリマスガ、強制保有ヲ致ス

ニハ賣却ノ制限ヲシナケレバマルデ方策ハ

尻抜ケデアリマス、ソレガ最モ惡イト私ハ

思ヒマス、ソレデ是ハ事變ノ前デアリマス

ガ、公債ノ郵便局賣出ヲヤリマシタ時ニ、

必ズは買上制度ト云フモノガオクテハナ

ラヌ、公債ノ價格ヲ下取ラズシテ買上ガル

制度、多少ノ手數料ヲ拂フ、之ヲ必ズヤラ

ナイト公債ノ郵便局賣出、所謂民衆化ハヤ

ツテ行ヶヌ、賣ル時ニハ必ズ買ツタ價格デ

賣レルト云フコトニシナケレバナラヌ、是

ガ第一デアリマス、ソレヲ往々履違ヘマシテ、

賣ツタ物ハ又買上ガラレルノヂヤ何ニモナ

ラヌ、郵便局ノ窓口ヘ來ルト散々御説教ヲ

スルト云フヤウナ、一ヲ知ツテ二ヲ知ラナ

シナ者ガアリマスカラ惡「ブローカー」ニ

掛ル、私ノ心配シタノハ九十八圓ノ公債ヲ

ベニナリマシタ報國債券等ニ依ツテ色々保

山ノ中ノ人ガ買ヒマシテ賣リニ行ク所ガナ

ト公債ヲ持ツコトガ厭ヤニナル、多少ノ手

數料ハ宜イガ、必ズ九十八圓ノモノハ九

十八圓ニ賣ル、之ヲ確保シテ行キタイ、ア

ト買上げノ制度デス、賣ル時ニ何時モ賣

レルモノナラバ、無用ニ賣ルモノヂヤアリ

マセヌ、賣レナイト思フカラ焦ツテ賣ル、

是ガ一番重要ナコトデアル、所謂預金ノ形

ニ於キマズル貯蓄ニ致シマシテモ、私ハ其

ノ考ヘヲ持ツテ居リマス、是ガ一番安

全ナ途デアリマス、大局ハ全體ノ經濟政

策、國策デアリマス、今國家ノ爲ニ必要ナ

ル資金ハ全部作リ、必要ナラザル所ニハ一文

モ出サヌ、是ガ昭和十二年以來ノ金融政策

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

ネ致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

臨時資金調整法デ抑ヘテ居リマスカラ、ソ

レ以外ニハ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 生命保險ハ現在ニ於キマ

シテモ大キナ資金ノ集積機關デアリマス、

現狀ニ於テハ銀行ニ次イデ、信託以上ノ資

金ガ集マル、而モ其ノ資金ノ投資ノ方向ハ

有益ナ方ニ行き、有益ナラザル方ニ行カヌヤ

ウニ統制ガ付イテ居リマシテ、國策的ニ用

ユル方向ハ十分ニ付イテ居リマス、是ハ國

營ニ致サヌデモ大體出來ルコトト思ヒマス

ソレカラ掛金ニ付キマシテハ今申上ガタ

ヤウウニ成ベク貯蓄ノ意味ニ於テ、現ニ外

ノ預金ヤ債券ノ形ニナツテ居ラヌ收入ノ中

カラ掛けテ貰ヒタ、國營ニ致スカ致サヌ

カハ、尙ホ他ノ觀點カラノ研究モ要ルト思

ヒマス、相當重大ナ問題デアリマスルカラ、

トモ亦躊躇致シテ居ル次第デアリマス

○勝委員長 村上君、地方局長ガ見エマシ

タ

ノ意見ハ申上ダルコトヲ此ノ場合控ヘタイ

ガ、實ハ報國債券ヲ買ツタ上ニ、保險ノ掛

金ハ又外ノ現金デ掛ケテ貰ヒタインデス、

サウシナイト時著ハ殖エマセヌ、サウ云フ

ヤウニシテ戴キタインデス、一番ノ本ハ何

ト言ヒマシテモ、公債ニ應募シテ、今ノ大

東亞戰爭ノ戰費ヲ作ルコトデアリマス、以

下ハ速記ニ残スコトヲ控ヘテ戴キマス

○勝委員長 速記ヲ止メテ……

（速記中止）

○藤本委員 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化致シマス、

公債ヲ以テ其ノ掛金ヲ充當セシムルヤト云

レコト、ソレカラ官公吏ノ減俸復活ノ問題、

此ノ二ツノ點ハ如何デアリマスカ

○賀屋國務大臣 今詳細御答辯ヲ承リマシタ、

私ハ公債ノ消化、ソレハ曠古ノ聖戰目的ヲ

達成スルガ爲ニ最モ必要デアリマスルガ故

ニ御尋ねシタノデアリマス、御方針ヲ御示

シ戴キマシテ仕合セデアリマス、尙ホ御尋

ね致シマシタ生命保險ヲ國營ニスルヤ、又

ノ骨子デアリマス、公債ヲ賣ツテ其ノ金ヲ

何處ヘ持ツテ行キ場ガナイノデアリマ

ス、一方消費ノ規正モ多少漏レルモノガア

レバ、是デ銀行ガ又公債ヲ消化

○村上(綱)委員 唯一點内務當局ニ御尋ねシテ見タイト思ヒマス、ソレハ外ノ問題デナインデアリマス、御承知ノ通り第六議會ニ於キマシテ大政翼賛會ノ問題ニ付テハ、或ハ豫算總會ニ於テ、或ハ決算委員會ニ於テ、或ハ地方分與稅改正法律案ノ委員會ニ於キマシテ盛ニ論議セラレマシテ、其ノ論議ガ殆ド最高潮ニ達シタ時デアリマス、私ハ分與稅ノ委員ト致シマシテ當時ノ留岡地方局長ニ對シテ質問ヲ試ミタノデアリマス、其ノ要旨ハ町内會ノ如キ、部落會ノ如キハ大政翼賛會ノ下部組織デアルト云フヤウナコトヲ盛ニ宣傳スル、ノミナラズ情報局務系統ノ下部組織デアルカ、其ノ當時ノ大政翼賛會ハ、町内會ノ如キ、部落會ノ如キハ大政翼賛會ノ下部組織ニアラズ、云フコトヲ明記シタノデアリマス、然ルニカラ發行シテ居リマス週報ニハ、圖面ヲ書イテ系統的ニ大政翼賛會ノ下部組織デアルトジテ、内務系統ノ下部組織デアルト云フコトヲ明察シタノデアリマス、其ノ後此ノ下部組織ノ取扱シ闕シマシテハ依然トシテ大政翼賛會ノ一部ノ如クデアリマス、私ハ其ノ後支部長タル縣知事ニ對シマシテ此ノ問題ヲ提ゲテ質問シタコトガアリマスガ、其ノ當時ノ知事ハ大政翼賛會ノ下部組織デナク、内務系統ノ下部組織デアルケレドモ、話スルト云フヤウナコトニナツテ居ルト聽イタノデアリマス、私ハ此ノコトヲ聽イテ實ニ驚イタノデアリマス、町内會ノ會長ノ如キ役員ハ、大政翼賛會ノ世話人トシテ世話スルト云フヤウナコトニナツテ居ルト聽イタノデアリマス、私ハ此ノコトヲ聽イテ實ニ驚イタノデアリマス、町内會ノ會長ナリ或ハ部落會ノ會長ガ大政翼賛會ノ世話人

トシテ世話スルト云フコトニ相成リマスレバ、成程大政翼賛會ノ下部組織デハナイケレドモ、事實ニ於テハ下部組織ト同様ニナルノミナラズ、實際ノ問題ニ觸レマシテハ大政翼賛會ノ下部組織トナリ、地方ニ於テ此ノ團體ヲ内務系統ノ下部組織ト認メテ居ル者ガ殆ドナイノデアリマス、此ノ點ガ私ハ其ノ後ドウ云フ風ニナツテ居ルカ、之ヲ内務當局ハ明確ニ地方長官ニ示シテ果シテ内務當局ノ言明ノ如ク實行ニナツテ居ルカドウカト云フコトヲ御尋ネシタインデアリマス、御承知ノ通リ大政翼賛會ニ付テハ地方ニ於テハ大政翼賛會ノ下部組織ト云フコトニ付テ非常ニ迷ツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ點ニ付テハ明瞭ニシテ置クコトガ最モ適當デアラウト思フノデアリマス、過日來豫算委員會ニ於テ、將又分科會ニ於キマシテ内務當局ハ議員ノ質問ニ對シテ下部組織ハ法制化スルノデアル、斯ウ云フコトヲ御答ヘニナツテ居ルト云フコトヲ新聞紙上ヲ通ジテ知ツタノデアリマス、然ラバ下部組織ヲ法制化スルノハ何時デアルカ、將又地方制度ノ改正ノ時デナケレバイケナイト致シマスレバ、ソレマデノ間此ノ下部組織ヲ發揮セシムル御考ヘハナイカト云フコトヲ御尋ネシタイト思ヒマス

今御話申上ガマシタヤウニ、町内會、部落會其ノモノノ下部組織ト云フコトデハゴザイマセヌ、是ハ去年前局長ガ御答ヘヲ致シタ通リデアリマス、但シ大政翼賛運動ヲ展開致シマシテ、國民ニ滲透スルト云フ意味合ニ於キマシテハ、此ノ町内會、或ハ部落會ト云フヤウナ組織ヲ使ヒマセヌケレバ到底目的ヲ達成スルコトガ出來ナイモノデアリマスカラ、斯様ナ意味合ニ於キマシテ此ノ部落會、町内會ノ組織ヲサウ云フ方面ニ活用シテ行クト云フコトハ宜シイコトト考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ點ハ同ジヤウデアリマスルガ、ソコガハツキリ達ツテ居ルト云フコトヲ御諒解願ヒタイト存ジマス

申シマスカ、話合デ事柄が進ンデ行クヤウ
ナ風ノ面モ残シテ行キタイ、窮屈デナイ制
度ノ設ケ方ヲ致シタイ、斯ウ云フ意味合デ
研究モシ、準備致シテ居リマスガ、未ダ此ノ
法案ガ出ルニ至リマセヌコトハ洵ニ殘念ニ
思ヒマス、是ハ市制、町村制ト云ブヤウナ
法律ノ改正ノ問題トシテ解決致シタイ、斯
様ニ存ジテ居リマス

○村上(紋)委員 只今御話ノ内務省訓令ノ
コトニ付キマシテハ、第七十六議會ニ於テ留
岡前地方局長カラ度々承ツタノデアリマス、
昨年九月ニ訓令ヲ發セラレタ、其ノ後ニ於
テ尙且大政翼賛會が大政翼賛會ノ下部組織
トシテ宣傳ヲシテ居ル、而モ只今申述べマ
シタヤウニ、系統圖マデ示シテ之ヲ下部組
織ノヤウニ示シテ居ルノデアリマス、ソレ
故ニ七十六議會ノ地方分與稅委員會ニ於
テ、此ノ問題ガ取上げラレマシテ盛ンニ論
議セラレタノデアリマス、此ノ時ニ只今申
上げマシタ如ク當時ノ地方局長ハハツキリ
セシメント云フヤウナ明答ヲ與ヘタノデア
リマスケレドモ、今以テ私ニハソレガハツ
キリシテ居ナイ、御承知ノ通り是マデ或ハ
市會議員ノ選舉、町村會議員ノ選舉ガ行ハ
レマシタガ、ヤハリ下部組織ナルモノガ選
舉ニ参加シ、推薦制ヲ設ケマシテ、而シテ
推薦制ニ依ツテ選舉ヲ行ツタ、其ノ中堅ハド
ウカト申シマスト、或ハ町村長、或ハ大政
翼賛會ノ役員、或ハ選舉肅正中央聯盟ノ役
員トカ云フヤウナモノガ一體トナツテ推薦
選舉ヲヤツテ居ル、斯ウ云フヤウナ例ガア
ルノデアリマス、御承知ノ通り最近衆議院
議員總選舉ヲ控ヘ、將又各地ニ於テ町村會
議員、市會議員ノ選舉ヲ行フノデアリマス
ガ、是ガヤハリ曖昧模糊ノ裡ニ行ハレルト

云フコトニナリマスルト、ソニ非常ナ間題ガ起リハシナイカト思フノデアリマス、是ハドウシテモ、何等カノ方法ニ於テ内務系統ノ下部組織デアルト云フコトヲハツキリ示シテ戴キタイト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テ何カ御腹案ヲ御持チデアリマスカ、之ヲ伺ヒタイ

アリマスカラ、常ニ其ノ人ヲ知ルト云フコ
トモ難カシイト思ヒマズガ、町村或ハ部落
ニ於テハ常ニ顔ヲ合ハシテ居リマスノデ、
毎月常會ヲ開ク爲ニ非常ニ迷惑ラシテ居ル
所ガ多イノデアリマス、私ノ地方ニ於キマ
シテハ町内ニ於キマシテ不幸事ガアリマス
ト、町内ノ各戸カラ一人ヅツ集マリマシテ、

○成田政府委員 只今ハ町内會、部落會或
ハ隣組ニ於キマスル常會ガ、月一回ハ多
過ギルノデハナイカト云フ御趣旨ノ御質問
ト拜承致シタノデアリマス、私共内務省ト
致シマシテハ、御話ノヤウニ常會八月一回
ヤルヤウニ指導シテ居リマス、府縣或ハ
市町村ノ常會、下ツテ町内會、部落會、

○勝委員長 河野君
ト一ツ來月ノ常會ニハ徹底シヨウデヤナイ力ア
ト云フヤウナコトデ、寧ロ整理ト云フ惡イ
ノデゴザイマスケレドモ、重點主義ニ基イ
テ常會ニ徹底スペキ事項ヲ整理シテ居ルヤ
ウナ狀態デゴザイマスノデ、月一回位ノ常
會ハ適當デアラウト考ヘテ居リマス

○成田政府委員 下部組織ニアツテ、翼賛會ノ下部組織デナ
イト云フコトハ先程御答ヘヲ致シタ通りデ
アリマス、圓面ガアルトカナイトカ云フ御
話モアリマシタガ、結局大政翼賛會自體ノ
機構ト致シマシテ、市町村支部ガ一番下ニ
ナツテ居ルノデアリマス、其ノ下ニハ組織
ガナイ形ニナツテ居ルト承知ヲシテ居リマ
ス、又只今御答ヘヲ致シマシタコトハ、昨年
ノ四月デアリマシタカ、地方長官會議ガ開
カレマシタ際ニ、留岡前地方局長カラハツ
キリト其ノ點ノ話ヲサレテ居リマスノデ、
其ノ點ニ付テノ誤解ハナイト思ヒマス、是
モ先程申上ゲマシタヤウニ、ソレナラバ全
然使ハナイカト言ヒマストソレハサウデハ
ナイノデアリマシテ、町村ノ下部組織ニア
リマスガ、大政翼賛運動ト云フモノノ展開
ノ爲ニ、之ヲ活用シテ行クト云フコトハ宜
シイコトト考ヘテ居リマス

○村上(紋)委員 尚ホ一黒御尋ネシタイノ
デアリマスガ、此ノ町内會、部落會ニ於キ
マシテ、御承知ノ通リ常會ト云フモノ
主婦會ノ常會ガアリマス、所ガ大都市ニ於
ガゴザイマス、或ハ月ニ一回ノ常會ヲ開
キ、又主婦會ト云フモノガアツテ月ニ一回
申シマシテ、兎ニ角交際ノ區域ガ狭イノデ
ルカモ知レナイ、昔カラ向フ三軒隣接リト
申シマシテ、兎ニ角交際ノ區域ガ狭イノデ

凡ユル世話ヲスル、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、所謂淳風美俗ト申シマセウカ、實ニ美ハシイコトガ各地ニアルノデアリマス、然ルニ常會ガ出來マシテ常會ヲ毎月招集シ、毎月開キマシテモ常會トシテ相談スル材料ハナイ、材料ガナイト隨テ人ノ批評ニ依ツテ却テ感情ノ疎隔ヲ來スト云フヤウナコトガ多イノデアリマス、殊ニ主婦會ニ至リマシテハ、御承知ノ通り女ト云フモノハ能ク喋ル、井戸端會議トカ、或ハ女ノ字ヲ三字書イテ姦シト云フヤウナコトデ能ク喋ルノデアリマス、主婦會ニ於キマシテ來テ居ラヌ人ノ批評ヲスル、ソレガ一日二口聞エテ、詰リ近所同士ガ疎隔ヲスルト云フヤウナコトニナリマシテ、私ハ町會トカ、常會トカ、或ハ主婦會トカ、部落會トカ云フヤウナモノニ對シテハ何カ御考へ直シヲシナケレバナラヌデアラウト思ヒマス、之ヲ或ハ一年ニ四回トカ、或ハ招集スル場合ニ於テハ問題ヲ掲ゲテ、ソレ以外ニハ話ヲシナイト云フヤウナコトデ制限ヲスルカ何カシナイト、却テ近所隣リガ感情ノ疎隔ヲ來ス、一億一心ニ支障ヲ來スト云フコトガセヌカ、此ノ點ヲ一つ伺ツテ置キタイト思ヒマス

隣組ノ常會ハ月一回ヤルヤウニ指導シテ居リマスガ、是ハ只今ノ御話ト私共ノ見テ居ル所ハ少シ違フヤウニ存ジマス、私共トシマシテハ此ノ時局ニ於キマシテ、町内會、部落會ノ活動ヲスル、又相談ヲスルヤウナ仕事が非常ニ殖エテ居ルヤウニ思ツテ居リマス〔其ノ通り〕ト呼ブ者アリ)又サウ云フ時局的ナ仕事ニ付キマシテハ、斯ウ云フ町内會、部落會ノ如キ組織ガ最モ働イテ戴キタイト思フノデアリマス、配給ノ問題デアリマストカ、或ハ貯蓄ノ獎勵デアリマストカ、或ハ金屬類ノ回收デアリマストカ、色々問題ガゴザイマスノデ、斯ウ云フ點ハ町内會、部落會ト云フヤウナ隣保ノ精神デ纏ツテ居ル所デ圓満ニヤツテ戴キタイト者ヘテ居リマス、寧ロ私共ト致シマシテハ町内會、或ハ部落會、是等ノ常會ニ對シテ餘りニ註文ガ餘計行キ過ギハシナイカト云フ心配ヲシテ居ルノデアリマス〔其ノ通りダ〕各省カラ持寄リマシテ、來月ハ斯ウ云フコトニ付キマシテ、ト呼ブ者アリ)ソコデ中央ニ於キマシテハ情報局ガ主トナリマシテ、毎月ノ常會ニ何底事項ト云フモノヲ相談シテ居ルノデアリマス、此ノ情報局ノ連絡會議ニ各省ガソレニ付テ一つ當會ニ徹底シタイ、常會ノ徹底ニ付テ一つ當會ニ徹底シタイ、常會ノ徹底ノ問題ヲ持寄リマシテ、其ノ申デ最モゾレノ問題ヲ持寄リマシテ、之ヲ

○河野(密)委員　是デ質問ヲ打切ツテ戴キ
タイト思ヒマスガ、質問ヲ終結致シマス前
ニ、増稅各案ニ關シマシテ、其ノ規定ノ一
部ヲ勅令其ノ他ニ譲ツタノガアリマスガ、
其ノ内容ニ付キマシテハ政府カラ參考書ガ
提出サレテ居リマス、之ニ付テ一々御質問
申上ガルノハ煩雜ニナリマスノデ、質問ヲ
省略致シマシテ、政府カラ御提出ニナリマ
シタ参考書ヲ其ノ儘速記錄ニ掲載スルコト
ニ致シタイト思ヒマスガ、御説リヲ願ヒマス
○勝委員長　御説リ致シマス、只今ノ河野
君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○勝委員長　ソレデハ左様ニ決シマス——
是デ本委員會ニ付託セラレマシタ所得稅法
中改正法律案其ノ外十七件ニ關スル質疑ハ
大體ニ於テ終了致シマシタ、ソレデ若シ必
要ナル質疑ノ簡單ナルモノガアツタ場合ニ
於テハ、一、二簡單ナモノニ限ツテ之ヲ認メ
ルト云フコトニ致シマシテ、一應質疑ハ終
了シタイト思ヒマスガ、如何デセウカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○勝委員長　ソレデハ左様ニ決シマス、明
日ハ午後一時カラ採決ニ入りマスカラ、左
様御承知ヲ願ヒマス、本日ハ是ニテ散會致
シマス

午後四時二十分散會

10. The following table summarizes the results of the study.

〔參照〕

政府ヨリ提出セル參考資料（各稅命

令案要綱）

一、所得稅法中改正法律案關係命

令案要綱

一 法案第十二條第七項關係

(一) 株式ノ清算取引ニ付實物ノ引渡

ニ依リ決済ヲ爲シタル場合ニ於テ賣

約定金額ガ當該株式ノ引渡ノ時ニ於

ケル價額ヨリ小ナルトキハ其ノ價額

ト賣約定金額トノ差額ハ之ヲ損失ト

シテ收入金額ヨリ差引キテ計算スル

コト

(二) 株式ノ清算取引ニ付實物ノ引受ニ

依リ決済ヲ爲シタル場合ニ於テ賣約

定金額ガ當該株式ノ引受ノ時ニ於ケ

ル價額ヨリ大ナルトキハ賣約定金額

ト其ノ價額トノ差額ハ之ヲ損失トシ

テ收入金額ヨリ差引キテ計算スルコ

ト

二 附則關係

(一) 第三項又ハ第四項ニ規定スル申

告書又ハ申請書ハ施行規則第三十六

條又ハ第三十七條ニ規定スル事項ヲ

記載シ所轄稅務署ニ提出スベキコト

(二) 第五項ニ規定スル申告書又ハ申

請書ハ施行規則第三十八條又ハ第三

十九條ニ規定スル事項ヲ記載シ昭和

十七年四月一日以後最初ノ給與ノ支

拂ヲ受クル日ノ前日迄ニ支拂者ヲ經

由シ所轄稅務署ニ提出スベキコト

ト

二、臨時利得稅法中改正法律案關

係命令案要綱

一 法案第十一條ノ二關係

不動產、不動產上ノ權利、船舶又ハ鑛

業者ハ砂礫業ニ關スル權利若ハ設備ニ

シテ昭和十一年十二月三十一日後ニ於

テ取得シタルモノノ取得價額ハ建築、

製造又ハ創設ニ因リ取得シタルモノニ

付テハ其ノ建築費、製造費又ハ創設費

(鑛業又ハ砂礫業ニ關スル權利ニ在リ

テハ探鑿ノ費用ヲ含ム)ニ依リ他人ヨ

リ讓渡ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ對

價(取得ニ關スル必要ノ經費ヲ含ム)ニ

依ルコト

二 法案第十四條關係

(一) 現事業年度ノ拂込株式金額、出資金額、

基金又ハ醸金ニ百分ノ三十ノ割合ヲ乘

ジテ算出シタル金額ヨリ現事業年度ノ

積立金額ヲ控除シタル殘額ニ年百分ノ

十ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ノ計

算方法ヲ規定スルコト

三、臨時租稅措置法中改正法律案

關係命今案要綱

一 法案第一條ノ二關係

別表ニ掲グル事業ニ付必要ナル業種ヲ

追加スルト共ニ運用シ得ル有價證券ニ

政府保證社債券等ヲ追加スルコト

統制會社、共販會社ニシテ大藏大臣ノ

指定スルモノガ價格政策ノ必要上價格平

衡資金ヲ設定シ一定ノ金額ヲ當該資金

ニ織入レタルトキハ其ノ織入金額ハ一

定條件ノ下ニ法人稅法ニ依ル所得、營

業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依

ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入スルコ

ト

(二) 個人ノ受クル銀行定期預金ノ利

子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付テハ

郵便官署ニ保管ヲ委託シ居ル國債ニ付

テハ改正法施行直前ニ到來シタル利拂

期日ヨリ起算シ三年以上ヲ經過シタ

三 法案第一條ノ九關係

(一) 個人ノ受クル銀行定期預金ノ利

子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付テハ

郵便官署ニ保管ヲ委託シ居ル國債ニ付

テハ改正法施行前ヨリ引續キ登錄シ又ハ

ベキコト

六 法案第一條ノ十三關係

(一) 銀行(日本銀行ヲ除ク)、生命保

預ヶ入若ハ信託又ハ繼續ノ期間ニ應

ジ税率ヲ左ノ如ク輕減スルコト

預ヶ入又ハ信託ノ時ヨリ一年ヲ經

過シ二年ニ満タザル間ニ於テ支拂

ヲ受クルモノ 百分ノ一

同二年ヲ經過シ三年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ二

同三年ヲ經過シ四年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ三

同四年ヲ經過シ五年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ四

同五年ヲ經過シ六年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ五

同六年ヲ經過シ七年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ六

同七年ヲ經過シ八年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ七

同八年ヲ經過シ九年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ八

同九年ヲ經過シ十年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ九

同十年ヲ經過シ十一年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十

同十一年ヲ經過シ十二年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十一

同十二年ヲ經過シ十三年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十二

同十三年ヲ經過シ十四年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十三

同十四年ヲ經過シ十五年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十四

同十五年ヲ經過シ十六年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十五

同十六年ヲ經過シ十七年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十六

同十七年ヲ經過シ十八年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十七

同十八年ヲ經過シ十九年ニ満タザル間

ニ於テ支拂ヲ受クルモノ 百分ノ十八

ル後ニ生ズル利子ニ付前項ヲ適用スルコト

改正法施行前ヨリ引續キ登錄シ又ハ郵便官署ニ保管ヲ委託シ居ル國債ノ利子ニ付テハ登錄シ又ハ郵便官署ニ保管ヲ委託シタル日ヨリ起算シ三年以上ヲ經過シタルトキハ前項ニ該當スルニ至ル迄ハ百分ノ三ヲ輕減スルコト

(三) 個人ノ登錄シタル國債以外ノ公債及社債ノ利子ニシテ登錄シタル日ヨリ起算シ三年以上ヲ經過シタル後ニ生ズルモノニ付テハ税率ヲ百分ノ五輕減スルコト

社債等登錄法施行後六月以内ニ登錄シタルモノニ付テハ前項ノ期間ニ満タザル場合ニ於テモ税率ヲ百分ノ二輕減スルコト但シ登錄シタル日ヨリ起算シ三年未滿ノ間ニ於テ登錄ヲ廢止シタルトキハ輕減稅額ハ之ヲ追徵スルコト

(四) 法案第一條ノ十一關係

(一) 銀行ガ政府ノ承認ヲ得テ日本興業銀行

シタルモノハ其ノ期間ニ拘ラズ總テ二年ヲ經過シタルモノト看做シテ前項ノ規定ヲ適用スルコト

(二) 個人ノ登錄シ又ハ郵便官署ニ登錄シ又ハ郵便官署ニ保管ヲ委託シタル國債ノ利子ニシテ其ノ供託期間内ニ生ジタル利子額ニ付輕減スルコト

(三) 質蓄銀行ハ前項ノ公債及社債ノ利子ノ支拂ヲ受クル際質蓄銀行法第九條第一項ノ規定ニ依ル供託公社債ナル旨ヲ利子支拂ノ取扱者ニ告知スベキコト

險會社及無盡會社ノ登錄シタル公債
及社債ノ利子ニシテ其ノ登錄期間内
ニ生ジタル利子額ニ付輕減スルコト
(二) 貯蓄銀行竝ニ定期預金ノ利率年
三分四厘以上ナル銀行ノ所有スル登
錄國債ノ利子ニ付テハ税率ヲ百分ノ
四トスルコト

七 法案第一條ノ十四關係

別表ニ掲タル事業ヲ營ム法人等ニシテ
大藏大臣ノ指定スルモノノ株式等ニシ
テ改正稅法施行後ノ拂込ニ係ルモノニ
對スル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金
ノ分配ニ付分類所得稅ノ税率ヲ百分ノ
二輕減スルコト但シ配當率年七分以下
ナル場合ニ限ルコト

八 法案第一條ノ十六關係

(一) 法人ノ爲シタル寄附金(國防獻
金及恤兵金ヲ除ク)ニシテ當該事業
年度ノ所得金額ニ百分ノ一五程度
ヲ乘ジテ算出シタル金額資本金額
ニ年千分ノ二乃至三程度ヲ乘ジテ算
出シタル金額トノ合計額ノ三分ノ一
ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ
超過額ハ法人稅法ニ依ル所得、營業
稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依
ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セザ
ルコト

(二) 前項ノ制限額ヲ超エテ寄附ヲ爲
サントスル法人ガ其ノ超過額ニ對ス
ル法人稅ノ免除ヲ受ケントスルトキ
ハ寄附前ニ於テ其ノ旨ヲ申請スベキ
コト

(三) 前項ノ申請アリタル場合ニ於テ
大藏大臣之ヲ必要ト認ムルトキハ寄
附金審査委員會ノ議ヲ經テ法人稅ヲ

免除シ得ルモノトスルコト

ニ相當スル部分ヲ廢止シタル個人ト
スルコト

(二) 更生絲織物ニシテ昭和十四年九
月五日商工省告示第二三五號ノ規格
ニ該當スル織物中ステーブルファイ
バート麻トノ混紡絲ヲ以テ組成スル
ノ申請アリタルトキハ寄附金審査委
員會ノ諮詢ヲ經テ其ノ全部又ハ一部
ヲ損金ニ算入スルコトヲ得ルコト

(四) 昭和十七年一月一日以前ニ寄附金
ヲ支出シタル法人又ハ同日前ノ約束
ニ係ル寄附金ニシテ同日以後ニ支出
シ若ハ支出ゼントスル法人ヨリ免稅
ノ申請アリタルトキハ寄附金審査委
員會ノ諮詢ヲ經テ其ノ全部又ハ一部
ヲ損金ニ算入スルコトヲ得ルコト

(二) 所得又ハ純益ノ申告ト同時ニ輕
減又ハ免除ノ申請ヲ爲サシムルコト
(三) 輕減又ハ免除スペキ分類所得稅
額ハ所得金額ノ總額ニ對スル當該營
業ヨリ生ズル所得金額ノ割合ヲ徵收
稅額ニ乘ジテ之ヲ計算スルコト

(四) 輕減又ハ免除スペキ綜合所得稅
額ハ總所得金額ニ對スル當該營業ヨ
リ生ズル所得金額ノ割合ヲ總稅額ニ
乘ジテ之ヲ計算スルコト

(五) 總所得金額ハ勤勞所得ノ控除ヲ
爲シタル後ノ金額ニ依ルコト

(六) 行政官廳ノ指導又ハ斡旋ニ依リ賣渡
ヲ受ケタルアルコールヲ原料トシテ製
造シタル合成清酒ニ付テハ酒類製造者
ノ申請ニ依リ其ノ酒類造石稅ヲ免除ス
ルコト

(七) 賣法第二十條第二號ノ規定ニ依リ賣渡
ヲ受ケタルアルコールヲ原料トシテ製
造シタル合成清酒ニ付テハ酒類製造者
ノ申請ニ依リ其ノ酒類造石稅ヲ免除ス
ルコト

(八) 賣法第二十二條ノ三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九) 法案第一條ノ二十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十) 法案第一條ノ二十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十一) 法案第一條ノ二十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十二) 法案第一條ノ二十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十三) 法案第一條ノ二十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十四) 法案第一條ノ二十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十五) 法案第一條ノ二十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十六) 法案第一條ノ二十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十七) 法案第一條ノ二十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十八) 法案第一條ノ三十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(十九) 法案第一條ノ三十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十) 法案第一條ノ三十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十一) 法案第一條ノ三十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十二) 法案第一條ノ三十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十三) 法案第一條ノ三十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十四) 法案第一條ノ三十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十五) 法案第一條ノ三十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十六) 法案第一條ノ三十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十七) 法案第一條ノ三十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十八) 法案第一條ノ四十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(二十九) 法案第一條ノ四十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十) 法案第一條ノ四十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十一) 法案第一條ノ四十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十二) 法案第一條ノ四十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十三) 法案第一條ノ四十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十四) 法案第一條ノ四十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十五) 法案第一條ノ四十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十六) 法案第一條ノ四十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十七) 法案第一條ノ四十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十八) 法案第一條ノ五十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(三十九) 法案第一條ノ五十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十) 法案第一條ノ五十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十一) 法案第一條ノ五十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十二) 法案第一條ノ五十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十三) 法案第一條ノ五十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十四) 法案第一條ノ五十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十五) 法案第一條ノ五十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十六) 法案第一條ノ五十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十七) 法案第一條ノ五十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十八) 法案第一條ノ六十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(四十九) 法案第一條ノ六十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十) 法案第一條ノ六十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十一) 法案第一條ノ六十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十二) 法案第一條ノ六十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十三) 法案第一條ノ六十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十四) 法案第一條ノ六十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十五) 法案第一條ノ六十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十六) 法案第一條ノ六十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十七) 法案第一條ノ六十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十八) 法案第一條ノ七十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(五十九) 法案第一條ノ七十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十) 法案第一條ノ七十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十一) 法案第一條ノ七十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十二) 法案第一條ノ七十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十三) 法案第一條ノ七十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十四) 法案第一條ノ七十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十五) 法案第一條ノ七十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十六) 法案第一條ノ七十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十七) 法案第一條ノ七十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十八) 法案第一條ノ八十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(六十九) 法案第一條ノ八十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十) 法案第一條ノ八十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十一) 法案第一條ノ八十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十二) 法案第一條ノ八十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十三) 法案第一條ノ八十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十四) 法案第一條ノ八十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十五) 法案第一條ノ八十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十六) 法案第一條ノ八十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十七) 法案第一條ノ八十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十八) 法案第一條ノ九十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(七十九) 法案第一條ノ九十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十) 法案第一條ノ九十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十一) 法案第一條ノ九十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十二) 法案第一條ノ九十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十三) 法案第一條ノ九十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十四) 法案第一條ノ九十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十五) 法案第一條ノ九十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十六) 法案第一條ノ九十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十七) 法案第一條ノ九十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十八) 法案第一條ノ一百關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(八十九) 法案第一條ノ一百零一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十) 法案第一條ノ一百零二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十一) 法案第一條ノ一百零三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十二) 法案第一條ノ一百零四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十三) 法案第一條ノ一百零五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十四) 法案第一條ノ一百零六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十五) 法案第一條ノ一百零七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十六) 法案第一條ノ一百零八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十七) 法案第一條ノ一百零九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十八) 法案第一條ノ一百一十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(九十九) 法案第一條ノ一百一十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百) 法案第一條ノ一百一十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零一) 法案第一條ノ一百一十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零二) 法案第一條ノ一百一十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零三) 法案第一條ノ一百一十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零四) 法案第一條ノ一百一十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零五) 法案第一條ノ一百一十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零六) 法案第一條ノ一百一十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零七) 法案第一條ノ一百一十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零八) 法案第一條ノ一百二十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百零九) 法案第一條ノ一百三十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一零) 法案第一條ノ一百一十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一一) 法案第一條ノ一百一十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一二) 法案第一條ノ一百一十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一三) 法案第一條ノ一百一十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一四) 法案第一條ノ一百一十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一五) 法案第一條ノ一百一十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一六) 法案第一條ノ一百一十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一七) 法案第一條ノ一百一十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一八) 法案第一條ノ一百一十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百一九) 法案第一條ノ一百二十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百三十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百二十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百三十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十一關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十二關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十三關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十四關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十五關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十六關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十七關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十八關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百一十九關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

(一百二十) 法案第一條ノ一百二十關係
所轄稅務署ノ承認ヲ受ケアルコール專
用地、サージ等

左ニ掲タル遊技場ノ用ニ使用スル電氣
又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯稅ヲ課スルコト

(一) 舞踏場

(二) ゴルフ場

(三) スケート場

(四) 其ノ他一定ノ設備ヲ爲シ公衆ノ
遊技ノ用ニ供スル場所

五 法案第一條第五號關係

左ニ掲タル者ノ親睦ヲ圖リ又ハ其ノ慰
安若ハ娛樂ノ用ニ供スル場所(専ラ勞
務者ノ親睦ヲ圖リ又ハ其ノ慰安若ハ娛
樂ノ用ニ供スル場所ヲ除ク)ノ用ニ使
用スル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯稅ヲ
課スルコト

(一) 組合ノ組合員

(二) 會社其ノ他ノ法人ノ職員

(三) 其ノ他相互ニ特殊ノ關係アル者

(一) 組合ノ組合員

(二) 會社其ノ他ノ法人ノ職員

(三) 其ノ他相互ニ特殊ノ關係アル者

左ニ掲タル機械、器具又ハ裝置ノ用ニ
使用スル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯稅
ヲ課スルコト

(一) ストーブ、ラヂエーター、溫風
機、炬燵、行火、火鉢、足溫器、布
團、扇風機及ルームクリーラー

(二) パーマネントウェーブ機、同附
屬ドライヤー及美容用鏡

(三) ラヂオ、蓄音機及時計

(四) 掃除機及床磨機

(五) エレベータ及エスカレータ

(六) 煙冷房裝置及換氣裝置

六 法案第四條第一號關係

左ノ公共團體ヲ指定スルコト
(一) 府縣組合、市町村組合、町村組
合及市町村内ノ區

七 法案第五條第一號關係

左ニ掲タル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯
稅ヲ課セザルコト

(一) 農業、畜產業、養蠶業及林業ヲ含
ム、水產業又ハ礦業(砂礦業及土石
採取業ヲ含ム)ヲ營ム者ガ事務所及
自己ノ收穫又ハ採掘若ハ採取シタル
物ヲ販賣スル目的ヲ以テ設ケタル營
業場以外ノ場所ニ於テ其ノ業務ノ用
ニ使用スルモノ

(二) 工業(土木建築業、電氣供給業、
瓦斯供給業及水道業ヲ含ム)ヲ營
ム者ガ工場又ハ作業場ニ於テ其ノ業
務ノ用ニ使用スルモノ

(三) 地方鐵道業者、軌道經營者、旅
客自動車運輸事業者、貨物自動車運
送事業者、自動車道事業者、海運組合
法第一條第一號ノ海運業者及航空機
ニ依ル運送業者ガ事務所以外ノ場所
ニ於テ其ノ業務ノ用ニ使用スルモノ

左ニ掲タル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯
稅ヲ課セザルコト

(一) ストーブ、ラヂエーター、溫風
機、炬燵、行火、火鉢、足溫器、布
團、扇風機及ルームクリーラー

(二) パーマネントウェーブ機、同附
屬ドライヤー及美容用鏡

(三) ラヂオ、蓄音機及時計

(四) 掃除機及床磨機

(五) エレベータ及エスカレータ

(六) 煙冷房裝置及換氣裝置

(二) 私立ノ圖書館ガ其ノ用ニ使用ス
ルモノ

(三) 診療所又ハ歯科診療所ノ用ニ使
用スルモノ

(四) 電氣事業者ニ非ザル者ガ自ラ發
アル場合ニ於テ臨時ノ用ニ使用スル
モノ

(二) 電柱等ニ依ルモノ

(三) 入場券又ハ乗車船券ニ類スルモ
ノニ依ルモノ

(四) 入場券ノ袋等ニ依ルモノ

(五) 諸藝ノ番附、受取書等ニ依ルモ
ノ

(六) 照明ニ依ルモノ但シ廣告ヲ爲ス
業ヲ營ム者ノ爲スモノニ限ル

(二) 法案第一條第二種第三號關係

同一ノ需用場所ニ於ケル定額制ニ依ル
電燈又ハラヂオノ總燭光數又ハ總容量
ガ六十四燭光又ハ八十ワット以下ナル
トキハ電氣瓦斯稅ヲ課セザルコト燭光
數ヲ容量ニ又ハ容量ヲ燭光數ニ換算ス
ル場合ハ一燭光ハ一・二五ワット、一
ワットハ〇・八燭光トシテ計算スルコ
ト

(二) 廣告ヲ指定スルコト

(一) 曆商品目錄、時間表、電話番
號記入表、案內表、繪葉書等ニ依ル
モノ

(二) 燐寸ニ依ルモノ

(三) 法案第一條第二種第四號關係

第二種第四號ノ規定ニ依リ左ニ掲タル
廣告ヲ指定スルコト

(一) 緞帳、引幕等ニ依ルモノ

(二) 照明ニ依ルモノニシテ一ノ(六)
ニ該當セザルモノ

(三) 廣告塔ニ依ルモノ等

(二) 法案第四條第一號關係

左ニ掲タル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯
稅ヲ課セザルコト

(一) 農業(畜產業、養蠶業及林業ヲ
含ム)、水產業、鑄業(砂鑄業及土石
採取業ヲ含ム)又ハ工業(土木建築
業、電氣供給業、瓦斯供給業及水道
業ヲ含ム)ニ關スル試驗所又ハ研究
所ノ用ニ使用スルモノ

金額ヲ以テ一月ノ料金トスルコト
五 廣告稅法案關係命令案要綱

一 法案第一條第一種第三號關係

(二) 廣告ヲ指定スルコト

(二) 電氣事業ノ設備ニ依ルモノ

(二) 電柱等ニ依ルモノ

(二) 入場券又ハ乗車船券ニ類スルモ
ノニ依ルモノ

(二) 廣告ヲ指定スルコト

(二) 曆商品目錄、時間表、電話番
號記入表、案內表、繪葉書等ニ依ル
モノ

(二) 燐寸ニ依ルモノ

(二) 法案第四條第一號關係

共團體ヲ指定スルコト

(二) 法案第四條第一號ノ規定ニ依リ左ノ公
合、市町村内ノ區及町村制ヲ施行セ
ザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキ團體

(二) 市町村學校組合、町村學校組合

及學區

(三) 水利組合、水利組合聯合及北海
道土功組合
法案第四條第五號關係

法案第四條第五號規定ニ依リ廣告稅
ヲ課セザル廣告ヲ左ノ如ク定ムルコト

(一) 慈善事業又ハ社會事業ニ關スル
モノ

(二) 軍人ノ慰恤又ハ軍事援護ニ關ス
ルモノ

(三) 私立ノ幼稚園、中學校、高等女
學校、實業學校、專門學校、高等學
校、大學及此等ニ準ズル私立學校並
ニ國民學校ニ準ズル各種學校ガ廣告
主タルモノ

(四) 國防金品ノ獻納又ハ募集ニ關ス
ルモノ

(五) 講演會又ハ演說會ニシテ入場料
二十錢以下ナルモノニ關スルモノ

(六) 第二種第一號又ハ第四號ノ廣告
ニシテ營業所又ハ事務所ニ附屬シテ
當該營業所又ハ事務所ノ爲ニ爲スモ
ノ

六 法案第六條關係

法案第六條第一項乃至第三項ノ規定ニ
依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出ス
ルコト

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務
署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキ
ハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス
ルコト

六、馬券稅法案關係命令案要綱

一 法案第二條及第三條第二號關係
勝馬投票券又ハ優等馬票ノ購買者ニ拂
戾スベキ金額ヨリ控除スル金額ハ勝馬

投票券又ハ優等馬票ノ額面金額ニ勝馬

投票的中數又ハ優等馬投票的中數ヲ乘
ジテ得タル金額トスルコト

二 法案第四條關係

課稅標準額ノ申告書ハ稅率ノ區別ニ從
ヒ其ノ金額ヲ區分シテ之ニ記載シ競馬
又ハ鐵錆馬競走開催ノ場所ノ所轄稅務
署ニ之ヲ提出スルコト

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務
署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキ
ハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス
ルコト

昭和十七年二月四日印刷

昭和十七年二月五日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局